

第150回国会概観

第150回国会（臨時会）は9月21日に召集され、12月1日、72日間の会期を終了した。

開会式は召集日の午後3時から、参議院議場で行われた。

会期については、召集日の衆参両院本会議において12月1日までの72日間とすることを賛成多数により決定した。

同日、開会式に引き続き、衆参両院本会議において、森喜朗内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する代表質問は9月25日、26日、27日に行われた。

法律案は公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）をはじめ、少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）、警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）、健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）、医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）等多くの重要法案が成立した。

また、11月22日、平成12年度補正予算が成立した。今回の補正予算は、10月19日、政府において決定された総事業規模11兆円程度の日本新生のための新発展政策を実施する等のために編成された。

会期の前半では、参議院の比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数を削減すること等を内容とする公職選挙法改正案（参第7号）が大きな焦点となった。参議院において、斎藤十朗議長は、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党の3会派が名簿提出を拒否したまま、選挙制度に関する特別委員を指名した。選挙制度に関する特別委員会では、野党欠席のまま与党等だけにより公職選挙法改正案の審議が進められ、10月13日、可決された。16日、斎藤議長はこの事態を收拾するため自らの議長あつせん案を提示したが、18日、不調に終わったため、菅野久光副議長に辞表を提出し、19日、参議院本会議において、斎藤議長の辞任を許可し、後任に井上裕君が議長に当選した。同日、同法案は本会議において可決され、26日、衆議院本会議において可決され、成立した。

会期の終盤では、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の4会派が共同して森内閣不信任決議案を提出し、11月21日未明、衆議院本会議において内閣不信任決議案は記名投票の結果、否決された。

10月25日及び11月1日の2回、国家基本政策委員会合同審査会が開かれ、鳩山由紀夫君、不破哲三君、土井たか子君と森総理が討議を行った。

10月27日、中川秀直内閣官房長官は辞任し、後任に福田康夫衆議院議員が就任した。

11月17日、衆議院本会議で、22日、参議院本会議において、第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議案がそれぞれ可決された。

11月29日、議会開設110年記念式典が天皇、皇后両陛下、秋篠宮ご夫妻をお迎えして参議院議場において開かれた。また12月1日から7日まで、議会政治展示会が憲政記念館において開催された。

12月1日、参議院本会議において、請願審議及び閉会中審査等の会期末手続を行い、衆議院本会議においても、請願審議及び閉会中審査等の会期末手続を行い、閉幕した。

議院の構成

召集日当日、本会議において議員の議席を指定し、斎藤議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、選挙制度に関する特別委員会の5特別委員会を設置した。

また、18常任委員長のうち法務、外交防衛、文教科学、国民福祉、農林水産、経済産業、国土環境、予算、決算、行政監視の10委員長の辞任許可と選任を行った。

また、同日、選挙制度に関する特別委員会を除く4特別委員会が開会され、委員長が互選された。選挙制度に関する特別委員会は野党が設置に反対し、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党の3会派は委員名簿の提出を拒否し、設置当日、開かれなかった。

10月2日、選挙制度に関する特別委員会は、二院クラブ・自由連合を除く野党会派欠席のまま開会し、委員長に倉田寛之君（自由民主党・保守党）を選任した。

11月10日、本会議において、井上議長の発議により、選挙制度に関する特別委員会は政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会と改めた。

衆議院では、召集日当日、本会議において、安全保障委員長の辞任許可と選任を行い、災害対策特別委員会外5特別委員会を設置した。

森総理大臣の所信表明演説

9月21日、両院本会議において、森総理が所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

私は、20世紀最後のこの国会を、21世紀の「日本新生」の礎を築く重要な国会にしたいと考えている。

「日本新生」の最も重要な柱は「IT（情報技術）戦略」、いわばE-ジャパンの構想である。「日本型IT社会」の実現こそが、21世紀という時代に合った豊かな国民生活の実現と我が国の競争力の強化を実現するためのかぎであるからである。「日本型IT社会」実現のため、早急にIT国家戦略を取りまとめる。5年後には我が国を世界の情報通信の最先端国家に仕上げたい。

先端インターネット技術等の研究開発、IPバージョン6などによるグローバルインターネットの課題解決への積極参加など、インターネットの発展に対する大きな国際的貢献を目指す。近く取りまとめる経済対策では、IT革命の飛躍的推進を第一の柱とし、学校や公共施設の高速インターネットを整備するとともに、全国民がインターネットを使えるよう一大国民運動を展開してまいりたい。

来年の通常国会を「教育改革国会」と位置付け、学校教育に関する事項、公立学校の学級編制、教職員定数の標準などに関する法改正を始め、直ちに取り組むべき課題について、一連の教育改革関連法案を提出したいと考えている。

また、教育基本法の見直しについては、「教育改革国民会議」の最終報告を受けて、中央教育審議会等で幅広く国民的な議論を深め、しっかりと取り組んで成果を得てまいりたい。

社会保障の見直しに当たって、私は、リスクに対してはできる限り自ら備えをするという「自己責任の原則」に立つ必要がある、その意味で我が国の社会保障の基本は社会保険方式に置くべきであると考えている。

景気の自律的回復に向けた動きをより確かなものとし、近く取りまとめる経済対策を実現していくため、経済対策関連について総額3兆円台後半の補正予算を編成することを決定した。補正予算の編成に当たっては、国債の追加発行を極力抑制するよう努めてまいる。

我が国の財政は厳しい状況にあるが、経済が自律的な回復軌道に乗る前に、性急に財政再建を優先させれば、景気回復を危うくさせることにもなりかねぬ。したがって、柔軟な財政刺激政策を行い、経済を正常な状態に回復させるための限定的な範囲で財政投入を行ってまいる。

政治倫理の一層の確立を図るため、いわゆるあっせん利得をめぐる法的措置について、今国会において十分議論し、結論を出していただきたいと考えている。参議院の選挙制度改革や永住外国人に対する地方選挙権の付与についても、同様にご議論を進めていただきたいと考えている。

この所信表明演説に対して、9月25日、26日、衆議院本会議において、26日、27日、参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、参議院選挙制度改革、あっせん利得罪処罰法案、補正予算、公共事業、中小企業対策、日ロ関係、日朝関係、沖縄米軍基地、情報セキュリティー、教育基本法、介護保険、社会保障制度、少年法、永住外国人地方選挙権、警察改革、災害支援制度等についてであった。(政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの2を参照されたい。)

平成12年度補正予算

平成12年度補正予算は、11月10日、閣議決定され、国会に提出された。

同補正予算は、一般会計の歳出面において経済対策関連として、社会資本整備費2兆5,000億円、IT関連特別対策964億円、災害対策費3,707億円、中小企業等金融対策費7,640億円、住宅金融・雇用等対策費1,209億円等を計上し、地方交付税交付金を増額するとともに、既定経費の節減等を行うこととし、他方、歳入面において、1兆2,360億円の税収増を見込むとともに、前年度の決算上の剰余金1兆5,103億円を計上し、なお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債の追加発行1兆9,880億円を行うものである。

この結果、補正後の一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも4兆7,832億円増加して89兆7,702億円となる。

10日、両院本会議において、宮澤喜一蔵相の財政演説が、また14日、これに対する質疑がそれぞれ行われた。

14日、両院の予算委員会において提案理由説明をそれぞれ聴取した後、衆議院では、予算委員会で20日、21日、質疑が行われ、21日に可決され、21日、本会議において可決され、参議院に送付された。参議院においては、予算委員会で22日、質疑が行われた後、可決され、同日、本会議で可決され、成立した。

同委員会においては、宮澤蔵相の今年度当初の発言を翻し補正予算を組んだ理由、KSD問題、APEC首脳会議の成果、日本人拉致と北朝鮮問題等について質疑が行われた。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）の審議

本案は、国民の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院の運営に資するため、参議院の比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数を、比例代表選出議員4人、選挙区選出議員6人の計10人を減じて242人とするものである。

参議院において、10月6日、議院運営委員会において、公職選挙法改正案（参第7号）について本会議における趣旨説明を聴取せず、選挙制度に関する特別委員会に付託することを決定した。同日、野党のほとんどが欠席のまま趣旨説明を聴取し、10日、11日、質疑が行われ、12日、4人の参考人から意見を聴いた後、質疑が行われ、同法律案について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた。13日、同じく質疑が行われ、質疑終局・討論省略・採決動議が可決された後、可決された。19日、本会議において可決され、同日、衆議院に送付された。

同特別委員会においては、二院制下における参議院の在り方、参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制に改める意義、新制度における投票方法、参議院議員の定数を削減する必要性等について質疑が行われた。

衆議院においては、20日、議院運営委員会で、本会議において趣旨説明は聴取しないことに決し、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、23日、提案理由説明聴取後、質疑が行われ、25日、参考人の意見聴取、質疑が行われた後、可決され、26日、本会議において可決され、成立した。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）の審議

本案は、公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するために、公職にある者等のあつせん行為による利得等を処罰しようとするものである。

衆議院において、10月5日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、本案は野党4会派が提出した公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案（衆第2号）とともに一括して審査され、31日、趣旨説明聴取、11月2日、6日、8日、質疑が行われ、7日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、9日、質疑が行われた後、野党4会派提出案は否決、本案は可決され、10日、本会議においても、野党4会派提出案は否決、本案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月13日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で趣旨説明聴取、15日、17日、質疑が行われ、20日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合の野党6会派提出の犯罪の主体に「私設秘書」を加えること等を内容とする修正案が提出され、本案及び修正案について質疑が行われた後、修正案は否決、本案は可決され、22日、本会議で可決された。

同特別委員会では、本法律案の立法目的、犯罪の主体から「私設秘書」を除いた理由、あつせんの対象となる行為を「契約」及び「行政処分」に限定した理由、本法律案の「あつせん利得罪」と刑法の「あつせん収賄罪」との相違点等について質疑が行われた。

少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）の審議

本案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を図るため、刑事処分可能年齢の16歳から14歳への引下げ、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として家庭裁判所から検察官に送致する制度の導入など、少年事件の処分等の在り方を見直すとともに、少年審判における事実認定手続の適正化及び被害者等に対する配慮の充実を図ろうとするものである。

衆議院では、10月6日、議院運営委員会において、本会議において趣旨説明を聴取しないこととし、委員会に付託することに決し、同日、法務委員会において、野党欠席のまま提案理由説明を聴取し、10日、質疑が行われ、13日、17日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、24日、視察の報告、本案について質疑の後、民主党・無所属クラブ提案による修正案の趣旨説明聴取が行われ、25日、本案及び同修正案について質疑が行われ、27日、本案及び同修正案について参考人から意見聴取、質疑が行われた後、自由党提案による修正案が提出された。31日、自由党修正案の趣旨説明聴取の後、本案及び両修正案について質疑が行われ、両修正案はいずれも否決され、本案は可決された。同日、本会議においても本案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月8日、本会議において趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、同日、法務委員会において趣旨説明を聴取し、9日、14日、16日、24日、質疑が行われ、17日、参考人から意見聴取、質疑が、20日、少年院、少年鑑別所の視察がそれぞれ行われ、24日、質疑終局後、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、自由党の共同提案により、法施行5年後に改正後の規定の施行状況について国会に報告し、必要がある場合には法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求めることを内容とした修正案が提出され、本案は修正議決された。

同委員会においては、最近の少年犯罪の動向と少年法改正の理由、刑事処分可能年齢の引下げと犯罪抑止効果、いわゆる原則逆送制度の導入が捜査、家庭裁判所に与える影響等について質疑が行われた。

27日、本会議において修正議決され、同日、衆議院に回付した。28日、衆議院本会議において参議院の修正に同意し、成立した。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）等の審議

本案は警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会が、警察庁及び都道府県警察の行う監察について、個別具体的な指示をすることを可能とし、必要な場合、公安委員に、指示の履行状況を点検させることを可能とする等の措置を講ずることにより、公安委員会の警察に対する管理機能の強化を図ろうとするものである。

衆議院では、10月13日、議院運営委員会において、本会議において本案の趣旨説明を聴取しないこととし、委員会に付託することに決した。地方行政委員会において、本案と民主党案（桑原豊君外4名提出の警察法の一部を改正する法律案（衆第4号））の両案は一括して審査され、10月24日、提案理由説明聴取、質疑が行われ、26日及び31日、政府等に対する質疑及び参考人からの意見聴取、質疑が行われ、31日、内閣提出案に対して社会民

主党・市民連合から修正案が提出され、11月2日、修正案について趣旨説明聴取が行われた後、民主党案は否決され、次に、修正案は否決され、本案は可決された。同日、本会議においても、民主党案は否決され、本案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月8日、本会議において、本案の趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、地方行政・警察委員会において、9日、本案及び富樫練三君外2名提出の警察法の一部を改正する法律案（参第13号）の両案について趣旨説明聴取、質疑が行われ、14日、両案について参考人意見聴取、質疑が行われ、16日、質疑が行われ、21日、いわゆる地方公聴会開催、28日、質疑が行われた後、本案のみ質疑を終局した。次いで民主党・新緑風会及び社会民主党・護憲連合からそれぞれ修正案が提出されたが、両修正案は否決され、本案は賛成多数で可決された。29日、本会議において、本案は可決され、成立した。

同委員会においては、公安委員会の管理能力の強化と管理概念の明確化の必要性、公安委員の任期・人選・勤務体制等の在り方、議会における公安委員からの意見聴取の必要性等について質疑が行われた。

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）及び医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）の審議

健康保険法等改正案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費における自己負担限度額及び健康保険の保険料率の上限について見直しを行い、老人に係る一部負担金について、薬剤の一部負担金を廃止するとともに、定額の上限を設けた上で、定率1割負担制を導入する等の措置を講じようとするものである。

医療法等改正案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別の見直しを行い、医業等に関して広告できる事項を追加するとともに、医師については2年以上、歯科医師については1年以上の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものである。

衆議院では、10月3日、本会議において両案の趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、同日、厚生委員会に両案は付託され、17日、両案の趣旨説明を聴取し、10月18日、20日、25日、27日、質疑が行われ、31日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、11月1日、質疑が行われた後、両案は可決され、2日、本会議において、両案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月6日、本会議において両案の趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、同日、国民福祉委員会に両案は付託され、7日、両案の趣旨説明を聴取し、9日、14日、16日、質疑が行われ、21日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、28日、30日、質疑が行われた後、両案は可決され、同日、本会議において、両案は可決され、成立した。

同委員会においては、老人に係る一部負担金について定率制を導入することの是非、入院医療の提供体制の在り方、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化することに伴う問題点、高齢者医療制度等についての医療保険制度の抜本改革の進捗状況と政府の決意等について質疑が行われた。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）の審議

本案は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形

成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、その基本理念及び基本方針を示し、これに必要な体制の整備及び重点計画の作成等について定めようとするものである。

衆議院では、10月24日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、26日、内閣委員会において提案理由説明を聴取し、31日、11月2日、質疑が行われ、6日、商工委員会及び逓信委員会との連合審査会が開催され、7日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、9日、質疑が行われた後、基本理念に社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応を加える旨の修正議決が行われた。同日、本会議において修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、10日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、交通・情報通信委員会で趣旨説明を聴取、16日、質疑が行われ、21日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、27日、経済・産業委員会との連合審査会が開催され、質疑が行われ、28日、質疑が行われた後、可決され、29日、本会議において可決され、成立した。

同委員会においては、電子政府の構築に向けた取組、電気通信事業における競争促進政策の在り方、IT化の推進が雇用に与える影響とその対策等について質疑が行われた。

国会法改正案等の成立

今国会において、国会法改正案及び参議院規則改正案が成立した。

国会法の一部を改正する法律案（衆第21号）は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、衆議院の常任委員会を現行の21から17に再編するものであり、11月21日、衆議院において、成案を得、議院運営委員会提出法案と決定、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、29日、議院運営委員会及び本会議において、参議院の常任委員会を現行の18から17に再編する修正議決が行われ、衆議院に回付された。30日、衆議院本会議で参議院の修正に同意するに決し、成立した。

参議院規則の一部を改正する規則案（規則第1号）は、国会法の改正による常任委員会の再編に伴いその委員数及び所管等の規定の整備を行うものであり、29日、委員会の審査を省略し、本会議において、可決され、成立した。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から提出された法律案は21件であり、このうち20件が成立し、その成立率は95.2%であり、確定拠出年金法案は衆議院で継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに17件提出され、このうち1件が成立し、残り16件は参議院で未了となった。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された25件のうち11件が成立し、残り14件のうち衆議院で2件が否決、4件が継続審査となり、8件が未了となった。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた衆議院議員提出法律案3件のうち衆議院で2件が引き続き継続審査となり、残り1件は撤回となった。

予算は3件提出され、いずれも成立した。

条約は1件提出され、承認された。

国政調査

外交・防衛委員会において、防衛庁の秘密漏えい事件について虎島防衛庁長官から報告聴取後、同件等について質疑が行われた。

労働・社会政策委員会において、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団（KSD）の経理内容等に係る諸問題等について質疑が行われた。

参議院災害対策特別委員会において、平成12年鳥取県西部地震について扇国土庁長官等から報告聴取、及び伊豆諸島における火山・地震活動について報告聴取し、被災者の住宅再建支援、学校の被害及び生徒の避難誘導状況、高齢化に対応した災害対策等について質疑が行われた。

このほか、教育改革国民会議の提言、政治の信頼回復に対する政府の姿勢、日朝国交正常化交渉、対北朝鮮食糧支援、中小企業向け融資の改善状況、輸入遺伝子組換え食品・スターリンクの混入問題、首都機能移転に関する政府の見解等の諸問題について関係委員会において質疑が行われた。

1 参議院役員等一覧

(会期終了日 12.12.1 現在)

役員名		召集日(12.9.21)	会期中選任
議長		斎藤 十朗 (無)	井上 裕 (無) 12.10.19 選任
副議長		菅野 久光 (無)	
常任委員長	総務	岡崎 トミ子 (民主)	
	法務	日笠 勝之 (公明) ※	
	地行警察	朝日 俊弘 (民主)	
	外交防衛	服部 三男雄 (自保) ※	
	財政金融	伊藤 基隆 (民主)	
	文教科学	市川 一朗 (自保) ※	
	国民福祉	中島 真人 (自保) ※	
	労働社会	吉岡 吉典 (共産)	
	農林水産	太田 豊秋 (自保) ※	
	経済産業	加藤 紀文 (自保) ※	
	交通通信	今泉 昭 (民主)	
	国土環境	溝手 顕正 (自保) ※	
	基本政策	本岡 昭次 (民主)	
	予算	岡野 裕 (自保) ※	
	決算	谷川 秀善 (自保) ※	
	行政監視	山下 栄一 (公明) ※	
	議院運営	西田 吉宏 (自保)	
懲罰	西山 登紀子 (共産)		
特別委員長	災害対策 沖縄・北方 国会移転 金融経済 (選挙制度) 倫理選挙	白浜 一良 (公明) ※ 立木 洋 (共産) ※ 角田 義一 (民主) ※ 真鍋 賢二 (自保) ※	倉田 寛之 (自保) 12.10.2 選任
調査会長	国際問題 国民生活 共生社会	井上 裕 (自保) 久保 亘 (民主) 石井 道子 (自保)	関谷 勝嗣 (自保) 12.10.31 選任
憲法調査会会長		村上 正邦 (自保)	
政治倫理審査会会長		岩崎 純三 (自保)	
事務総長		堀川 久士	

※印は召集日(12.9.21)選任

(注) 選挙制度特委は、設置日(召集日)に委員長を互選しなかった。
倫理選挙特委は、選挙制度特委を12.11.10 目的及び名称変更。

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成12.12.1 現在)

会 派	議員数	① 13.7.22 任期満了			② 16.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・保守党	112 (10)	19 (5)	44 (3)	63 (8)	17 (2)	32	49 (2)
民主党・新緑風会	58 (10)	9 (1)	15 (4)	24 (5)	12 (3)	22 (2)	34 (5)
公 明 党	24 (5)	7 (2)	6 (1)	13 (3)	7 (1)	4 (1)	11 (2)
日 本 共 産 党	23 (10)	5 (2)	3 (1)	8 (3)	8 (2)	7 (5)	15 (7)
社会民主党・護憲連合	13 (6)	4 (2)	4 (1)	8 (3)	4 (2)	1 (1)	5 (3)
無 所 属 の 会	7 (2)	2 (1)	0	2 (1)	0	5 (1)	5 (1)
自 由 党	5	2	1	3	2	0	2
二院クラブ・自由連合	4	1	1	2	0	2	2
各派に属しない議員	6	1	2	3	0	3	3
合 計	252 (43)	50 (13)	76 (10)	126 (23)	50 (10)	76 (10)	126 (20)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	252	50	76	126	50	76	126

() 内は女性議員数

3 会派別所属議員一覧

(召集日 12.9.21 現在)

無印の議員は平成13年7月22日任期満了、○印の議員は平成16年7月25日任期満了
また、() 内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党・保守党】

(112名)

○阿南 一成 (比 例)	阿部 正俊 (山 形)	○青木 幹雄 (島 根)
○有馬 朗人 (比 例)	○井上 吉夫 (鹿児島)	○井上 裕 (千 葉)
石井 道子 (比 例)	石渡 清元 (神奈川)	○泉 信也 (比 例)
○市川 一朗 (宮 城)	○入澤 肇 (比 例)	岩井 國臣 (比 例)
○岩城 光英 (福 島)	岩崎 純三 (栃 木)	岩瀬 良三 (千 葉)
○岩永 浩美 (佐 賀)	○上杉 光弘 (宮 崎)	○上野 公成 (群 馬)
海老原 義彦 (比 例)	尾辻 秀久 (比 例)	○大島 慶久 (比 例)
大野 つや子 (岐 阜)	太田 豊秋 (福 島)	扇 千景 (比 例)
○岡 利定 (比 例)	岡野 裕 (比 例)	○加藤 紀文 (岡 山)
○加納 時男 (比 例)	狩野 安 (茨 城)	鹿熊 安正 (富 山)
景山 俊太郎 (島 根)	片山 虎之助 (岡 山)	金田 勝年 (秋 田)
釜本 邦茂 (比 例)	鎌田 要人 (鹿児島)	○亀井 郁夫 (広 島)
亀谷 博昭 (宮 城)	○河本 英典 (滋 賀)	○木村 仁 (熊 本)
○岸 宏一 (山 形)	北岡 秀二 (徳 島)	○久世 公堯 (比 例)
○久野 恒一 (茨 城)	沓掛 哲男 (石 川)	国井 正幸 (栃 木)
倉田 寛之 (千 葉)	小山 孝雄 (比 例)	鴻池 祥肇 (兵 庫)
○佐々木 知子 (比 例)	○佐藤 昭郎 (比 例)	佐藤 泰三 (埼 玉)
○斉藤 滋宣 (秋 田)	○坂野 重信 (鳥 取)	清水 嘉与子 (比 例)
陣内 孝雄 (佐 賀)	須藤 良太郎 (比 例)	末広 まきこ (愛 知)
鈴木 政二 (愛 知)	鈴木 正孝 (静 岡)	世耕 弘成 (和歌山)
関谷 勝嗣 (愛 媛)	田浦 直 (長 崎)	○田中 直紀 (新 潟)
田村 公平 (高 知)	竹山 裕 (静 岡)	武見 敬三 (比 例)
谷川 秀善 (大 阪)	○月原 茂皓 (比 例)	常田 享詳 (鳥 取)
○鶴保 庸介 (和歌山)	○中川 義雄 (北海道)	中島 啓雄 (比 例)
中島 真人 (山 梨)	○中曾根 弘文 (群 馬)	中原 爽 (比 例)
○仲道 俊哉 (大 分)	長峯 基 (宮 崎)	成瀬 守重 (比 例)
西田 吉宏 (京 都)	○野沢 太三 (比 例)	○野間 赳 (愛 媛)
○南野 知恵子 (比 例)	長谷川 道郎 (新 潟)	橋本 聖子 (比 例)
畑 恵 (比 例)	○服部 三男雄 (奈 良)	林 芳正 (山 口)
○日出 英輔 (比 例)	保坂 三蔵 (東 京)	星野 朋市 (比 例)
真鍋 賢二 (香 川)	○松谷 蒼一郎 (長 崎)	○松田 岩夫 (岐 阜)
松村 龍二 (福 井)	三浦 一水 (熊 本)	水島 裕 (比 例)
溝手 顕正 (広 島)	○村上 正邦 (比 例)	○森下 博之 (高 知)
○森田 次夫 (比 例)	○森山 裕 (鹿児島)	○矢野 哲朗 (栃 木)
○山内 俊夫 (香 川)	山崎 力 (青 森)	○山崎 正昭 (福 井)
○山下 善彦 (静 岡)	山本 一太 (群 馬)	依田 智治 (比 例)
吉川 芳男 (新 潟)	○吉村 剛太郎 (福 岡)	○若林 正俊 (長 野)
○脇 雅史 (比 例)		

【民主党・新緑風会】

(58名)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 足立 良平 (比 例) | ○浅尾 慶一郎 (神奈川) | 朝日 俊弘 (比 例) |
| 伊藤 基隆 (比 例) | 石田 美栄 (岡 山) | ○今井 澄 (比 例) |
| 今泉 昭 (比 例) | ○海野 徹 (静 岡) | ○江田 五月 (岡 山) |
| ○江本 孟紀 (比 例) | 小川 勝也 (北海道) | ○小川 敏夫 (東 京) |
| 岡崎 トミ子 (宮 城) | ○勝木 健司 (比 例) | ○川橋 幸子 (比 例) |
| ○木俣 佳丈 (愛 知) | ○北澤 俊美 (長 野) | 久保 亘 (鹿児島) |
| ○郡司 彰 (茨 城) | 小林 元 (茨 城) | ○小宮山 洋子 (比 例) |
| 小山 峰男 (長 野) | ○輿石 東 (山 梨) | ○佐藤 泰介 (愛 知) |
| ○佐藤 雄平 (福 島) | 齋藤 勁 (神奈川) | ○櫻井 充 (宮 城) |
| 笹野 貞子 (京 都) | 菅川 健二 (広 島) | ○高嶋 良充 (比 例) |
| 高橋 千秋 (三 重) | 竹村 泰子 (比 例) | ○谷林 正昭 (富 山) |
| ○千葉 景子 (神奈川) | 角田 義一 (群 馬) | 寺崎 昭久 (比 例) |
| ○内藤 正光 (比 例) | ○直嶋 正行 (比 例) | 羽田 雄一郎 (長 野) |
| ○長谷川 清 (比 例) | 平田 健二 (岐 阜) | ○広中 和歌子 (千 葉) |
| ○福山 哲郎 (京 都) | ○藤井 俊男 (埼 玉) | ○堀 利和 (比 例) |
| ○本田 良一 (熊 本) | 前川 忠夫 (比 例) | 松崎 俊久 (比 例) |
| 松前 達郎 (比 例) | ○円 より子 (比 例) | ○峰崎 直樹 (北海道) |
| ○本岡 昭次 (兵 庫) | ○築瀬 進 (栃 木) | ○柳田 稔 (広 島) |
| ○山下 八洲夫 (岐 阜) | 吉田 之久 (奈 良) | 和田 洋子 (福 島) |
| ○藁科 満治 (比 例) | | |

【公 明 党】

(24名)

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| ○荒木 清寛 (比 例) | 魚住 裕一郎 (東 京) | 海野 義孝 (比 例) |
| 大森 礼子 (比 例) | 加藤 修一 (比 例) | ○風間 昶 (比 例) |
| 木庭 健太郎 (福 岡) | ○沢 たまき (比 例) | 白浜 一良 (大 阪) |
| 高野 博師 (埼 玉) | 但馬 久美 (比 例) | ○続 訓弘 (比 例) |
| ○鶴岡 洋 (比 例) | ○浜田 卓二郎 (埼 玉) | ○浜四津 敏子 (東 京) |
| ○日笠 勝之 (比 例) | ○弘友 和夫 (福 岡) | 福本 潤一 (比 例) |
| 益田 洋介 (比 例) | 松 あきら (神奈川) | ○森本 晃司 (比 例) |
| ○山下 栄一 (大 阪) | 山本 保 (愛 知) | 渡辺 孝男 (比 例) |

【日 本 共 産 党】

(23名)

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 阿部 幸代 (埼 玉) | ○井上 美代 (東 京) | ○池田 幹幸 (比 例) |
| ○市田 忠義 (比 例) | ○岩佐 恵美 (比 例) | 緒方 靖夫 (東 京) |
| ○大沢 辰美 (兵 庫) | 笠井 亮 (比 例) | ○小池 晃 (比 例) |
| ○小泉 親司 (比 例) | 須藤 美也子 (比 例) | ○立木 洋 (比 例) |
| ○富樫 練三 (埼 玉) | ○西山 登紀子 (京 都) | 橋本 敦 (比 例) |
| ○畑野 君枝 (神奈川) | ○八田 ひろ子 (愛 知) | ○林 紀子 (比 例) |
| 筆坂 秀世 (比 例) | ○宮本 岳志 (大 阪) | 山下 芳生 (大 阪) |
| ○吉岡 吉典 (比 例) | 吉川 春子 (比 例) | |

【社会民主党・護憲連合】

(13名)

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ○大淵 絹子 (新潟) | ○大脇 雅子 (比例) | 梶原 敬義 (大分) |
| 菅野 壽 (比例) | 日下部 禧代子 (比例) | 清水 澄子 (比例) |
| 谷本 巍 (比例) | 照屋 寛徳 (沖縄) | 田 英夫 (東京) |
| ○福島 瑞穂 (比例) | ○洲上 貞雄 (比例) | 三重野 栄子 (福岡) |
| ○山本 正和 (比例) | | |

【無所属の会】

(7名)

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ○岩本 莊太 (石川) | ○椎名 素夫 (岩手) | ○田名部 匡省 (青森) |
| ○高橋 紀世子 (徳島) | 堂本 暁子 (比例) | ○松岡 満壽男 (山口) |
| 水野 誠一 (比例) | | |

【自由党】

(5名)

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 田村 秀昭 (比例) | 高橋 令則 (岩手) | 戸田 邦司 (比例) |
| ○平野 貞夫 (比例) | ○渡辺 秀央 (比例) | |

【二院クラブ・自由連合】

(4名)

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| 石井 一二 (兵庫) | 佐藤 道夫 (比例) | ○島袋 宗康 (沖縄) |
| ○西川 きよし (大阪) | | |

【各派に属しない議員】

(5名)

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 魚住 汎英 (熊本) | ○斎藤 十朗 (三重) | 菅野 久光 (北海道) |
| 友部 達夫 (比例) | ○中村 敦夫 (東京) | |

4 議員の異動

第149回国会終了日 (12.8.9) 以降における議員の異動

○逝去

岡 利定君 (自保・比例) 12.10.2 逝去

○繰上補充当選

清水 達雄君 (自保・比例) 12.10.12 当選 (岡利定君死去による)

○所属会派異動

井上 裕君 (千葉) 12.10.19 自由民主党・保守党を退会

○補欠当選

山下 英利君 (自保・滋賀) 12.10.25 当選 (奥村展三君の補欠)

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【 総務委員会 】

(21名)

委員長	岡崎 トミ子 (民主)	上野 公成 (自保)	高嶋 良充 (民主)
理事	大野 つや子 (自保)	海老原 義彦 (自保)	風間 昶 (公明)
理事	仲道 俊哉 (自保)	中原 爽 (自保)	木庭 健太郎 (公明)
理事	長峯 基 (自保)	西田 吉宏 (自保)	阿部 幸代 (共産)
理事	森田 次夫 (自保)	石田 美栄 (民主)	吉川 春子 (共産)
理事	千葉 景子 (民主)	小山 峰男 (民主)	山本 正和 (社民)
	石井 道子 (自保)	輿石 東 (民主)	高橋 令則 (自由)

(12.11.2 現在)

【 法務委員会 】

(21名)

委員長	日笠 勝之 (公明)	岩崎 純三 (自保)	角田 義一 (民主)
理事	石渡 清元 (自保)	岡野 裕 (自保)	橋本 敦 (共産)
理事	久野 恒一 (自保)	鴻池 祥肇 (自保)	福島 瑞穂 (社民)
理事	佐々木 知子 (自保)	竹山 裕 (自保)	平野 貞夫 (自由)
理事	江田 五月 (民主)	吉川 芳男 (自保)	斎藤 十朗 (無)
理事	魚住 裕一郎 (公明)	小川 敏夫 (民主)	菅野 久光 (無)
	阿部 正俊 (自保)	竹村 泰子 (民主)	中村 敦夫 (無)

(12.10.31 現在)

【 地方行政・警察委員会 】

(21名)

委員長	朝日 俊弘 (民主)	岩城 光英 (自保)	菅川 健二 (民主)
理事	木村 仁 (自保)	扇 千景 (自保)	和田 洋子 (民主)
理事	北岡 秀二 (自保)	鎌田 要人 (自保)	大森 礼子 (公明)
理事	浅尾 慶一郎 (民主)	久世 公堯 (自保)	白浜 一良 (公明)
理事	築瀬 進 (民主)	関谷 勝嗣 (自保)	八田 ひろ子 (共産)
理事	富樫 練三 (共産)	谷川 秀善 (自保)	照屋 寛徳 (社民)
	青木 幹雄 (自保)	山下 英利 (自保)	松岡 満壽男 (無会)

(12-11.7 現在)

【 外交・防衛委員会 】

(21名)

委員長	服部 三男雄 (自保)	鈴木 正孝 (自保)	松前 達郎 (民主)
理事	山本 一太 (自保)	松田 岩夫 (自保)	吉田 之久 (民主)
理事	依田 智治 (自保)	村上 正邦 (自保)	荒木 清寛 (公明)
理事	海野 徹 (民主)	森山 裕 (自保)	立木 洋 (共産)
理事	益田 洋介 (公明)	矢野 哲朗 (自保)	田 英夫 (社民)
理事	小泉 親司 (共産)	山崎 力 (自保)	田村 秀昭 (自由)
	須藤 良太郎 (自保)	江本 孟紀 (民主)	佐藤 道夫 (二連)

(12.11.9 現在)

【 財政・金融委員会 】

(21名)

委員長	伊藤	基隆 (民主)	片山	虎之助 (自保)	櫻井	充 (民主)
理事	岩井	國臣 (自保)	河本	英典 (自保)	峰崎	直樹 (民主)
理事	林	芳正 (自保)	沓掛	哲男 (自保)	浜田	卓二郎 (公明)
理事	勝木	健司 (民主)	世耕	弘成 (自保)	八田	ひろ子 (共産)
理事	海野	義孝 (公明)	野間	赳 (自保)	三重野	栄子 (社民)
理事	池田	幹幸 (共産)	星野	朋市 (自保)	椎名	素夫 (無会)
	上杉	光弘 (自保)	久保	亘 (民主)	井上	裕 (無)

(12.10.31 現在)

【 文教・科学委員会 】

(21名)

委員長	市川	一朗 (自保)	有馬	朗人 (自保)	佐藤	雄平 (民主)
理事	岩瀬	良三 (自保)	井上	吉夫 (自保)	本岡	昭次 (民主)
理事	亀井	郁夫 (自保)	佐藤	泰三 (自保)	福本	潤一 (公明)
理事	佐藤	泰介 (民主)	中曾根	弘文 (自保)	畑野	君枝 (共産)
理事	松	あきら (公明)	松村	龍二 (自保)	林	紀子 (共産)
理事	日下部	禧代子 (社民)	水島	裕 (自保)	菅野	壽 (社民)
	阿南	一成 (自保)	小林	元 (民主)	田名部	匡省 (無会)

(12.10.31 現在)

【 国民福祉委員会 】

(21名)

委員長	中島	真人 (自保)	尾辻	秀久 (自保)	堀	利和 (民主)
理事	亀谷	博昭 (自保)	大島	慶久 (自保)	松崎	俊久 (民主)
理事	田浦	直 (自保)	狩野	安 (自保)	山本	保 (公明)
理事	柳田	稔 (民主)	武見	敬三 (自保)	井上	美代 (共産)
理事	沢	たまき (公明)	南野	知恵子 (自保)	清水	澄子 (社民)
理事	小池	晃 (共産)	今井	澄 (民主)	堂本	暁子 (無会)
	入澤	肇 (自保)	小宮山	洋子 (民主)	西川	きよし (二連)

(12.11.7 現在)

【 労働・社会政策委員会 】

(21名)

委員長	吉岡	吉典 (共産)	国井	正幸 (自保)	但馬	久美 (公明)
理事	斉藤	滋宣 (自保)	小山	孝雄 (自保)	浜四津	敏子 (公明)
理事	清水	嘉与子 (自保)	成瀬	守重 (自保)	八田	ひろ子 (共産)
理事	日出	英輔 (自保)	山崎	正昭 (自保)	大脇	雅子 (社民)
理事	木俣	佳丈 (民主)	川橋	幸子 (民主)	高橋	紀世子 (無会)
理事	長谷川	清 (民主)	笹野	貞子 (民主)	魚住	汎英 (無)
	釜本	邦茂 (自保)	前川	忠夫 (民主)	友部	達夫 (無)

(12.10.31 現在)

【 農 林 水 産 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	太田	豊秋 (自保)	佐藤	昭郎 (自保)	高橋	千秋 (民主)
理事	金田	勝年 (自保)	鶴保	庸介 (自保)	谷林	正昭 (民主)
理事	岸	宏一 (自保)	中川	義雄 (自保)	羽田	雄一郎 (民主)
理事	郡司	彰 (民主)	三浦	一水 (自保)	鶴岡	洋 (公明)
理事	須藤	美也子 (共産)	森下	博之 (自保)	渡辺	孝男 (公明)
理事	谷本	巍 (社民)	若林	正俊 (自保)	井上	美代 (共産)
	岩永	浩美 (自保)	小川	勝也 (民主)	石井	一二 (二連)

(12. 9. 29 現在)

【 経 済 ・ 産 業 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	加藤	紀文 (自保)	倉田	寛之 (自保)	本田	良一 (民主)
理事	保坂	三蔵 (自保)	陣内	孝雄 (自保)	藁科	満治 (民主)
理事	山下	善彦 (自保)	畑	恵 (自保)	続	訓弘 (公明)
理事	円	より子 (民主)	真鍋	賢二 (自保)	山下	栄一 (公明)
理事	山下	芳生 (共産)	吉村	剛太郎 (自保)	西山	登紀子 (共産)
理事	梶原	敬義 (社民)	足立	良平 (民主)	水野	誠一 (無会)
	加納	時男 (自保)	平田	健二 (民主)	渡辺	秀央 (自由)

(12. 11. 7 現在)

【 交 通 ・ 情 報 通 信 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	今泉	昭 (民主)	鹿熊	安正 (自保)	内藤	正光 (民主)
理事	景山	俊太郎 (自保)	田中	直紀 (自保)	直嶋	正行 (民主)
理事	鈴木	政二 (自保)	常田	享詳 (自保)	山下	八洲夫 (民主)
理事	寺崎	昭久 (民主)	中島	啓雄 (自保)	弘友	和夫 (公明)
理事	森本	晃司 (公明)	野沢	太三 (自保)	筆坂	秀世 (共産)
理事	渊上	貞雄 (社民)	山内	俊夫 (自保)	宮本	岳志 (共産)
	泉	信也 (自保)	齋藤	勁 (民主)	岩本	荘太 (無会)

(12. 10. 31 現在)

【 国 土 ・ 環 境 委 員 会 】

(2 1 名)

委員長	溝手	顕正 (自保)	清水	達雄 (自保)	広中	和歌子 (民主)
理事	長谷川	道郎 (自保)	末広	まきこ (自保)	藤井	俊男 (民主)
理事	松谷	蒼一郎 (自保)	田村	公平 (自保)	加藤	修一 (公明)
理事	福山	哲郎 (民主)	月原	茂皓 (自保)	岩佐	恵美 (共産)
理事	高野	博師 (公明)	橋本	聖子 (自保)	大渊	絹子 (社民)
理事	緒方	靖夫 (共産)	脇	雅史 (自保)	戸田	邦司 (自由)
	坂野	重信 (自保)	櫻井	充 (民主)	島袋	宗康 (二連)

(12. 11. 7 現在)

【 国家基本政策委員会 】

(20名)

委員長	本岡 昭次 (民主)	須藤 良太郎 (自保)	竹村 泰子 (民主)
理事	矢野 哲朗 (自保)	鈴木 政二 (自保)	森本 晃司 (公明)
理事	若林 正俊 (自保)	野沢 太三 (自保)	橋本 敦 (共産)
理事	藁科 満治 (民主)	日出 英輔 (自保)	筆坂 秀世 (共産)
理事	木庭 健太郎 (公明)	山崎 力 (自保)	日下部 禧代子 (社民)
	亀井 郁夫 (自保)	勝木 健司 (民主)	戸田 邦司 (自由)
	佐藤 泰三 (自保)	北澤 俊美 (民主)	

12.9.29 現在

【 予算委員会 】

(45名)

委員長	岡野 裕 (自保)	鴻池 祥肇 (自保)	前川 忠夫 (民主)
理事	岩城 光英 (自保)	斉藤 滋宣 (自保)	円 より子 (民主)
理事	尾辻 秀久 (自保)	田中 直紀 (自保)	峰崎 直樹 (民主)
理事	陣内 孝雄 (自保)	竹山 裕 (自保)	築瀬 進 (民主)
理事	吉村 剛太郎 (自保)	鶴保 庸介 (自保)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	足立 良平 (民主)	南野 知恵子 (自保)	木庭 健太郎 (公明)
理事	高嶋 良充 (民主)	長谷川 道郎 (自保)	松 あきら (公明)
理事	弘友 和夫 (公明)	保坂 三蔵 (自保)	小池 晃 (共産)
理事	笠井 亮 (共産)	松谷 蒼一郎 (自保)	富樫 練三 (共産)
理事	照屋 寛徳 (社民)	依田 智治 (自保)	八田 ひろ子 (共産)
	大野 つや子 (自保)	江田 五月 (民主)	清水 澄子 (社民)
	金田 勝年 (自保)	木俣 佳文 (民主)	三重野 栄子 (社民)
	岸 宏一 (自保)	千葉 景子 (民主)	堂本 暁子 (無会)
	久野 恒一 (自保)	羽田 雄一郎 (民主)	水野 誠一 (無会)
	国井 正幸 (自保)	堀 利和 (民主)	石井 一二 (二連)

(12.9.29 現在)

【 決算委員会 】

(30名)

委員長	谷川 秀善 (自保)	亀谷 博昭 (自保)	松崎 俊久 (民主)
理事	大島 慶久 (自保)	佐々木 知子 (自保)	海野 義孝 (公明)
理事	狩野 安 (自保)	清水 嘉与子 (自保)	但馬 久美 (公明)
理事	佐藤 昭郎 (自保)	世耕 弘成 (自保)	福本 潤一 (公明)
理事	月原 茂皓 (自保)	田浦 直 (自保)	阿部 幸代 (共産)
理事	川橋 幸子 (民主)	中島 啓雄 (自保)	緒方 靖夫 (共産)
理事	佐藤 雄平 (民主)	朝日 俊弘 (民主)	八田 ひろ子 (共産)
	加納 時男 (自保)	今井 澄 (民主)	田 英夫 (社民)
	鹿熊 安正 (自保)	海野 徹 (民主)	福島 瑞穂 (社民)
	鎌田 要人 (自保)	櫻井 充 (民主)	岩本 荘太 (無会)

(12.11.6 現在)

【 行政監視委員会 】

(30名)

委員長	山下 栄一 (公明)	太田 豊秋 (自保)	内藤 正光 (民主)
理事	阿南 一成 (自保)	武見 敬三 (自保)	松前 達郎 (民主)
理事	松田 岩夫 (自保)	畑 恵 (自保)	加藤 修一 (公明)
理事	脇 雅史 (自保)	日出 英輔 (自保)	益田 洋介 (公明)
理事	小宮山 洋子 (民主)	星野 朋市 (自保)	小泉 親司 (共産)
理事	櫻井 充 (民主)	水島 裕 (自保)	富樫 練三 (共産)
理事	岩佐 恵美 (共産)	山内 俊夫 (自保)	谷本 巍 (社民)
	有馬 朗人 (自保)	岡崎 トミ子 (民主)	田名部 匡省 (無会)
	岩井 國臣 (自保)	郡司 彰 (民主)	渡辺 秀央 (自由)
	岩瀬 良三 (自保)	小林 元 (民主)	西川 きよし (二連)

(12. 11. 20 現在)

【 議院運営委員会 】

(25名)

委員長	西田 吉宏 (自保)	鴻池 祥肇 (自保)	谷林 正昭 (民主)
理事	阿部 正俊 (自保)	鶴保 庸介 (自保)	本田 良一 (民主)
理事	岩永 浩美 (自保)	中川 義雄 (自保)	和田 洋子 (民主)
理事	山崎 正昭 (自保)	仲道 俊哉 (自保)	沢 たまき (公明)
理事	輿石 東 (民主)	森下 博之 (自保)	渡辺 孝男 (公明)
理事	藤井 俊男 (民主)	森田 次夫 (自保)	畑野 君枝 (共産)
理事	風間 昶 (公明)	森山 裕 (自保)	林 紀子 (共産)
理事	吉川 春子 (共産)	山下 善彦 (自保)	
理事	大淵 絹子 (社民)	笹野 貞子 (民主)	

(12. 9. 21 現在)

〔 庶務関係小委員会 〕

(15名)

小委員長	野間 昶 (自保)	仲道 俊哉 (自保)	風間 昶 (公明)
	阿部 正俊 (自保)	山崎 正昭 (自保)	渡辺 孝男 (公明)
	岩永 浩美 (自保)	輿石 東 (民主)	林 紀子 (共産)
	鶴保 庸介 (自保)	藤井 俊男 (民主)	吉川 春子 (共産)
	中川 義雄 (自保)	本田 良一 (民主)	大淵 絹子 (社民)

12. 9. 26 現在

〔 図書館運営小委員会 〕

(15名)

小委員長	笹野 貞子 (民主)	森山 裕 (自保)	沢 たまき (公明)
	阿部 正俊 (自保)	山崎 正昭 (自保)	風間 昶 (公明)
	岩永 浩美 (自保)	山下 善彦 (自保)	林 紀子 (共産)
	鶴保 庸介 (自保)	輿石 東 (民主)	吉川 春子 (共産)
	森田 次夫 (自保)	藤井 俊男 (民主)	大淵 絹子 (社民)

(12. 11. 30 現在)

【 懲 罰 委 員 会 】

(10名)

委員長	西山	登紀子 (共産)	扇	千景 (自保)	白浜	一良 (公明)
理事	岩崎	純三 (自保)	真鍋	賢二 (自保)	田村	秀昭 (自由)
理事	吉田	之久 (民主)	村上	正邦 (自保)		
	井上	裕 (自保)	山下	八洲夫 (民主)		

(召集日 現在)

【 災 害 対 策 特 別 委 員 会 】

(20名)

委員長	白浜	一良 (公明)	金田	勝年 (自保)	平田	健二 (民主)
理事	沓掛	哲男 (自保)	岸	宏一 (自保)	本岡	昭次 (民主)
理事	森下	博之 (自保)	田浦	直 (自保)	大沢	辰美 (共産)
理事	谷林	正昭 (民主)	鶴保	庸介 (自保)	山下	芳生 (共産)
理事	加藤	修一 (公明)	長峯	基 (自保)	梶原	敬義 (社民)
	加納	時男 (自保)	江本	孟紀 (民主)	岩本	荘太 (無会)
	景山	俊太郎 (自保)	高橋	千秋 (民主)		

(12.9.21 現在)

【 沖 縄 及 び 北 方 問 題 に 関 す る 特 別 委 員 会 】

(20名)

委員長	立木	洋 (共産)	佐藤	泰三 (自保)	笹野	貞子 (民主)
理事	末広	まきこ (自保)	月原	茂皓 (自保)	風間	昶 (公明)
理事	中川	義雄 (自保)	成瀬	守重 (自保)	木庭	健太郎 (公明)
理事	松崎	俊久 (民主)	森田	次夫 (自保)	小泉	親司 (共産)
理事	福本	潤一 (公明)	依田	智治 (自保)	照屋	寛徳 (社民)
	片山	虎之助 (自保)	郡司	彰 (民主)	堂本	暁子 (無会)
	鎌田	要人 (自保)	小林	元 (民主)		

(12.9.21 現在)

【 国 会 等 の 移 転 に 関 す る 特 別 委 員 会 】

(20名)

委員長	角田	義一 (民主)	尾辻	秀久 (自保)	藤井	俊男 (民主)
理事	鹿熊	安正 (自保)	久野	恒一 (自保)	弘友	和夫 (公明)
理事	国井	正幸 (自保)	鈴木	政二 (自保)	緒方	靖夫 (共産)
理事	江本	孟紀 (民主)	保坂	三蔵 (自保)	畑野	君枝 (共産)
理事	渡辺	孝男 (公明)	山下	善彦 (自保)	三重野	栄子 (社民)
	青木	幹雄 (自保)	長谷川	清 (民主)	椎名	素夫 (無会)
	有馬	朗人 (自保)	平田	健二 (民主)		

(12.9.21 現在)

【 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会 】

(45名)

委員長	真鍋 賢二 (自保)	北岡 秀二 (自保)	海野 徹 (民主)
理事	河本 英典 (自保)	佐々木 知子 (自保)	小川 敏夫 (民主)
理事	須藤 良太郎 (自保)	佐藤 昭郎 (自保)	福山 哲郎 (民主)
理事	山内 俊夫 (自保)	世耕 弘成 (自保)	前川 忠夫 (民主)
理事	山崎 力 (自保)	中島 啓雄 (自保)	峰崎 直樹 (民主)
理事	櫻井 充 (民主)	畑 恵 (自保)	浜田 卓二郎 (公明)
理事	寺崎 昭久 (民主)	日出 英輔 (自保)	日笠 勝之 (公明)
理事	海野 義孝 (公明)	星野 朋市 (自保)	益田 洋介 (公明)
理事	笠井 亮 (共産)	松田 岩夫 (自保)	池田 幹幸 (共産)
理事	山本 正和 (社民)	山本 一太 (自保)	市田 忠義 (共産)
	石渡 清元 (自保)	脇 雅史 (自保)	小池 晃 (共産)
	岩井 國臣 (自保)	足立 良平 (民主)	大脇 雅子 (社民)
	岩城 光英 (自保)	伊藤 基隆 (民主)	戸田 邦司 (自由)
	大野 つや子 (自保)	石田 美栄 (民主)	渡辺 秀央 (自由)
	狩野 安 (自保)	今泉 昭 (民主)	石井 一二 (二連)

(12.9.21 現在)

【 選挙制度に関する特別委員会 】

(35名)

委員長	倉田 寛之 (自保)	仲道 俊哉 (自保)	山下 八洲夫 (民主)
理事	小山 孝雄 (自保)	林 芳正 (自保)	弘友 和夫 (公明)
理事	鴻池 祥肇 (自保)	松谷 蒼一郎 (自保)	益田 洋介 (公明)
理事	森山 裕 (自保)	吉村 剛太郎 (自保)	阿部 幸代 (共産)
理事	森本 晃司 (公明)	若林 正俊 (自保)	井上 美代 (共産)
	泉 信也 (自保)	浅尾 慶一郎 (民主)	池田 幹幸 (共産)
	岩瀬 良三 (自保)	石田 美栄 (民主)	大瀨 絹子 (社民)
	鎌田 要人 (自保)	小山 峰男 (民主)	大脇 雅子 (社民)
	亀井 郁夫 (自保)	齋藤 勁 (民主)	松岡 満壽男 (無会)
	木村 仁 (自保)	高嶋 良充 (民主)	田村 秀昭 (自由)
	斉藤 滋宣 (自保)	長谷川 清 (民主)	佐藤 道夫 (二連)
	月原 茂皓 (自保)	柳田 稔 (民主)	

(12.10.2 現在)

【 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 】

(12. 11. 10 選挙制度に関する特別委員会を目的及び名称変更)

(3 5 名)

委員長	倉田 寛之 (自保)	亀井 郁夫 (自保)	長谷川 清 (民主)
理事	小山 孝雄 (自保)	木村 仁 (自保)	柳田 稔 (民主)
理事	鴻池 祥肇 (自保)	斉藤 滋宣 (自保)	弘友 和夫 (公明)
理事	森山 裕 (自保)	仲道 俊哉 (自保)	益田 洋介 (公明)
理事	齋藤 勁 (民主)	長谷川 道郎 (自保)	林 紀子 (共産)
理事	山下 八洲夫 (民主)	林 芳正 (自保)	吉川 春子 (共産)
理事	森本 晃司 (公明)	吉村 剛太郎 (自保)	大脇 雅子 (社民)
理事	池田 幹幸 (共産)	若林 正俊 (自保)	渕上 貞雄 (社民)
	阿南 一成 (自保)	浅尾 慶一郎 (民主)	松岡 満壽男 (無会)
	泉 信也 (自保)	石田 美栄 (民主)	平野 貞夫 (自由)
	入澤 肇 (自保)	小山 峰男 (民主)	佐藤 道夫 (二連)
	岩瀬 良三 (自保)	高嶋 良充 (民主)	

12. 11. 13 現在

【 国際問題に関する調査会 】

(2 5 名)

会長	関谷 勝嗣 (自保)	亀井 郁夫 (自保)	佐藤 雄平 (民主)
理事	田中 直紀 (自保)	河本 英典 (自保)	谷林 正昭 (民主)
理事	畑 恵 (自保)	佐々木 知子 (自保)	福山 哲郎 (民主)
理事	広中 和歌子 (民主)	鈴木 正孝 (自保)	松 あきら (公明)
理事	高野 博師 (公明)	武見 敬三 (自保)	緒方 靖夫 (共産)
理事	井上 美代 (共産)	月原 茂皓 (自保)	高橋 令則 (自由)
理事	田 英夫 (社民)	野沢 太三 (自保)	島袋 宗康 (二連)
	泉 信也 (自保)	浅尾 慶一郎 (民主)	
	加藤 紀文 (自保)	興石 東 (民主)	

(12. 10. 31 現在)

【 国民生活・経済に関する調査会 】

(2 5 名)

会長	久保 亘 (民主)	清水 嘉与子 (自保)	藁科 満治 (民主)
理事	加納 時男 (自保)	清水 達雄 (自保)	沢 たまき (公明)
理事	佐藤 泰三 (自保)	長谷川 道郎 (自保)	山本 保 (公明)
理事	竹村 泰子 (民主)	日出 英輔 (自保)	西山 登紀子 (共産)
理事	但馬 久美 (公明)	真鍋 賢二 (自保)	大淵 絹子 (社民)
理事	畑野 君枝 (共産)	吉村 剛太郎 (自保)	松岡 満壽男 (無会)
理事	日下部 禧代子 (社民)	佐藤 泰介 (民主)	戸田 邦司 (自由)
	岸 宏一 (自保)	柳田 稔 (民主)	
	斉藤 滋宣 (自保)	和田 洋子 (民主)	

(12. 11. 8 現在)

【 共生社会に関する調査会 】

(25名)

会 長	石井 道子 (自保)	大島 慶久 (自保)	小宮山 洋子 (民主)
理 事	南野 知恵子 (自保)	末広 まきこ (自保)	高橋 千秋 (民主)
理 事	水島 裕 (自保)	竹山 裕 (自保)	羽田 雄一郎 (民主)
理 事	本田 良一 (民主)	鶴保 庸介 (自保)	渡辺 孝男 (公明)
理 事	大森 礼子 (公明)	仲道 俊哉 (自保)	小池 晃 (共産)
理 事	林 紀子 (共産)	橋本 聖子 (自保)	八田 ひろ子 (共産)
理 事	三重野 栄子 (社民)	森下 博之 (自保)	堂本 暁子 (無会)
	有馬 朗人 (自保)	岡崎 トミ子 (民主)	
	岩永 浩美 (自保)	木俣 佳丈 (民主)	

(12.11.1 現在)

【 憲法調査会 】

(45名)

会 長	村上 正邦 (自保)	木村 仁 (自保)	久保 亘 (民主)
幹 事	亀谷 博昭 (自保)	北岡 秀二 (自保)	菅川 健二 (民主)
幹 事	小山 孝雄 (自保)	久世 公堯 (自保)	寺崎 昭久 (民主)
幹 事	鴻池 祥肇 (自保)	清水 達雄 (自保)	直嶋 正行 (民主)
幹 事	武見 敬三 (自保)	陣内 孝雄 (自保)	築瀬 進 (民主)
幹 事	江田 五月 (民主)	世耕 弘成 (自保)	大森 礼子 (公明)
幹 事	堀 利和 (民主)	谷川 秀善 (自保)	高野 博師 (公明)
幹 事	魚住 裕一郎 (公明)	中島 真人 (自保)	福本 潤一 (公明)
幹 事	小泉 親司 (共産)	野間 赳 (自保)	橋本 敦 (共産)
幹 事	大脇 雅子 (社民)	服部 三男雄 (自保)	吉岡 吉典 (共産)
	阿南 一成 (自保)	松田 岩夫 (自保)	吉川 春子 (共産)
	岩井 國臣 (自保)	石田 美栄 (民主)	福島 瑞穂 (社民)
	岩城 光英 (自保)	小川 敏夫 (民主)	水野 誠一 (無会)
	扇 千景 (自保)	川橋 幸子 (民主)	平野 貞夫 (自由)
	片山 虎之助 (自保)	北澤 俊美 (民主)	佐藤 道夫 (二連)

(12.11.15 現在)

【 政治倫理審査会 】

(15名)

会 長	岩崎 純三 (自保)	鴻池 祥肇 (自保)	角田 義一 (民主)
幹 事	上杉 光弘 (自保)	野沢 太三 (自保)	鶴岡 洋 (公明)
幹 事	竹山 裕 (自保)	小川 勝也 (民主)	浜四津 敏子 (公明)
	井上 吉夫 (自保)	北澤 俊美 (民主)	橋本 敦 (共産)
	片山 虎之助 (自保)	輿石 東 (民主)	山本 正和 (社民)

(召集日 現在)

1 本会議審議経過

○平成12年9月21日（木）

開会 午前10時16分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

法務委員長	風間	昶君
外交・防衛委員長	矢野	哲朗君
文教・科学委員長	佐藤	泰三君
国民福祉委員長	狩野	安君
農林水産委員長	若林	正俊君
経済・産業委員長	成瀬	守重君
国土・環境委員長	石渡	清元君
予算委員長	倉田	寛之君
決算委員長	鎌田	要人君
行政監視委員長	浜田	卓二郎君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

法務委員長	日笠	勝之君
外交・防衛委員長	服部	三男雄君
文教・科学委員長	市川	一朗君
国民福祉委員長	中島	真人君
農林水産委員長	太田	豊秋君
経済・産業委員長	加藤	紀文君
国土・環境委員長	溝手	顕正君
予算委員長	岡野	裕君
決算委員長	谷川	秀善君
行政監視委員長	山下	栄一君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、
災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、
沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、
金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員45名から成る**金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、
国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る**国会等の移転に関する特別委員**

会、

選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**選挙制度に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、災害対策特別委員、沖縄及び北方問題に関する特別委員、国会等の移転に関する特別委員、金融問題及び経済活性化に関する特別委員を指名し、選挙制度に関する特別委員を追って指名する旨を告げた。

休憩 午前10時23分

再開 午後4時51分

日程第2 会期の件

本件は、72日間とすることに決した。

日程第3 国務大臣の演説に関する件

森内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時29分

○平成12年9月26日（火）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

北澤俊美君、鴻池祥肇君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後0時10分

○平成12年9月27日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

白浜一良君、阿部幸代君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時36分

開会 午後1時1分

休憩前に引き続き、田英夫君、千葉景子君、月原茂皓君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後2時44分

○平成12年10月19日（木）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員清水達雄君を議院に紹介した後、同君を国土・環境委員に指名した。

日程第1 議長辞任の件

本件は、これを許可することに決した。

議長の選挙

本選挙は、無名投票の結果（投票総数239、過半数120）、井上裕君が222票をもって当選した。

副議長は、議長井上裕君を議院に紹介した。

議長井上裕君は、就任の挨拶をした。

この際、休憩することの動議（金田勝年君提出）

本動議は可決された。

休憩 午前10時33分

再開 午後2時31分

議長は、暫時休憩する旨を宣告した。

休憩 午後2時33分

再開 午後3時49分

議長不信任決議案（久保亘君外3名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、久保亘君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成96、反対126にて否決された。

この際、日程に追加して公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とすることの動議（森山裕君提出）

本動議は可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（片山虎之助君外4名発議）

本案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成126、反対2にて可決された。

散会 午後6時16分

○平成12年11月1日（水）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員山下英利君を議院に紹介した後、同君を地方行政・警察委員に指名した。

議員岡利定君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることにより決し、議長は、弔詞を朗読した。次いで、伊藤基隆君が哀悼の辞を述べた。

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員岡野裕君、白浜一良君、裁判官訴追委員太田豊秋君、加藤紀文君、服部三男雄君、同予備員市川一朗君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に上杉光弘君、森本晃司君、裁判官訴追委員に河本英典君、野間昶君、矢野哲朗君、同予備員に鈴木政二君（第1順位）、検察官適格審査会委員に藁科満治君、同予備委員に谷本巍君（藁科満治君の予備委員）、国土審議会委員に陣内孝雄君、風間昶君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
人事官に佐藤壮郎君、
電波監理審議会委員に濱田純一君、
中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、
菅野和夫君、曾田多賀君、西田典之君、横溝正子君を任命することに、賛成230、反対1にて同意することに決し、
公安審査委員会委員長に藤田耕三君、同委員に西室泰三君、波多野敬雄君、
中央労働委員会委員に諏訪康雄君、山口浩一郎君を任命することに、賛成208、反対24にて同意することに決し、
公安審査委員会委員に木村治美君を任命することに賛成196、反対35にて同意することに決し、
中央労働委員会委員に岡部晃三君を任命することに賛成230、反対2にて同意することに決し、
中央労働委員会委員に若林之矩君を任命することに賛成195、反対36にて同意することに決した。

日程第1 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時28分

○平成12年11月6日（月）

開会 午後1時1分

健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、津島厚生大臣から趣旨説明があった後、松崎俊久君、山本保君、緒方靖夫君、清水澄子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後2時46分

○平成12年11月8日（水）

開会 午前10時1分

少年法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、衆議院議員麻生太郎君から趣旨説明があった後、竹村泰子君、橋本敦君、福島瑞穂君がそれぞれ質疑をした。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、西田国務大臣から趣旨説明があった後、菅川健二君、富樫練

三君、照屋寛徳君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 著作権等管理事業法案（内閣提出）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 民事再生法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第4 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案（内閣提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後1時

○平成12年11月10日（金）

開会 午前10時1分

特別委員会の目的及び名称変更の件

本件は、議長発議により、選挙制度に関する特別委員会につき、その目的を政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のためとし、その名称を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会と改めることに決した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、河野外務大臣から趣旨説明があった後、齋藤勁君、小泉親司君、照屋寛徳君がそれぞれ質疑をした。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、堺屋国務大臣から趣旨説明があった後、高橋千秋君が質疑をした。

日程第1 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対22にて可決された。

日程第2 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午後0時4分

再開 午後2時1分

日程第3 国務大臣の演説に関する件

宮澤大蔵大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時9分

○平成12年11月13日（月）

開会 午後1時1分

日程第1 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案（趣旨説明）

本件は、衆議院議員亀井善之君から趣旨説明があった後、小山峰男君、松あきら君、吉川春子君、大脇雅子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後3時11分

○平成12年11月14日（火）

開会 午後2時41分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

平田健二君、池田幹幸君、三重野栄子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対22にて可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対22にて可決された。

散会 午後4時20分

○平成12年11月17日（金）

開会 午前10時1分

農地法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、谷農林水産大臣、石破農林水産政務次官から趣旨説明があった後、小川勝也君が質疑をした。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、大島国務大臣から趣旨説明があった後、内藤正光君が質疑をした。

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対36にて承認することに決した。

日程第2 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。
散会 午前11時8分

○平成12年11月22日（水）

開会 午後0時1分

第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議案（鴻池祥肇君外7名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることにより決し、森本晃司君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対22にて可決された。

大島文部大臣は、本決議について所信を述べた。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、虎島国務大臣から趣旨説明があった後、吉田之久君が質疑をした。

日程第1 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成136、反対95にて可決された。

休憩 午後0時45分

再開 午後7時21分

平成12年度一般会計補正予算（第1号）

平成12年度特別会計補正予算（特第1号）

平成12年度政府関係機関補正予算（機第1号）

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成127、反対103にて可決された。

散会 午後7時41分

○平成12年11月27日（月）

開会 午後4時31分

日程第1 少年法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対36にて委員長報告のとおり修正議決された。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の

報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成132、反対97にて可決、第2の議案は賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対23にて可決された。

平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成130、反対99にて可決、第2の議案は賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後4時50分

○平成12年11月29日（水）

開会 午後2時31分

日程第1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対23にて可決された。

日程第2 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成145、反対98にて可決された。

日程第3 農地法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対36にて可決された。

日程第4 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対43にて可決された。

国会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成243、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

参議院規則の一部を改正する規則案（西田吉宏君外8名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり、委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、西田吉宏君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成244、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後3時6分

○平成12年11月30日（木）

開会 午後3時16分

日程第1 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対35にて可決された。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対11にて可決された。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対47にて可決された。

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対99にて可決された。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対20にて委員長報告のとおり修正議決された。

日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

本件は、日程に追加し、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成145、反対87にて委員長報告のとおり修正議決された。

散会 午後4時19分

○平成12年12月1日（金）

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
総合科学技術会議議員に石井紫郎君、井村裕夫君、黒田玲子君、志村尚子君、白川英樹君、
公害健康被害補償不服審査会委員に小幡純子君、清水英佑君、
電波監理審議会委員に篠原滋子君、
地方財政審議会委員に林健久君を任命することに、賛成233、反対0にて全会一致を

もって同意することに決し、
総合科学技術会議議員に桑原洋君、前田勝之助君、
原子力委員会委員長に藤家洋一君、
同委員に遠藤哲也君、木元教子君、竹内哲夫君、森島昭夫君、
宇宙開発委員会委員長に井口雅一君、
地方財政審議会委員に木村陽子君、野沢達夫君、前川尚美君を任命することに、賛成
200、反対36にて同意することに決し、
宇宙開発委員会委員に五代富文君、
社会保険審査会委員に大澤進君を任命することに賛成163、反対73にて同意すること
に決し、
運輸審議会委員に前田喜代治君、
地方財政審議会委員に鹿野崇義君を任命することに賛成213、反対23にて同意すること
に決した。

日程第1乃至第10の請願

本請願は、法務委員長外4委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定の
とおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続すること
に決した。

総務委員会

- 一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

地方行政・警察委員会

- 一、地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査

外交・防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政・金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教・科学委員会

- 一、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査

国民福祉委員会

- 一、社会保障等に関する調査

労働・社会政策委員会

- 一、労働問題及び社会政策に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済・産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

交通・情報通信委員会

- 一、運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査

国土・環境委員会

- 一、国土整備及び環境保全等に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書
- 一、平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 一、平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

- 一、国会等の移転に関する調査

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

- 一、金融問題及び経済活性化に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

国際問題に関する調査会

- 一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査

共生社会に関する調査会

- 一、共生社会に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午前10時10分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要

(1) 所信表明演説

内閣総理大臣 森 喜朗君

平成12年9月21日

〔はじめに〕

第150回国会の開会に当たり、当面する諸課題につき所信を申し述べ、国民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えます。

去る14日、私は、公明・保守両党党首とともに、三宅島、神津島及び新島の被害状況を視察し、復旧作業等に当たっておられる皆様を激励してまいりました。有珠山、三宅島の火山活動や周辺における地震活動、さらには東海地方を中心とする集中豪雨により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害をこうむり不自由な生活を余儀なくされている方々に対し心からお見舞いを申し上げます。先般決定した予備費の使用のほか、補正予算での対応も含め、政府としては、監視活動を強化し、避難されている方々の生活支援や復旧・復興対策に万全を期してまいります。危機管理は常に国政の第一の要諦であり、私は一瞬の気の緩みもなく全身全霊を傾けてまいります。

21世紀まであと3カ月余りであります。私たちは今、この世紀の変わり目に生き、活動していることに対して、改めてその意味をかみしめてみたいと思います。

平和と幸せに満ちた21世紀は、偶然に来るものではありません。私たち20世紀を生きてきた者が、今も日一日、新世紀に向け努力することによってもたらされるものであります。私たちには、20世紀から21世紀へにじのかけ橋をかけていく責任と役割があります。

私は、さきの臨時国会で「政治に1日の休止なし」と申しました。この夏、私は日本の政治、経済、社会の万般について、21世紀への歯車を一つ一つ着実に前進させるべく、日々全力を挙げて取り組んでまいりました。

その結果、なお検討、審議中分野もあるものの、日本の新しい社会建設のための、いわば攻めの再構築による一定の方向性が示されてまいりました。

私は、20世紀最後のこの国会を、21世紀の日本新生の礎を築く重要な国会にしたいと考えております。私たちは、将来への確たる展望を持って、21世紀へのキックオフをしなければなりません。

〔国民運動としてのIT革命〕

日本新生の最も重要な柱はIT戦略、いわばE-ジャパンの構想であります。日本型IT社会の実現こそが、21世紀という時代に合った豊かな国民生活の実現と我が国の競争力の強化を実現するためのかぎであるからです。人類は、そして我々日本人は、IT革命という歴史的な機会と正面から取り組む決意が必要であります。

さきの九州・沖縄サミットにおいて、私は議長としてIT憲章を取りまとめましたが、首脳間の議論を通じて、その大きな可能性に対する認識を共有することができました。また、先般の南西アジア諸国訪問の際に、インドがIT技術者の育成に極めて熱心に取り組んでいる姿を目の当たりにしました。今やITは世界規模での課題となっております。我が国も、産業・社会構造の変革に向け、迅速な対応をしていかなければなりません。

IT革命を迅速に進めるため、先般、内閣官房に官民の人材を集めた担当室を発足させました。今国会においては、法制面の対応として、いわゆるIT基本法案と、民間同士の書面の交付等を義務づけた法律を一括して改正するための法律案を提出いたします。IT基本法案は、明確な国家戦略を打ち立て、官民一体となって迅速かつ集中的に必要な施策を実施していくための基本的な枠組みとなるものであり、早急にその整備を図ることが必要であります。さらに、来年の通常国会に向けて、電子商取引の特質に応じた新たなルールや個人情報保護など情報化社会の基本ルールの整備を行うべく、IT革命を本格的に推進するために必要な法律案の策定作業を急ぎます。

また、日本型IT社会実現のため、早急にIT国家戦略を取りまとめます。我々の目指すべき日本型IT社会は、すべての国民が、デジタル情報を基盤とした情報、知識を共有し、自由に情報を交換することが可能な社会であります。そして、その最も基本的な社会的基盤となるのが、文字のみならず、音声、映像、経済情報など、数値であらわした大量のデジタル情報を、迅速かつ低価格で交換することのできる超高速インターネットであります。

これまでのインターネットは、主として既存の電話回線を利用することで普及してきました。しかし、グローバルなインターネット社会においては、文字情報にとどまらない大量のデジタル情報を、だれもが低価格で伝達し合うことができる必要があります。その実現のために、しっかりとした年次目標を掲げて、民間主導の原則のもと、超高速インターネットの整備を図り、インターネットサービスの低廉化や利便性向上を促進してまいります。5年後には我が国を世界の情報通信の最先端国家に仕上げたいとまいります。

また、IT社会の実現を国民的課題と位置づけるためには、IT関連の統計や施策の実施状況の速やかな公表など情報の共有も重要です。競争政策の抜本的な見直しも行わなくてはなりません。

電子政府の早期実現、学校教育の情報化、通信・放送の融合化に対応した制度の整備など、多岐にわたる課題についても、IT戦略会議における議論を踏まえつつ、果敢に取り組んでまいります。また、先端インターネット技術等の研究開発、IPバージョン6などによるグローバルインターネットの課題解決への積極的参加など、インターネットの発展に対する大きな国際的貢献を目指します。

IT革命を成功に導くためには、国民一人一人がネットの主役になり、知恵を出し合って新しい仕組みをつくっていくことが重要であります。近く取りまとめる経済対策では、IT革命の飛躍的推進を第1の柱とし、学校や公共施設の高速インターネットを整備するとともに、全国民がインターネットを使えるよう一大国民運動を展開してまいりたいと思っております。それに必要な基礎技能習得のための思い切った方策を推進してまいります。国民が自由に利用できる公衆インターネット拠点の整備についてもできる限りの努力をいたしたいと考えております。

また、国民が利便と楽しみを得られるような情報の中身、いわゆるコンテンツの発展を目指します。インターネット博覧会の実施はその起爆剤となるものであります。ハードウェアである施設、ソフトウェアである技能、そして中身たるコンテンツの3本柱をしっかりと打ち立てることによって、だれもが家庭でインターネットを容易に利用でき、その楽しさと有用性を実感できる社会を構築するとともに、ニュービジネスの創出と既存産業の活

性化を通じて、より質の高い経済社会の実現を目指してまいります。

〔よりよく生きるための教育改革〕

21世紀の日本を支える子供たちが、創造性豊かな立派な人間として成長することこそが、心の豊かな美しい国家の礎であります。そのため、思い切った教育改革を断行してまいります。

教育改革国民会議においては、人間性豊かで創造性に富む日本人の育成、新しい時代の多様で自由な学校づくり、教育振興基本計画の策定、教育基本法の見直しなど、教育各般にわたる議論を重ね、明日、中間報告が行われる予定であります。その後、公聴会を開催するなど国民の皆様のご意見を広く聞きながら、年内に最終報告が取りまとめられる予定であります。私は、これを受けて、小人数授業等の実施、十分な適性を有しない教員への対策、授業妨害やいじめへの対応、家庭教育の充実、奉仕活動や体験活動の促進、教育委員会の活性化などの幅広い改革を実行してまいります。

このため、来年の通常国会を教育改革国会と位置づけ、学校教育に関する事項、公立学校の学級編制、教職員定数の標準などに関する法改正を初め、直ちに取り組むべき課題について一連の教育改革関連法案を提出したいと考えております。このほか、IT教育や大学改革の推進にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、教育基本法の見直しについては、教育改革国民会議の最終報告を受けて、中央教育審議会等で幅広く国民的な議論を深め、しっかりと取り組んで成果を得てまいります。

「子供のときによき節度を学び、青年時代には感情をコントロールすることを学び、中年には正義を学び、老年になってはよき助言者になることを学ぶ」という古い言葉があります。教育をよくするということは、決して子供たちの問題だけを論ずるのではなく、国民各層がよりよく生きられる仕組みをつくることであります。社会全体の豊かさを実現するための国民的な議論を進めることこそが私の願いであります。

〔安心と自立のための社会保障改革〕

人生80年時代と言われて既に久しく、今日我々は世界一の長寿を享受できるようになり、これまで高齢者と言われてきた65歳の方々も今や十分現役世代であります。来るべき世紀を活力に満ちた高齢社会とするため、豊かな知識、経験を有する高齢者が意欲と能力に応じて多様な働き方ができるよう、70歳まで働くことを選べる社会の実現に向けて努力してまいります。さらに、その後も社会に参加し、安心して自立した生活を送ることができる明るく活力ある高齢社会を実現してまいります。

このため、健康で自立した生活ができる健康寿命を長く延ばすことができるよう、働き盛りの2大死因であるがん、心筋梗塞や、要介護の原因となる脳卒中、痴呆、骨折について、メディカル・フロンティア戦略に基づき総合的な取り組みを進めてまいります。そして、介護が必要となった方々には、本年4月から施行されている介護保険をよりよいものに育て、自立した生活を支援してまいります。

国民の将来に対する不安を解消するためには、国民生活のセーフティーネットである社会保障制度を再構築し、揺るぎないものにしていかなければなりません。今国会に提出する健康保険法等の改正案は、安定的な医療保険制度や疾病構造の変化等に対応した医療提

供体制を築いていく上で不可欠であり、21世紀における医療制度の抜本改革に向けた第一歩となるものであります。

年金、医療、介護、雇用等、生涯を通じた社会保障全般について、実際に費用を負担し給付を受ける生活者の視点に立ち、横断的、総合的な見直しを進めていくことが必要であります。社会保障は、教育と並び、長期間を見据えた設計が求められる制度であり、これまでの経緯を十分踏まえる必要はありますが、見直しに当たっては、私は、リスクに対してはできる限りみずから備えをするという自己責任の原則に立つ必要があります。その意味で我が国の社会保障の基本は社会保険方式に置くべきであると考えます。その上で、国庫負担等の税負担について、政策上の必要性、制度設計における明確な公費負担の理念を国民に示し、広く検討していくことが肝要であると考えております。

また、その前提として、若い世代が将来に対して明確なビジョンを描くことができるよう世代間の公平にも十分配慮し、制度間の整合性の確保や利用者の選択や民間活力の活用によるサービスの多様化を初め、給付内容や制度運用の徹底した見直しと効率化を図っていくことが重要であります。

現在、社会保障構造の在り方について考える有識者会議において、こうした社会保障全体のあり方について御議論をいただいておりますが、早期に考え方を取りまとめ、広く国民的な議論を喚起し、21世紀において社会保障全体について、明確な理念のもとに着実な改革が進められるよう努力してまいります。

将来を担う人間性豊かな世代を育て、活力ある社会を築いていくため、少子化問題の克服は21世紀の重要な課題であります。子育てに希望と責任を持って、仕事と子育ての両立を図ることができるよう、また、子供の多感な心も大切にしながら、夜間、短時間など必要なとき身近で利用できる保育サービスの多様化や質の充実、地域子育て支援センター等の相談・支援体制の充実を初め、雇用、教育、住宅など、少子化問題の克服に向け総合的な取り組みを進めてまいります。また、こうした観点からも男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

〔21世紀への基盤整備 ～日本経済の再構築～〕

〈経済対策と補正予算〉

我が国の経済を新時代にふさわしい構造に改革し、21世紀における新たな発展を確実にすることは現下の最大の課題であります。

日本経済は、小渕前内閣以来の迅速にして大胆な経済政策によって、昨年春ごろを底に、緩やかながらも改善しつつあります。先日発表された4月から6月期の国民所得統計速報によれば、実質経済成長率は年率 4.2 %に達しております。また、企業収益は前年を大きく上回ってきております。このことは、景気は緩やかながら改善しているという政府の見方が誤りなかったことを裏づけていると言えます。

しかしながら、これをもって経済は万全と言えるわけではありません。雇用情勢はいまだ厳しく、消費は一進一退の状況にあり、企業の倒産件数も高水準になっております。

こうした状況の中、日本経済を正常な状態まで回復させるための守りの再構築を完遂するとともに、安定的かつ持続可能な成長軌道に乗せるための攻めの再構築を遂行していかなければなりません。

我が国経済は、まさに古い殻を破って新しい構造に転換する真っ最中にあると言えます。景気は今まさに勝負どころにあります。私は、景気回復に軸足を置き、未来の発展に視線を据えて、断固たる決意で経済政策を進めてまいります。

近く取りまとめる経済対策の主眼は、我が国経済を量的拡大指向から夢と安心と個性が湧き立つ世の中に変えることでもあります。この眼目は、IT革命の飛躍的推進、循環型社会の構築など環境問題への対応、少子高齢化対策及び便利で住みやすい町づくりなど都市基盤整備の4分野にあります。

景気の自律的回復に向けた動きをより確かなものとし、この経済対策を実現していくため、地域の動向にも細かく目配りしつつ、経済対策関連について総額3兆円台後半の補正予算を編成することを決定しました。補正予算の編成に当たっては、歳出、歳入の見直し、平成11年度決算剰余金の活用などにより、国債の追加発行を極力抑制するよう努めてまいり所存であります。

〈平成13年度予算編成と公共事業の見直し〉

平成13年度予算については、景気を本格的な回復軌道に乗せるという考え方を維持しつつ、財政の効率化と質的改善を図るため、私みずからがリーダーシップを発揮し、新たに発足させた財政首脳会議を中心として、今後本格的に取り組んでまいります。編成に当たっては、総額7,000億円の日本新生特別枠において日本新生プランの重要4分野等を推進し、公共事業の抜本的な見直しに取り組むなど、中央省庁改革を好機として、施策の大胆な見直しと効率化を進め、公債発行額をできる限り圧縮し、新世紀のスタートにふさわしい予算となるよう全力を尽くす所存であります。

公共事業の見直しについては、先般、与党3党で合意が取りまとめられました。これを重く受けとめ、私は、公共事業ビッグバンともいうべき抜本的見直しを進め、21世紀にふさわしい、真に国民のためになる公共事業を実現してまいります。そのため、中止すべき事業は中止するなどの厳しい洗い直しをするとともに、受益と負担の明確化、事業評価システムの確立、入札・契約制度の改革を進めつつ、日本新生プラン4分野への思い切った重点化や事業間の連携を推進してまいります。

また、公共事業に対する国民の信頼を高めるため、公共工事の入札・契約手続の透明性、競争性の向上等を図る、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案を今国会に提出いたします。

財政構造改革は、必ずなし遂げなければならない課題であります。21世紀の我が国経済社会のあり方と切り離しては論じられない課題であります。我が国の財政は厳しい状況にありますが、経済が自律的な回復軌道に乗る前に性急に財政再建を優先させれば、景気回復を危うくさせることにもなりかねません。したがって、柔軟な財政刺激政策を行い、経済を正常な状態に回復させるための限定的な範囲で財政投入を行ってまいります。

同時に、財政が将来も持続可能な仕組みをつくり上げるための準備は今から始めなくてはなりません。財政の透明性の確保を図り、効率化と質的改善を進めながら、我が国の景気回復をより確かなものとし、その上で、税制のあり方、社会保障のあり方、さらには中央と地方との関係まで幅広く視野に入れて取り組んでまいります。

〈経済構造改革の推進〉

21世紀に向けて、我が国が力強い経済成長を達成していくためには、企業経営のダイナミズムを確保するための制度改革の推進、多様な雇用形態を踏まえた労働市場の発展、創造的技術開発のための環境整備などの思い切った経済構造改革に取り組むことが不可欠であります。情報化、高齢化、環境対応など大きな時代の変化に対応し、民間の経済活動が自由闊達に行われるような環境を整備するため、産業新生会議における議論を踏まえ、企業法制の見直しや企業年金、資金調達、雇用システムのあり方等、経済構造改革の具体的な行動計画を年内に取りまとめるとともに、緊要性の高い政策課題については迅速に対応してまいります。

経済構造改革を進める上では、IT時代への対応や円滑な資金供給の確保など中小企業対策に万全を期す必要があります。中小企業をめぐる金融情勢がまだまだ厳しい中で、中小企業金融安定化特別保証制度の期限が来年3月に到来することを踏まえ、一般信用保証制度の拡充や大型倒産、災害等のセーフティーネットに係る対応策など、十分な対策を実施したいと考えております。

経済の新生のためには、健全な金融システムの存在も欠かせません。不良債権問題を解決して金融の安定及び早期健全化を図り、我が国金融システムに対する内外の信認を確保することが不可欠であります。これまで、我が国の金融システムの安定化を図るため、金融機関に対する厳正な検査、監督を行うとともに、金融再生法に基づく破綻金融機関の迅速な処理や、早期健全化法に基づく公的資金の注入による資本の増強を実施してまいりました。この結果、不良債権の処理や金融機関の再編等も着実に進捗し、我が国の金融システムは、一時期に比べて格段に安定度を増しております。平成14年3月末のペイオフ解禁を控え、預金者及び市場等から信頼され、さらに揺るぎない金融システムを再構築するよう、引き続き最大限の努力を行ってまいります。

また、地球温暖化問題については、2002年までの京都議定書発効を目指し、COP6の成功に全力を尽くすとともに、温室効果ガス6%削減目標を達成するための国内制度の構築に総力で取り組みます。さらに、科学技術創造立国の実現に向けて、先端分野の研究開発の重点的な推進や研究環境の整備などに精力的に取り組みます。農林水産業と農山漁村の新たな発展についても、引き続き力を注いでまいります。

〔21世紀への基盤整備 ～社会システムの再構築～〕

21世紀を目前にして、時代の要請との乖離が見られるさまざまな仕組みを、新時代にふさわしいものへと刷新していかなければなりません。

中央省庁改革がいよいよ来年1月に迫りました。21世紀の我が国にふさわしい行政システムを構築する歴史的な改革を、真に実効あるものとするため、全力を尽くしてまいります。また、国、地方を通じ、行政に民間の知見を導入していくことは重要であります。政府としては、民間の方々の専門的な知識や経験を積極的に活用するため、任期付採用制度に関する法律案を今国会に提出いたします。

さらなる行政改革を推進するため、情報公開、定員削減などを着実に進めるとともに、IT、医療・福祉、雇用、教育分野なども含め、来年3月には新しい規制改革推進3カ年計画を策定する一方、基礎的自治体のあり方も視野に入れた地方分権の推進、特殊法人等

の見直しなどに積極的に取り組み、政府・与党一体となって年内に行政改革大綱を策定いたします。さらに、国民本位の効率的で質の高い行政の実現のために、来年1月に導入される政策評価制度を円滑に実施するとともに、その法制化も、次期通常国会への法案提出を目指し、検討を進めてまいります。

司法制度改革についても、21世紀の国民社会・経済にとって重要な基盤として、広く国民の間で議論されることを期待するとともに、司法制度改革審議会での議論を踏まえ、積極的に対応してまいります。

警察をめぐる不祥事が続発したことを受けて、国民の警察に対する信頼を回復するため、警察法の改正案を今国会に提出し、警察行政の透明性の確保、国民の要望や意見への誠実な対応、時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備など、警察の刷新改革に全力を挙げて取り組んでまいります。

また、少年法改正については、現在、与党において、少年の健全育成や悪質な少年犯罪の防止という観点から、刑事処分を可能とする年齢の引き下げや事実認定手続の一層の適正化等について議論が進められていますが、政府としても、この結果を受けて適切に対処してまいります。

国民の政治に対する信頼を高めるためにも、政治倫理の確立に向けた取り組みには一刻の猶予もありません。政治家一人一人が自覚すべきことは当然であります。政治倫理の一層の確立を図るため、いわゆるあっせん利得をめぐる法的措置について、今国会において十分議論し、結論を出していただきたいと考えております。

参議院の選挙制度改革や永住外国人に対する地方選挙権の付与についても、同様に御議論を進めていただきたいと考えております。

最近、頻発している医療事故については、命の大切さに対する認識や医療機関における職場倫理の弛緩が憂慮されるところであります。大学病院等の高度な医療を提供する病院の責任者を緊急招集し、安全管理体制の徹底を図りましたが、さらに、今後、幅広い専門家から成る会議で検討し、効果的な改善策に取り組んでまいります。

〔21世紀の日本外交〕

私は、7月の九州・沖縄サミットに引き続き、今月初めに国連ミレニアム・サミットに出席し、21世紀をより平和で、地球に住む一人一人が恐怖と欠乏からの自由を享受し、持続的な繁栄を謳歌できるような世紀とするべきこと、そして、そのためにも安保理改革を含む国連改革が重要であることを訴えてまいりました。

このような21世紀を構築するために、我が国は、国際社会の主要な一員としての自覚を持って構想し、発言し、行動していかなければなりません。私は、21世紀の国際社会を見据え、グローバルな座標軸を設定し、先見性と戦略性を持って、積極的かつ創造的に外交を展開していく考えであります。

また、先般、南西アジア諸国を訪問し、多くの成果を得ました。今後とも、幅広く戦略的外交を積極的に展開し、世界から信頼される国家を実現してまいります。

地球的視野に立った外交を展開していく上で、我が国の外交の基軸である日米関係はますます重要であります。特に、日米安保体制は、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域全体の平和と安定に寄与するものであり、その信頼性の向上に努めていくことが重要で

あります。

先般、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の署名がなされたところでありますが、同協定について、できる限り速やかに国会で御審議の上、その締結につき御承認いただきたいと考えます。

また、今後とも沖縄の振興に努めるとともに、沖縄県民の負担を軽減するべく、引き続きSACO最終報告の着実な実施に全力で取り組みます。特に、普天間飛行場の移設、返還については、沖縄県及び地元地方公共団体との間の代替施設協議会等においてできるだけ早く成案を得るべく努力してまいります。

今月3日から5日にロシアのプーチン大統領が訪日され、本格的な平和条約交渉を行うとともに、経済分野の協力や国際問題について、胸襟を開いて話し合いました。平和条約については、お互いに率直な思いを披瀝しつつ、これまでの両国間のすべての合意に依拠しつつ、四島の帰属の問題を解決することにより平和条約の締結を実現するため、交渉を継続することで一致いたしました。また、経済分野や国際舞台における日ロ協力の基本的な方向についても合意しました。今回プーチン大統領との間で培った信頼関係に基づき、私の訪日も視野に入れつつ、引き続き平和条約の締結に向けて全力を尽くしてまいります。

アジアは通貨・金融危機を乗り越えて、再び以前の活力を取り戻し、さらに発展していくことが期待されております。他方、アジアにはいまだ多くの克服すべき課題が存在しており、その克服のため、政治的にも経済的にも一層の取り組みが必要であり、安全保障面でも対話と協力を強化していくことが必要です。私は、21世紀をアジアの世紀とするため、アジアの平和と安定の基礎を築き、その成長と進歩を支援し、そしてアジアとの関係を拡大、深化させてまいります。

朝鮮半島情勢については、6月の南北首脳会談後も前向きな動きが継続しており、緊張緩和に向けた胎動が見られます。これを確実な流れにしていくため、政府としても、米韓と緊密に連携しながら、北東アジアの新時代の到来に向け、全力を傾けてまいります。日朝関係についても、7月末の日朝外相会談の開催や、これを受けた国交正常化交渉第10回本会談が8月末に行われる等、前進が見られますが、政府としては、国交正常化交渉に粘り強く取り組むとともに、人道上の問題や安全保障上の懸案の解決に向け、全力を傾けてまいる考えであります。

明日から金大中大統領が訪日されますが、こうした朝鮮半島の情勢の新たな展開について率直かつ緊密に議論するとともに、近年、大きな進展を見ている日韓関係のさらなる発展と幅広い交流に向けた実り多い意見交換を行い、信頼関係を一層強固なものとしてまいります。

我が国と中国との関係は、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって重要であり、両国間の懸案について率直に議論するとともに、大局的見地に立って取り進めていくことが必要であります。来月には朱鎔基総理の訪日が予定されておりますが、21世紀に向けた中国との間の友好協力パートナーシップの一層の進展に向けて努力してまいります。

私は、アジア太平洋外交の展開に当たり、域内及び地域間の協力にも積極的に取り組み、開かれた自由で豊かなアジアの実現に向けて努力してまいります。来月には韓国においてASEM3が、翌11月にはブルネイにおいてAPEC首脳会議、シンガポールにおけるASEANプラス日中韓首脳会議が相次いで行われますが、これらを通じて域内協力の機

運をさらに高めつつ、地域間協力も発展させ、アジア太平洋における重層的な協力の枠組みの構築に努力する考えであります。

国民の生命、財産を守るのは政治の崇高な使命です。この使命を全うするために、防衛力整備に関しては、今年度で終了する中期防衛力整備計画に引き続く新たな防衛力整備計画を策定する方向で検討してまいります。また、有事法制は、自衛隊が文民統制のもとで、国家、国民の安全を確保するために必要であると考えております。法制化を目指した検討を開始するよう政府に要請すると先般の与党の考え方も十分に受けとめながら、政府としての対応を考えてまいります。

〔21世紀へ〕

今、シドニー・オリンピックが華やかに行われております。日本の選手も連日目をみはるような活躍をしています。世界の若者たちの精いっぱい活躍は見る人を感動させずにはおきません。全力を尽くすことがいかに素晴らしいことかを雄弁に物語るものであります。

しかしながら、21世紀の世界には、決して順風満帆の将来が約束されているわけではありません。IT化の進展によって、ますます国境の意味が希薄なものとなる一方、政治や経済問題の伝播のスピードは格段に上昇し、持てる者と持たざる者との格差は一層拡大しているのが現状です。さきの九州・沖縄サミットの宣言に従い、我が国は果敢にこれらの課題に挑戦していく決意であります。

私は今、政権という重いボールを持つことになって、若き日に興じたラグビーを思い出します。私は、国民の皆様とスクラムを組んで、あらゆる困難を乗り越えて、日本新生のゴールポストを目指して走り続ける覚悟であります。

日本新生という目標は、国民全体が共有することが必要です。皆様に広く御議論をいただき、英知を結集して、この目標に向けて全力を尽くしてまいります。

国民の皆様、また議員各位の御理解と御協力を改めてお願いいたします。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は9月26日、27日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— (発言順)

北澤 俊美君 (民主)	鴻池 祥肇君 (自保)	白浜 一良君 (公明)
阿部 幸代君 (共産)	田 英夫君 (社民)	千葉 景子君 (民主)
月原 茂皓君 (自保)		

〔政治改革〕

○参議院選挙制度改革

選挙制度には一長一短があり、現行の拘束名簿方式は政党主体の選挙を目指すものであるが、一方で候補者の顔が見えずに選挙に対する関心が高まりにくいという問題点が指摘されている。参議院選挙制度改革は議会政治の根幹にかかわる重要問題であり、国民が政治に関心を持ち、また政治が国民から信頼されるような選挙制度を目指し、各党、会派の間で精力的に議論していただきたい。

○あっせん利得罪処罰法案

政治倫理の一層の確立のためには、まず何よりも政治家一人一人の自覚が大切であると考えるが、政治資金にまつわる事件が発生し、国民の政治不信が深まっていることはまことに遺憾である。与党案の内容については、構成要件の明確化、処罰対象の拡大等に十分配慮されたものと承知している。政治に対する国民の信頼を高めるためにも、十分に御議論の上、ぜひとも今国会中に成立せられることを期待している。

〔経済・行財政〕

○補正予算

我が国経済は緩やかながら改善している。ただし、雇用情勢は厳しく、消費は一進一退の状況にあるなど、我が国経済はまさに正念場であり、もう一押しが必要な状況にある。

このような状況を踏まえ、日本新生プランの具体化策等を中心とした経済対策に係る補正予算を編成し、新しい産業が育っていく環境を整えるなど、我が国経済の再構築を進めるとともに、民需中心の景気の自律的回復に向けた動きをより確かなものとしていきたい。

○公共事業

21世紀にふさわしい、真に国民のためになる公共事業を実現していくとの観点から、13年度予算編成に向けて、計画・既着工事業の抜本的な見直し、政策課題に対応した予算の重点化、事業評価の厳格な適用、コスト縮減等による効率性、透明性の向上を行い、公共事業を抜本的に見直し、再構築するという考え方で取り組んでいきたいと考えている。

○中小企業対策

中小企業は我が国経済の牽引力であり、その活力ある成長発展を図ることが我が国経済再生のかぎになると考えている。このため、まず、一般保証制度の拡充や大型倒産、災害等のセーフティーネットに係る対策など、十分な対策を実施したい。また、IT時代の到来による経営環境の変化に中小企業が対応できるように、情報提供、研修の実施等、中小

企業の多様なニーズに対応したきめ細やかな対策を講じていく。

〔外交・安全保障〕

○日口関係

先般の日口首脳会談において、クラスノヤルスク合意を含め、今日までに達成されたすべての諸合意に依拠しつつ、4島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結すべく平和条約交渉を継続していくことを確認した。この結果を踏まえ、今後とも、さまざまなレベルの話し合いを通じて平和条約の締結に向けて全力を尽くしていく考えである。

○日朝関係

日朝間の人道上の問題や安全保障上の懸案について我が方の主張をしっかりと述べることは重要と考えており、今後ともこの考えには変わりはない。そのような前提で、先般の日韓首脳会談における金大中大統領との意見交換を踏まえ、軌道に乗り始めた日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組み、これを大きく促進させ、そのような中で諸懸案の解決に向けても前進を図っていきたいと考えている。

○沖縄米軍基地

普天間飛行場を含め、在沖縄米軍については、米軍のプレゼンスが我が国及び地域の平和と安定の維持に引き続き寄与していることも十分認識する必要があると考えている。

普天間飛行場の移設については、昨年末の閣議決定に従い、今後、代替施設の基本計画の策定に当たって、協議会の場において地元自治体の方々ともよく相談をしながら全力で取り組んでいく。

〔IT革命〕

○日本型IT社会

IT革命という歴史的な機会と正面から取り組み、老若男女を問わずすべての国民がデジタル情報を基盤とした情報、知識を共有し、自由に情報を交換することが可能になる日本型IT社会を実現したい。こうした考え方にに基づき、今後、各方面の御意見を聴取しつつ、明確な国家戦略を打ち立て、IT基本法案の具体化を早急に図っていきたいと考えている。

○情報セキュリティー

IT社会の実現に当たっては、安全で信頼できるネットワーク社会の基盤である情報セキュリティーを確保することは不可欠と認識しており、情報通信技術戦略本部に情報セキュリティー部会を、及び内閣官房に情報セキュリティー対策推進室を整備し、政府、各省庁の情報セキュリティーポリシーのガイドラインを策定するなど、個人情報保護等を含め官民一体となって対策を推進しているところであり、これをさらに強化していきたい。

〔教育〕

○教育基本法

教育全般についてさまざまな問題が生じている今日、体育、徳育、知育のバランスのとれた全人教育を推進するためには、制定以来半世紀を経た教育基本法の抜本的な見直しなど、教育の根本にさかのぼった改革を進めていく必要があると考えている。

教育基本法の見直しについては、今後、教育改革国民会議の最終報告を受けて、中央教

育審議会等で幅広く国民的な議論を深め、しっかりと取り組んで成果を得ていきたい。

〔社会保障〕

○介護保険

10月からの保険料徴収の開始に向け、介護を国民皆で支え合うという制度の趣旨や保険料の必要性について、さらに国民の方々の御理解をいただくことが必要と考えており、さまざまな広報を実施することとしている。今後とも、現場などからの御意見も踏まえ、必要な改善策を検討し、介護保険をよりよい制度に育てていきたいと考えている。

○社会保障制度

社会保障については、急速に少子高齢化が進行する中で、生涯を安心して暮らせる社会を築くため、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な制度を構築することが必要と考えている。

社会保障構造の在り方について考える有識者会議の議論も踏まえ、総合的な社会保障の全体像について検討を進め、社会保障の着実な改革を行っていく考えである。

〔その他〕

○少年法

最近の少年非行情勢は厳しい局面が続いており、極めて憂慮すべき状況にあると認識している。深刻化する少年犯罪に対処するために、与党3党において大変精力的に御議論いただき、改正案が提出されると承知している。今次改正案には、刑事処分適用可能年齢の引き下げあるいは被害者への配慮など多くの事項が盛り込まれるものと承知しているが、いずれも極めて重要な課題であると考えている。

○永住外国人地方選挙権

永住外国人地方参政権付与法案については、公明党・保守党案と民主党案の2法案が国会に提出されているところであるが、我が国の制度の根幹にかかわる重要な問題でもあり、賛成論から反対論までさまざまな意見があり、真剣に今議論が行われていることから、各党、各会派における国会等での御議論を進めていただきたい。

○警察改革

警察改革については、国民の警察に対する信頼の回復は喫緊の課題となっており、警察法の改正案を今国会に提出し、警察の刷新改革に全力を挙げて取り組んでいく所存である。

○災害支援制度

被災者支援について、政府としては関係公共団体等と連携をとりながら今全力で取り組んでいるところであるが、今後とも万全の対応を期していく。被災者生活再建支援法については、昨年4月から運用を開始した。また、災害弔慰金支給法についても、累次の法改正により改善が図られてきた。さらに、住宅再建支援のあり方については、被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会を設置し、議論を今いただいているところである。

(2) 財政演説

大蔵大臣 宮澤喜一君

平成12年11月10日

今般、さきに決定されました日本新生のための新発展政策を受けて、平成12年度補正予算を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、当面の財政政策等の基本的考え方について所信を申し上げますとともに、補正予算の大要について御説明いたします。

まず、最近の経済情勢とさきに決定されました日本新生のための新発展政策について申し上げます。

我が国経済の現状を概観いたしますと、各種の政策効果もあって、緩やかな改善が続いており、企業部門を中心に自律的回復に向けた動きが続いております。しかしながら、依然として雇用情勢は厳しく、個人消費もおおむね横ばいの状況が続いております。

国際経済情勢を見ますと、世界経済は、総じて見れば引き続き拡大基調にあるものの、米国やアジアの経済の動向、原油価格の動向などを注視する必要があると考えております。

政府は、このような状況のもと、公需から民需への円滑なバトンタッチに万全を尽くし、景気の自律的回復に向けた動きを本格的回復軌道に確実につなげるとともに、我が国経済の21世紀における新たな発展基盤の確立を目指すとの観点から、経済対策として日本新生のための新発展政策を決定いたしました。

本対策においては、まず、日本新生プランの具体化を図る見地から、IT革命の推進、環境問題への対応、高齢化対応、都市基盤整備の4分野に重点を置き、21世紀の社会の基盤となる施設の整備や技術開発の推進等を行うとともに、国民のIT利用技能向上のための施策を講じることとしております。また、これらとあわせ、生活基盤充実、防災、災害復旧のための施策や中小企業等金融対策、住宅金融対策等についても必要な措置を講じ、全体としては事業規模11兆円程度の事業を早急を実施することとしております。さらに、本対策においては、活力ある社会を築くための規制改革や企業活動の活性化のための法制度の整備等につきまして取り組むこととしております。

税制につきましては、平成13年度改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、企業の組織再編成にかかわる税制など、真に有効かつ適切な措置について検討を行い結論を得るとともに、株式譲渡益課税について、これまでの経緯を踏まえつつ、株式市場に関連するさまざまな見地から検討し、平成13年度改正の中で早急に結論を得ることとしております。

なお、財政構造改革につきましては、まず、財政の透明性の確保を図り、効率化と質的改善を進めながら、明るい兆しの見えてきた我が国の景気回復を一層確かなものとし、その上で、21世紀の我が国経済社会のあるべき姿を展望し、税制のあり方、社会保障のあり方、さらには中央と地方との関係まで視野に入れて取り組んでまいります。

次に、今般提出いたしました平成12年度補正予算の大要について御説明いたします。

まず、歳出面においては、経済対策関連として、社会資本整備費2兆5,000億円、IT関連特別対策費964億円、災害対策費3,707億円、中小企業等金融対策費7,640億円、住宅金融・雇用等対策費1,209億円を計上することとしております。このほか、地方交付税交付金を増額するとともに、義務的経費の追加等特に緊要となったやむを得ない事項等につ

いて措置し、あわせて、既定経費の節減等を行うこととしております。

他方、歳入面においては、租税について最近までの収入実績等を勘案して1兆2,360億円の増収を見込むとともに、前年度の決算上の純剰余金1兆5,103億円を計上し、さらに、その他収入の増加を見込んでおります。

なお、決算上の純剰余金については、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、財政法第6条に基づく国債整理基金への繰り入れを行わないこととしております。この剰余金の処理につきましては、別途、平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

以上によってなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債の追加発行1兆9,880億円を行うこととしております。今回の措置により、平成12年度の公債発行額は34兆5,980億円となり、公債依存度は38.5%となります。

これらの結果、平成12年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも4兆7,832億円増加し、89兆7,702億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画については、経済対策を実施するため、この補正予算において、日本育英会、中部国際空港株式会社等9機関に対し、総額340億円を追加することとしております。

以上、平成12年度補正予算の大要について御説明いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

3 本会議決議

・審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	議長不信任決議案	久保 亘君 外3名	12. 10.19			12. 10.19 否決	
2	第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議案	鴻池 祥肇君 外7名	11.20			11.22 可決	

・可決したもの

平成12年11月22日

第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議

参議院は、来る平成20年（2008年）の第29回オリンピック競技大会を大阪市に招致するため、その促進活動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。右決議する。

理由

政府は、平成10年12月11日、大阪市が平成20年（2008年）の第29回オリンピック競技大会を招致することを了解し、大阪市は、本年1月25日、国際オリンピック委員会に正式に立候補した。

今日、我が国が国際交流を通じて世界に積極的に貢献していくことの必要性はますます高まっており、平和と友好裏に成功をおさめた東京、札幌及び長野の各大会に続き、我が国でオリンピック競技大会を再び開催することは、国際親善を一層深めるとともにスポーツの振興にとって極めて意義深いものがある。

この第29回オリンピック競技大会の開催都市は、来年7月、ロシアのモスクワで開催される国際オリンピック委員会総会において決定されるが、大阪市のほか、北京（中国）、パリ（フランス）、トロント（カナダ）、イスタンブール（トルコ）の諸都市が立候補しており、大阪市への招致実現のためには、強力な促進活動を推進するとともに万全の受け入れ態勢を整備する必要がある。

これが本決議案を提出する理由である。

1 委員会審議経過

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件の合計3件であり、内閣提出2件を可決した。

なお、本委員会付託の請願10種類107件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する意見の申出にかんがみ、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の一層の円滑化を図るため、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例を定めようとするものである。

委員会においては、任期付職員採用における公正の確保と人事院の役割の重要性、本制度の拡大・一般化に対する懸念、今後の公務員制度の全体像提示の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、3項目の附帯決議が付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成12年8月15日の給与についての人事院勧告を完全実施するため、一般職の国家公務員の扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度の意義、2年連続のマイナス勧告が公務員の士気に与える影響、公務員制度改革に対する政府の基本姿勢等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、2項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月2日、一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

また、11月7日、経済財政諮問会議と財政首脳会議に関する件、政治の信頼回復に対する政府の姿勢に関する件、警察行政に対する行政監察への取組状況に関する件、男女共同参画に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年11月2日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済財政諮問会議と財政首脳会議に関する件、政治の信頼回復に対する政府の姿勢に関する件、警察行政に対する行政監察への取組状況に関する件、男女共同参画に関する件等について統総務庁長官、福田内閣官房長官、上野内閣官房副長官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案（閣法第17号）について統総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案（閣法第17号）について統総務庁長官、福田内閣官房長官、海老原総務政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第17号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について統総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月14日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について統総務庁長官、福田内閣官房長官、海老原総務政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第6号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第9号）について発議者参議院議員本岡昭次君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第1号外106件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成12年8月15日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 扶養手当について、配偶者以外の子等扶養親族に係る支給月額を、2人までについてはそれぞれ現行の5,500円を6,000円に、3人目からについては現行の2,000円を3,000円に引き上げる。ただし、扶養親族でない配偶者がある場合又は配偶者がいない場合に係る1人目の手当の支給額は据え置く。
- 2 期末手当について、12月期の支給割合を現行の100分の175を100分の160に引き下げる。また、特定幹部職員にあっては、現行の100分の155を100分の140に引き下げる。
- 3 勤勉手当について、12月期の支給割合を現行の100分の60を100分の55に引き下げる。また、特定幹部職員にあっては、現行の100分の80を100分の75に引き下げる。
- 4 期末特別手当について、12月期の支給割合を現行の100分の175を100分の160に引き下げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

【附帯決議】

政府及び人事院は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることを踏まえ、政府は人事院勧告制度を引き続き尊重するとともに、人事院は官民給与の精確な比較等により公務員給与の適正な水準の維持・確保に努めること。
 - 一 公務能率及び行政サービスの一層の向上を図るため、全体の奉仕者たる公務員の適正な処遇の確保と勤務条件の充実・整備に努めること。
- 右決議する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案（閣法第17号）（先議）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成12年8月15日付けの意見の申出にかんがみ、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の一層の円滑化を図るため、一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 任命権者は、次のいずれかに該当する場合、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。
 - (1) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその知識経験又は識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合
 - (2) 専門的な知識経験を有する者をその知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合

- 2 任期を定めて採用される職員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定める。任命権者は、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、1の規定により採用された職員を、その任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、人事院の承認を得て、その任期中、他の官職に任用することができる。
- 4 1の(1)の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給与に関する特例を次のように定める。
 - (1) 特定任期付職員に適用する俸給表を新たに定める。
 - (2) 各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により(1)の俸給表に掲げる号俸により難いときは、人事院の承認を得て、指定職俸給表12号俸相当額以下で、その俸給月額を定めることができる。
 - (3) 各庁の長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
 - (4) 特定任期付職員には、一般職給与法に規定する昇給制度は適用せず、また、俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、勤勉手当、期末特別手当及び義務教育等教員特別手当は支給しない。
- 5 人事院は、本法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。
- 6 本法律は、公布の日から施行する。
- 7 裁判所職員について本法律の規定を準用する。
- 8 関係法律について所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府及び人事院は、本法律の施行に当たり、次の事項について配意すべきである。

- 一 任期付職員制度導入の趣旨にかんがみ、内閣官房及び内閣府を始め各省庁は、真に専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を採用するとともに、その任期及び任用について適正を期すること。
 - 一 特定任期付職員の採用の円滑化を図るため、その高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者にふさわしい適切な処遇を確保すること。
 - 一 任期付職員制度が官民癒着等の疑惑や批判を受けないよう、その適正な運用を図るとともに、国家公務員法及び国家公務員倫理法等関係法律の適用について厳正を期すること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
6	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	12. 10. 6	12. 11. 7	12. 11. 14 可決 附帯	12. 11. 14 可決	12. 10. 24 内閣	12. 10. 26 可決 附帯	12. 10. 26 可決
17	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案	参	10. 27	11. 6	11. 9 可決 附帯	11. 10 可決	11. 13 内閣	11. 16 可決 附帯	11. 17 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
9	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡 昭次君 外5名 (12. 10. 30)	12. 11. 1		12. 11. 27	未了				

【 法 務 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（本院先議）、衆議院議員提出2件の合計4件であり、3件を可決、1件は修正議決した。

また、本委員会付託の請願9種類189件のうち、2種類58件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事再生法等の一部を改正する法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、国内で開始された破産手続等の効力を債務者の外国財産に及ぼす等の措置を講じようとするものであり、**外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案**は、外国倒産処理手続について、その効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算又は経済的再生を図ろうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、個人債務者の破産件数の推移、住宅資金特別条項における弁済繰延べの方法、事件数に対応する裁判所の態勢整備、国際倒産法制の整備の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致で可決された。なお、両法律案に対して附帯決議を行った。

少年法等の一部を改正する法律案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、刑事処分可能年齢の16歳から14歳への引下げ、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として家庭裁判所から検察官に送致する制度の導入など、少年に対する処分等の在り方を見直すとともに、少年審判における事実認定手続の適正化及び被害者等に対する配慮の充実を図ろうとするものである。

このうち、事実認定手続の適正化については、第145回国会に内閣から提出された改正案の中に、類似の内容が盛り込まれ、第147回国会において衆議院で本会議趣旨説明・質疑、法務委員会での審議が行われたが、衆議院解散に伴って審議未了となっていた。その後の被害者等に対する配慮の必要性に対する国民の関心の高まり、相次ぐ凶悪な少年事件を契機とする厳罰化を求める声の高まりを受け、本法律案が、自民、公明及び保守の与党3会派の共同提案による議員立法として衆議院に提出された。

本委員会では、最近の少年犯罪の動向と少年法改正の理由、刑事処分可能年齢の引下げと犯罪抑止効果、原則逆送制度の導入が捜査・家庭裁判所に与える影響、14・15歳の受刑者に対する処遇の在り方、諸外国で導入されている修復的司法の実態、少年犯罪予防のための総合的施策の必要性等の諸問題について質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取、少年院、少年鑑別所の視察を行った。

質疑においては、被害者等に対する配慮の必要性については異議がないものの、それ以外の改正が必要かどうかについて、少年犯罪の統計の読み方、認識の違いから、相反する意見が展開された。原則逆送制度導入などの厳罰化の犯罪抑止効果の有無についても、外国の例等も挙げつつ、それぞれ相反する意見が述べられたが、提出者及び政府からは、厳罰化によりすぐに犯罪が減少するかどうかはわからないが、少年に対して、罪を犯せば処

罰されることがある旨を明示し、社会生活における責任を明らかにしてこれを自覚させるとともに、何物にもかえがたい人命を尊重するという基本的な考え方を明らかにし、少年に社会生活上必要な最小限の規範意識を持たせることに資する旨の説明がなされた。

質疑終局の後、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党の共同提案により、施行の5年後に改正後の規定の施行状況について国会に報告し、必要がある場合には法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求めることを内容とする修正案が提出され、日本共産党から、厳罰化は少年法の基本的理念を大きく後退させるものであり、被害者対策も不十分であるとして原案及び修正案に反対、自由民主党・保守党及び公明党から、少年犯罪の現況に適切に対処し、少年の健全育成を図るため、少年法の改正は国民的な喫緊の課題であるとして原案及び修正案に賛成、社会民主党・護憲連合から、改正は少年法の目的に反し、立法事実もないとして原案及び修正案に反対、民主党・新緑風会から、原案は、原則逆送、検察官関与などの点において問題がないとは言えないが、施行後の実施状況を観察し、状況により適切な対処がなされると期待できるとして、修正案に賛成の意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、賛成多数で修正議決された。

なお、刑事処分可能年齢の引下げに伴い、教育的観点を中心とした処遇に配慮すること、少年法の適用年齢について世論の動向などを勘案しつつ、鋭意検討すること、悪質重大で社会的関心の高い事件については、プライバシーの保護に配慮しつつ、同様の犯罪の防止に資する方策及び名前や写真の報道を禁じている少年法61条の在り方の研究に努めることなど8項目の附帯決議を行った。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護の内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めようとするもので、自民、公明及び保守の与党3会派の共同提案による議員立法として、衆議院に提出された。本委員会においては、本法律案が議員提出になった理由、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の在り方、財政上の措置の具体的内容、人権政策推進のための内閣全体での取組の必要性等について質疑を行った。

日本共産党から反対の討論が述べられた後、本法律案は賛成多数で可決された。なお、本法律案に対して附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

11月2日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、司法制度改革、倒産法制の見直し、少年犯罪の傾向と少年法改正、選択的夫婦別氏制度導入、通信傍受の実施状況、我が国の途上国への法整備支援、人権侵害の被害者救済制度、財団法人中小企業国際人材育成事業団の外国人研修生受入れ、千葉県警警察官の不祥事、訟務検事と判事との交流等について質疑を行った。うち、通信傍受の実施状況について、警察庁は、対象としている犯罪は組織的かつ密行的に敢行されるため、捜査も密かに行う必要があり、8月15日の施行後間もないこと、質疑の都度実施状況を説明した場合に、捜査実態を犯罪者に推測されて内偵捜査の妨げとなることなど捜査活動への影響が少なくないため答弁を控えたいと述べた。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 司法制度改革に関する件、少年犯罪の傾向と少年法改正に関する件、選択的夫婦別氏制度導入に関する件、通信傍受の実施状況に関する件、人権侵害の被害者救済制度に関する件、財団法人中小企業国際人材育成事業団の外国人研修生受入れに関する件、千葉県警警察官の不祥事に関する件、訟務検事と判事との交流に関する件等について保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
- 民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案（閣法第12号）
以上両案について保岡法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案（閣法第12号）
以上両案について保岡法務大臣、宮本金融再生政務次官、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
(閣法第11号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無
(閣法第12号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成12年11月8日（水）（第4回）

- 少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員麻生太郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員麻生太郎君、同杉浦正健君、同谷垣禎一君、同高木陽介君、同漆原良夫君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院

議員杉浦正健君、同谷垣禎一君、同麻生太郎君、同高木陽介君、同漆原良夫君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年11月16日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員麻生太郎君、同杉浦正健君、同谷垣禎一君、同漆原良夫君、同高木陽介君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成12年11月17日（金）（第8回）

○少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について参考人東京都立大学法学部教授前田雅英君、龍谷大学法学部教授村井敏邦君、弁護士山田由紀子君、少年犯罪被害当事者の会代表武るり子君、元洋裁学校教師山口由美子君及び弁護士千葉一美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月24日（金）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員杉浦正健君、同麻生太郎君、同谷垣禎一君、同高木陽介君、保岡法務大臣、上田法務政務次官、鈴木文部政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（衆第3号）賛成会派 自保、民主、公明、自由、無

反対会派 共産、社民、無

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月28日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員熊代昭彦君、同田端正広君、同滝実君、同東順治君、保岡法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第12号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由、無

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第11回）

○請願第251号外57件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外130件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（先議）

【要旨】

本法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、日本国内で開始された破産手続及び更生手続の効力を債務者の外国にある財産にも及ぼす等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅資金貸付債権に関する特則の新設

住宅ローンを抱えた個人債務者が、住宅を手放さないで再生できるようにするため、当該債権等を担保するために住宅に設定された抵当権の実行を制限し、次のような再生計画による弁済の繰延べを認める。

- (1) 住宅ローンの元本、利息等の全額を、既に弁済期が到来しているものは原則として3年（最長5年）で、弁済期が到来していないものは当初契約どおりに支払う。
- (2) (1)の計画を遂行できる見込みがない場合には、最長10年、70歳まで住宅ローンの支払期限を延長することができる。
- (3) (2)の計画を遂行できる見込みがない場合には、当初の3年（最長5年）は、元本の支払額を少なくすることができる。

2 小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則の新設

個人債務者が破産しないで再生できるようにするとともに、債権者にとっても破産の場合よりも多くの債権回収ができるようにするため、小規模個人再生と給与所得者等再生の2種類の簡易・迅速な再生手続を設ける。

(1) 小規模個人再生手続

継続的な収入の見込みがある個人債務者で、無担保再生債権の総額が3,000万円を超えないものを対象とし、その収入を弁済原資として、原則として3年（最長5年）で、3か月に1回以上は分割して弁済することを内容とする再生計画を作成し、裁判所の認可を得て遂行することにより残債務が免除される。

- ① 債権確定訴訟をすることなく、個人再生委員の意見を聴き、裁判所が評価することによって再生債権の額が確定する簡易な再生債権の調査手続を設ける。
- ② 再生計画案への反対投票が半数を超えなければ、可決があったものとみなす。
- ③ 最低限の弁済額として、負債総額の20パーセント以上（100万円以上300万円以下）で、かつ、破産した場合の配当額以上を弁済することを必要とする。

(2) 給与所得者等再生手続

小規模個人再生の対象債務者のうち、サラリーマン等将来の収入を確実に把握できるものを対象とし、その可処分所得2年分以上を原則として3年（最長5年）で弁済する再生計画を作成して裁判所の認可を得て、債権者の多数の同意を不要とし、小規模個人再生よりも更に手続を簡素化する。

3 国際倒産法制の整備

国際的に活動する企業等について公平かつ適正な倒産処理を実現するため、破産法、会社更生法、民事再生法等に次のような改正を加える。

- (1) 破産管財人及び更生管財人の財産の管理処分権を債務者の国外にある財産にも及ぼす。
- (2) 同一の債務者について外国倒産処理手続と国内の破産手続等とが並行的に進行する場合に、破産管財人等に相互協力を義務付け、債権者を代理して他方の倒産処理手続に参加する資格を付与する等の相互調整規定を設ける。
- (3) 国際倒産管轄についての規定を設ける。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【民事再生法等の一部を改正する法律案及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 民事再生手続の特則が低所得者等の個人債務者の再生に資するためのものであることにかんがみ、その趣旨、内容、手続等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知徹底するよう努めること。
- 2 社会・経済的観点から、個人債務者に関する民事再生手続の特則が真に適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的態勢の整備に遺漏なきを期すること。
- 3 個人債務者が事業主である場合における再生手続に当たっては、当該個人事業主の雇用する労働者の雇用の安定と労働債権の確保に十分配慮するよう周知徹底に努めること。
- 4 新たに創設する外国倒産処理手続の承認援助手続が適正・迅速に運用されるよう、諸外国の倒産処理制度及び実情について、調査・研究及びその周知に努めること。
- 5 外国倒産処理手続の承認援助手続においては、労働債権者の雇用契約上の地位及び優先的地位に配慮がされており、国内倒産処理手続と比べ、労働債権者に不利となるものではないことを周知徹底するよう努めること。

右決議する。

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案（閣法第12号）（先議）

【要旨】

本法律案は、外国で開始された倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算又は経済的再生を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 外国倒産処理手続の承認の決定

外国倒産処理手続の効力を日本国内に及ぼす必要がある場合には、外国管財人等は、我が国の裁判所に対し外国倒産処理手続の承認の申立てをし、申立てを受けた裁判所は、その外国倒産処理手続について、日本国内において援助を与える適格性を備えているかを審査して、承認の決定をする。

2 外国倒産処理手続に対する援助の処分

外国倒産処理手続を援助するため、裁判所は、債務者の日本国内にある財産に関して、強制執行等の手続の中止命令等により、債権者の個別的な権利行使を制限し、また、債務者による財産の処分又は債務の弁済の禁止を命ずる処分、財産の管理処分権を承認管財人に専属させる管理命令等により、債務者の財産の管理処分権を制限することができる。

3 国内債権者の利益保護

国内債権者の利益を保護するため、外国倒産処理手続の承認援助手続に入った後の債務者又は承認管財人による日本国内にある財産の処分又は国外への持出し等について、裁判所の許可の制度を導入し、これに違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 複数の手続が競合した場合の調整

同一の債務者につき複数の外国倒産処理手続の承認援助手続が競合し、又は外国倒産処理手続の承認援助手続と国内倒産処理手続とが競合した場合について、手続相互間の調整の規律を設ける。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

民事再生法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）と同一内容の附帯決議が行われている。

少年法等の一部を改正する法律案（衆第3号）

【要旨】

本法律案は、最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年事件の処分等の在り方を見直し、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るとともに、被害者等に対する配慮を実現しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 少年事件の処分等の在り方の見直し

- (1) 刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げる。
- (2) 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年は、16歳に達するまで、少年院に収容することができる。
- (3) 家庭裁判所は、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合には、保護処分が適当である場合を除き、原則として検察官送致（逆送）決定をする。
- (4) 犯行時18歳未満の場合には死刑を科さないとする少年法の規定により無期刑の言渡しを受けた者については、仮出獄可能期間の特則（7年）は適用しない。
- (5) 犯行時18歳未満の者に対し無期刑で処断すべきときは、裁判所は、無期刑を科すか10年以上15年以下の有期刑を科すか選択ができる。
- (6) 家庭裁判所は、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、保護者に対し、訓戒、指導などの措置をとることができる。

(7) 少年審判は、懇切を旨とし、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

2 少年審判制度における事実認定手続の適正化

- (1) 家庭裁判所における少年審判等に、3人の裁判官が審判を担当する裁定合議制度を導入する。
- (2) 家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪及び死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪の事件の事実認定手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、検察官関与決定をすることができる。
- (3) (2)の決定があった場合において、少年に弁護士の付添人がないときは、家庭裁判所が弁護士の国選付添人を付する。
- (4) 検察官は、(2)の決定があった事件の非行事実の認定に関し、保護処分等の決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認がある場合には、高等裁判所に抗告を受理すべきことを申し立てることができる。
- (5) 観護措置期間を、最長8週間まで延長することができる。
- (6) 保護処分終了後、非行事実がなかったことを認め得る明らかな資料を新たに発見した場合の保護処分取消しの手続を整備する。

3 被害者等に対する配慮を実現する制度の導入

- (1) 家庭裁判所が、被害者等の申出により、事件に関する意見を聴取する制度を導入する。
- (2) 家庭裁判所が、被害者等に対し、少年審判の結果等を通知する制度を導入する。
- (3) 家庭裁判所が、被害者等に対し、一定の範囲で非行事実に係る記録の閲覧又は謄写を認める制度を導入する。

4 施行期日

この法律は、平成13年4月1日から施行する。

少年法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

本法施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加えた結果、必要があると認めるときは、法制の整備その他の措置を講ずることを政府に求めるものとするものである。

【附帯決議】

政府は、次代を担う少年の健全育成に関する総合的な施策を充実、強化するとともに、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。
- 2 刑事処分可能年齢を14歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること。
- 3 観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。
- 4 公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、

鋭意検討すること。

- 5 少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動向、時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等の法令に定める年齢区分との均衡等を勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。
- 6 悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第61条の在り方についての研究に努めること。
- 7 少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努めること。
- 8 被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。
右決議する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案（衆第12号）

【要旨】

本法律案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

2 基本理念

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

3 国、地方公共団体及び国民の責務

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有し、国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

4 基本計画の策定及び年次報告

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定し、政府は、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を毎年国会に提出しなければならない。

5 財政上の措置

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、年次報告に関する規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる施策について適用する。

7 見直し

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権侵害の被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行う。

【附帯決議】

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
11	民事再生法等の一部を改正する法律案	参	12. 10. 13	12. 10. 31	12. 11. 7 可決 附帯	12. 11. 8 可決	12. 11. 14 法務	12. 11. 17 可決 附帯	12. 11. 21 可決
12	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案	参	10. 13	10. 31	11. 7 可決 附帯	11. 8 可決	11. 14 法務	11. 17 可決 附帯	11. 21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	少年法等の一部を改正する法律案	麻生 太郎君 外5名 (12. 9. 29)	12. 10. 2	12. 10. 31	12. 11. 8	12. 11. 24 修正 附帯	12. 11. 27 修正	12. 10. 6 法務	12. 10. 31 可決 附帯	12. 10. 31 可決
					11. 27回付			11. 28同意		
○12. 11. 8 参本会議趣旨説明										
12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案	熊代 昭彦君 外8名 (12. 11. 2)	11. 6	11. 16	11. 22	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決	11. 14 法務	11. 15 可決 附帯	11. 16 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

【 地方行政・警察委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院地方行政委員会提出2件の合計5件であり、そのうち内閣提出2件及び衆議院地方行政委員会提出2件の合計4件を可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、平成12年度に限り臨時経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、国庫補助負担金の整理合理化、税財源の移譲、外形標準課税導入、公共事業における地方負担等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案は、未成年者の健全な育成を図るため、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対する罰則を強化し、当該違反に対して両罰規定を設けるとともに、未成年者に対する酒類の販売又は供与禁止違反に対する罰則を強化しようとするものである。

委員会においては、未成年者への啓蒙策、自動販売機・コンビニエンスストア販売の在り方、青少年への総合的対策の必要性、罰則強化による実効性等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）は、警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の警察庁及び都道府県警察に対する監察の指示、当該指示を履行させるための委員による点検等、警察職員の法令違反等の報告の聴取、警察職員の職務執行についての苦情の申出並びに委員の再任の制限に関する規定を設けることにより国家公安委員会等が警察庁等を管理する機能の強化を図るとともに、警察署における事務の処理に民意を反映させる警察署協議会の制度を定めるほか、最近の治安情勢にかんがみ、国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取等の犯罪に係る事案についての警察運営に関する規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、本法律案の外、公安委員会に独自の事務局を置くとともに、同委員会に警察監察委員室を設置することなどを内容とする日本共産党提出の警察法の一部を改正する法律案（参第13号）を一括して議題とした。公安委員会の管理能力の強化と管理概念の明確化の必要性、公安委員の任期・人選・勤務体制等の在り方、議会における公安委員からの意見聴取の必要性、公安委員会の監察機能の充実と独自事務局設置の是非、第三者機関による外部監察制度の導入の適否、民事不介入に関する誤った認識の払拭の必要性、苦情申出制度に関する諸問題、警察署協議会の組織及び運営の在り方、警察の人事・教育制度の改革、警察情報の積極的な公開の必要性、警察官の人員配置・増員問題、今後の警察の組織運営の在り方等の質疑が行われた。また参考人から意見聴取を行ったほか、神奈川県に委員派遣を行い、地方公聴会を開催した。内閣提出の警察法の一部を改正する法律

案（閣法第4号）について質疑終局の後、民主党・新緑風会から、公安委員会に独自の事務局を置くとともに、同委員会に必要な監察を行うこととするなどを内容とする修正案が、社会民主党・護憲連合から、公安委員会に独自の事務局を置くとともに、国及び都道府県に警察監視委員会を設置することなどを内容とする修正案がそれぞれ提出された。次いで、本法律案及び両修正案に対する討論の後、両修正案はいずれも否決され、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市町村の合併を推進するため、平成16年3月31日までに合併が行われる場合に限り適用される市となるべき要件を緩和し、人口3万以上を有することとするものである。

委員会においては、地方分権の精神と本法律案との整合性、基礎的地方公共団体制度の在り方の見直し等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

11月9日、警察情報の管理、国地方における税財源の在り方、地方公共団体の自主課税・法定外税の現状、地域IT推進、日本人拉致事件、市町村合併推進、法人事業税への外形標準課税問題、警察刷新会議等について、西田国務大臣、荒井自治政務次官、中谷自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年11月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年11月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警察情報の管理に関する件、地方税財源に関する件、地域IT推進に関する件、日本人拉致事件に関する件、市町村合併推進に関する件、警察刷新会議に関する件等について西田国務大臣、荒井自治政務次官、中谷自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について西田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、
警察法の一部を改正する法律案（参第13号）について発議者参議院議員富樫練三君から趣旨説明を聴いた後、

以上両案について西田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第3回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

警察法の一部を改正する法律案（参第13号）

以上両案について参考人東京都立大学法学部教授前田雅英君、上智大学法学部教授小幡純子君、ジャーナリスト久保博司君及び日本国民救援会会長山田善二郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

警察法の一部を改正する法律案（参第13号）

以上両案について発議者参議院議員富樫練三君、西田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月27日（月）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について西田自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、村田大蔵政務次官、三浦農林水産政務次官、中谷自治政務次官、伊藤通商産業政務次官、荒井自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第20号）賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民

○未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長増田敏男君から趣旨説明を聴き、衆議院地方行政委員長代理滝実君、西田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第13号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

○平成12年11月28日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

警察法の一部を改正する法律案（参第13号）

以上両案について西田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第4号）賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）

について提出者衆議院地方行政委員長増田敏男君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長増田敏男君、衆議院地方行政委員長代理滝実君、西田自治大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（衆第22号）賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 公安委員会の管理機能の充実等に資するための措置に関する規定の新設
 - (1) 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の監察に関する指示等
 - ① 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等は、監察について必要があると認めるときは、警察庁及び都道府県警察等に対する指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとするができることとする。
 - ② 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等は、①の指示をした場合において必要があると認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができることとする。
 - ③ 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等は、警察庁及び都道府県警察等の職員に、②により指名された委員の事務を補助させることができることとする。
 - (2) 都道府県公安委員会に対する懲戒事由に係る事案の報告義務
警視総監又は警察本部長は、都道府県警察の職員について懲戒事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかに事実を調査し、懲戒事由に該当することが明らかとなったときは、都道府県公安委員会の定めるところにより、その結果を都道府県公安委員会に報告しなければならないこととする。
 - (3) 公安委員会委員の任期の制限
公安委員会の委員の再任の制限（国家公安委員会委員は2期（1期5年）まで、都道府県公安委員会委員及び方面公安委員会委員は3期（1期3年）まで）に関する規定を設ける。
- 2 苦情処理に関する規定の新設
 - (1) 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができることとする。
 - (2) 都道府県公安委員会は、申出があったときは、法令又は条例の規定に基づきこれ

を誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないこととする（申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合等を除く。）。

3 警察署協議会の設置

- (1) 警察署に、警察署協議会を置くものとする。ただし、管轄区域内の人口が僅少であることその他特別の事情がある場合は、これを置かないことができることとする。
- (2) 警察署協議会は、警察署の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とする。
- (3) 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱することとする。
- (4) 警察署協議会の設置、委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項は、条例（警察署協議会の議事の手続は、都道府県公安委員会規則）で定めることとする。

4 その他所要の改正

- (1) 国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備
国家公安委員会の管理する事務として、国際関係に重大な影響を与え、その他の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要等の犯罪に係る事案についての警察運営を加える。
- (2) その他
 - ① 国家公安委員会の管理する事務として、政策の評価に関することを加える。
 - ② 皇宮護衛官について、司法警察職員としての職務を行う旨の規定を置くとともに、警察官に準じて武器使用の要件を明確化する。

5 施行期日

本法律は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、2及び3の部分は公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日（4(2)①は平成13年1月6日）から施行することとする。

【附帯決議】

本法の施行に当たり、政府は、左記の事項に配慮するとともに、警察に対する失われた国民の信頼を回復するため、最大限の努力を払うべきである。

- 1 公安委員会が活性化し、その責務を十分に発揮できるよう、制度本来の趣旨に立ち返って公安委員会の警察に対する「管理」概念を法令上明確にすること。

また、公安委員会の管理機能の充実・強化を図るとともに、特に、公安委員会が第三者的な監察点検機能を主体的に果たすことが重要であることにかんがみ、公安委員会事務担当組織及びスタッフについては、公安委員会の求めるところに従って十分機能するよう担保すること。

- 2 都道府県警察の職員の職務執行に係る苦情処理制度の運用に当たっては、住民からの苦情申出を誠実に受け付けるとともに、適切・迅速に処理する体制を整備すること。また、電子メールの活用による苦情申出についても、積極的に検討すること。

なお、口頭による苦情申出の場合であっても、その意思と内容が明確であり、文書によらないことに理由がある場合には、警察署の窓口において警察職員が文書作成を援助

するような仕組みを導入すること。

- 3 警察署協議会の委員の人選に当たっては、特定分野に偏ることのないようにすること。また、同協議会の運営に当たっては、透明性及び公開性を確保するとともに、住民の意見が警察事務に反映されるよう努めること。
- 4 警察不祥事案を未然に防止するため、業務管理及び職務倫理教養の徹底等を積極的に推進すること。
また、いわゆるキャリア警察官については、早期から現場経験を重視しつつ、登用・選別方法、教育内容、人事評価制度等を多角的に見直し、社会の安全を守るという使命感に裏打ちされた人材育成に取り組むこと。
- 5 警察行政の透明性を確保し、警察に対する国民の信頼を高め、国及び地方公共団体は情報公開の積極的な推進を図ること。
- 6 効果的かつ効率的な警察運営を確保するため、国民の日常生活、地域に密着した警察活動や複雑・多様化する犯罪に対応する警察活動に重点を置き、業務量の減少した分野の人員・予算等を振り替えるなど適正な人員配置・予算措置等を推進することとし、警察官の増員は、組織の不断の見直しと徹底的な合理化を踏まえて行うこと。
- 7 国会に対し、国家公安委員会が所掌事務の処理状況を報告するよう積極的に検討すること。また、国会論議において都道府県公安委員会も都道府県の議会に対し同様の報告を行うよう求める指摘がなされたことを踏まえ、積極的に検討すること。
右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 基準財政需要額の算定方法の改正
 - (1) 補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、平成12年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
 - (2) 地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置するとともに、地方公共団体が国に準じて給与改定を実施する場合に見込まれる財政需要の減少を基準財政需要額に反映させるため、普通交付税の算定に用いる単位費用の一部を改定する。
- 2 平成12年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例
補正予算により増額された平成12年度分の地方交付税について、当該額の一部を平成13年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。
- 3 施行期日等
この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成12年度分の地方交付税から適用する。

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 未成年者喫煙禁止法の一部改正

- (1) たばこ等の販売禁止違反に対する罰則について、その法定刑を50万円以下の罰金（現行2万円以下の罰金）とする。
- (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し(1)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該罰金刑を科するものとする。

2 未成年者飲酒禁止法の一部改正

酒類の販売又は供与禁止違反に対する罰則について、その法定刑を50万円以下の罰金（現行科料）とする。

3 施行期日

本法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行するものとする。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要旨】

本法律案は、市町村の合併を推進するため、合併が行われる場合に限り適用される市となるべき要件を緩和するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 市となるべき要件の特例

平成16年3月31日までに市町村の合併が行われる場合に限り、合併後の普通地方公共団体が市となるべき要件は、地方自治法第8条第1項各号の規定にかかわらず、人口3万以上を有することとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	警察法の一部を改正する法律案	衆	12. 9. 29	12. 11. 8	12. 11. 28 可決 附帯	12. 11. 29 可決	12. 10. 13 地方行政	12. 11. 2 可決 附帯	12. 11. 2 可決
○12. 11. 8 参本会議趣旨説明									
20	地方交付税法の一部を改正する法律案	衆	11. 10	11. 22	11. 27 可決	11. 27 可決	11. 17 地方行政	11. 21 可決	11. 21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	警察法の一部を改正する法律案	富樫 練三君 外2名 (12. 11. 6)	12. 11. 7		12. 11. 8		未了			

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 増田 敏男君 (12. 11. 9)	12. 11. 9	12. 11. 10	12. 11. 22	12. 11. 27 可決	12. 11. 27 可決			12. 11. 10 可決
22	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	地方行政委員長 増田 敏男君 (12. 11. 21)	11. 21	11. 21	11. 28	11. 30 可決	11. 30 可決			11. 21 可決

【 外 交 ・ 防 衛 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出法律案1件であり、条約1件を承認し、法律案1件を可決した。

また、本委員会付託の請願5種類28件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、1996年4月1日に効力を生じた現行の「米国との地位協定第24条についての特別措置協定」の有効期間が、2001年3月31日までとなっていることにかんがみ、在日米軍基地労働者に対する基本給等の支払に要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払に要する経費、我が国の要請に基づき在日米軍の訓練の移転に伴って追加的に必要となる経費を、引き続き我が国が負担することを規定するとともに、合衆国がこれらの経費の節約に努めること等について定めるものである。委員会においては、21世紀の日米同盟の在り方、日米安保条約の今日的意義、日米地位協定の見直し、我が国が米軍駐留経費負担を継続する理由、在日米軍訓練移転経費の負担範囲等について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案は、周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他必要な事項について定めるものであり、船舶検査活動は国連安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国の同意を得て、我が国領海又は我が国周辺の公海において実施すること、船舶検査活動は自衛隊の部隊等が実施し、その態様は、船舶の航行状況の監視、船舶の名称等の照会、船長等の承諾を得ての乗船検査・確認、航路の変更の要請等とすること等を主な内容とするものである。委員会においては、日米安保体制を堅持する上での船舶検査活動の重要性、船舶検査活動の実施要件である国連安全保障理事会決議の性格、実施要件に「旗国の同意」を加えた理由、同意の手続き及び同意が得られなかった場合の対応、船舶検査活動を実施する我が国周辺の公海の範囲、乗船検査の際の武器使用の基準、警告射撃を行わない理由、船舶検査活動と自衛隊法に基づく海上警備行動との関係、我が国の船舶検査活動に対する近隣諸国の反応等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

11月9日、防衛庁の秘密漏えい事件に関する件について虎島防衛庁長官から報告を聴取した後、同件、米国大統領選挙と今後の日米関係、日朝国交正常化交渉、対北朝鮮食糧支援、ODA、核兵器廃絶決議、防衛庁の「省」昇格問題等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年11月9日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁の秘密漏えい事件に関する件について虎島防衛庁長官から報告を聴いた後、同件、米国大統領選挙と今後の日米関係に関する件、日朝国交正常化交渉に関する件、対北朝鮮食糧支援に関する件、ODAに関する件、核兵器廃絶決議に関する件、防衛庁の「省」昇格問題に関する件等について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、鈴木防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第2回）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第1号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月16日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第1号）（衆議院送付）について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、荒木外務政務次官、鈴木防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣条第1号）賛成会派 自保、民主、公明、自由、二連
反対会派 共産、社民

○平成12年11月22日（水）（第4回）

- 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について虎島防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月28日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、鈴木防衛政務次官、荒木外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について河野外務大臣、虎島防衛庁長官、鈴木防衛政務次官及び政府参考人に対し質

疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、社民、自由、二連

○請願第127号外27件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)

【要旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にアメリカ合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成12年1月以来日米両国政府間で交渉を行った結果、平成12年9月11日にニュー・ヨークにおいて署名されたものである。この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 1 日本国は、この協定の効力存続期間中、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、調整手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 2 日本国は、この協定の効力存続期間中、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、(a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、(b) (a)を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料、に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 3 日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、日本国はその変更に伴って追加的に必要な経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を合衆国政府に対して行う場合に限る。
- 4 合衆国は、前記1、2及び3の経費の節約に努める。
- 5 日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 6 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 7 この協定は、所要の手續に従い2001年4月1日に効力を生じ、2006年3月31日までの5カ年間効力を有する。

なお、合意された議事録では、前記1に掲げる給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定(1987年6月1日発効)の発効の際、日本国に

よる負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。また、書簡においては、前記5にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、概算要求額の算定の際、施設・区域の外側にある住宅のための調達実績を算入しないこと等を明らかにしている。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（以下「周辺事態安全確保法」という。）に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定めるものであって、主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶検査活動は、周辺事態に際し、国連安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国の同意を得て、我が国領海又は我が国周辺の公海（排他的経済水域を含む。）において実施する。
- 2 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施する。この場合において、当該船舶検査活動に相当する活動を行う米軍に対し、後方地域支援を実施することができる。
- 3 船舶検査活動の実施に際して、当該船舶検査活動に係る基本的事項等の一定の事項を周辺事態安全確保法に規定する基本計画に定める。
- 4 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずる。
- 5 防衛庁長官は、実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（「実施区域」という。）を指定する。この場合において、実施区域は、外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないように、明確に区別して指定しなければならない。
- 6 船舶検査活動の実施の態様は、船舶の航行状況の監視、船舶の名称等の照会、船長等の承諾を得ての乗船検査・確認、航路等の変更の要請等とする。
- 7 船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛官は、乗船して検査等を行っている者の生命等を防護するため必要最小限度の武器を使用することができる。

(4) 付託議案審議表

・条約（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	12.10.3	12.11.10	12.11.16 承認	12.11.17 承認	12.10.31 外務	12.11.8 承認	12.11.9 承認
			○12.11.10 参本会議趣旨説明 ○12.10.31 衆本会議趣旨説明						

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
16	周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案	衆	12.10.27	12.11.22	12.11.30 可決	12.11.30 可決	12.11.9 安全保障	12.11.16 可決	12.11.17 可決
			○12.11.22 参本会議趣旨説明 ○12.11.9 衆本会議趣旨説明						

【 財 政 ・ 金 融 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院議員提出2件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類71件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

我が国経済は、平成9年春以降、景気後退局面に入っていたが、平成11年春頃に下げ止まり、緩やかながらも改善しつつある。そうした傾向を反映し、企業収益や設備投資は持ち直しの動きを示すなど、自律的回復の芽生えも見受けられる。しかし、先行き不安を払拭するまでには至らず、雇用や個人消費に関する指標は、依然として厳しい水準にあり、本格的な回復軌道に乗ったといえる状況には未だ達していない。

こうした状況を打開するため、10月19日、政府は、IT革命の推進、環境問題への対応、高齢化対応、都市基盤整備の4分野に重点を置いた事業規模11兆円の経済対策となる「日本新生のための新発展政策」を策定し、これを受け、11月10日には、総額4兆7,832億円の平成12年度補正予算が閣議決定された。

補正予算の編成に当たっては、国債の発行を極力抑制する観点から、平成11年度の純剰余金1兆403億円を全額活用し、歳入に計上することが決定された。ただし、剰余金の処理については、「各年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならない」という財政法第6条第1項の定めがあるため、その特例を講じる必要があり、平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案が提出された。

委員会においては、補正予算の必要性、剰余金の特例処理の是非、特殊法人への税金投入に関する問題点等について質疑が行われ、多数で可決された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び酒税法の一部を改正する法律案は、いずれも衆議院大蔵委員長により提出された。

前者は、政治活動に関する個人の寄附を引き続き促進するため、個人が政治活動に関する寄附を行った場合の寄附金控除の特例または所得税額の特別控除の期限を平成16年12月31日まで延長しようとするものであり、全会一致で可決された。

後者は、最近の社会情勢にかんがみ、未成年者の飲酒防止に資するため、未成年者飲酒禁止法の規定に違反して罰金の刑に処せられた酒類販売業者について、その免許を取り消すことができるようにする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、未成年者の飲酒防止対策の実効性、酒類小売販売業免許の取消及び再申請時の免許交付の運用基準等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

10月31日、冒頭、まず、宮澤大蔵大臣から、景気動向及び補正予算を編成する必要性のほか、「平成13年度予算編成においては、大胆な見直しを行い、国債発行額をできるだけ圧縮するなど、21世紀のスタートにふさわしい予算としたい。」との発言があった。次いで、相沢金融再生委員会委員長から、金融システムの安定と再生に向けた現下の取組のほ

か、相次ぎ破綻に追い込まれた千代田生命保険相互会社及び協栄生命保険株式会社に関して、「保険契約者等については、保険業法に基づく保護が図られることとなっており、金融監督当局としても、更生計画の策定過程において適切に対処していきたい。」との発言があった。その後、同発言及び前国会の8月9日に説明を聴取した日本銀行第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**に関する件等について、質疑が行われ、補正予算の必要性、株式譲渡益課税をめぐる問題、相次ぐ生保破綻の原因、更生特例法適用前の予定利率変更について検討する必要性、ゼロ金利解除の影響、調整インフレ論に対する日銀の見解、日銀が小樽・北九州の2支店廃止の方針を打ち出した経緯等が取り上げられた。特に、補正予算の必要性について、宮澤大蔵大臣から、「消費の動向を見ていたが、夏になっても良くない。国民所得統計の4～6月期の数字も一見格好は良かったが、実はあまり感心した内容ではなかったという印象を持ち、はっきりと補正が要ると考えた。また、7～9月期の数字も消費についてはあまり大きな期待はできないかもしれない。補正が必要だということは、残念だが、間違いない。」との答弁があった。また、ゼロ金利解除の影響について、速水日本銀行総裁から、「8月中の動きを見ると、長期金利や円相場は総じて安定的に推移しており、株価もかなり上昇した。したがって、ゼロ金利解除は総じて冷静に受けとめられたと言ってよいのではないか。」との答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件、経済・物価の将来展望とリスク評価に関する件、景気動向と補正予算に関する件、生命保険会社の破綻処理に関する件、株式譲渡益課税に関する件等について宮澤大蔵大臣、相沢金融再生委員会委員長、宮本金融再生政務次官、荒井自治政務次官、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁山口泰君及び同銀行理事小池光一君に対し質疑を行った。
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）**について提出者衆議院大蔵委員長萩山教厳君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
 （衆第6号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民
 反対会派 なし
 欠席会派 無会、無

○平成12年11月27日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、相沢金融再生委員会委員長、宮本金融再生政務次官、七条大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、

討論の後、可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民、無会

欠席会派 無

- 酒税法の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)について提出者衆議院大蔵委員長萩山教嚴君から趣旨説明を聴き、同君、宮澤大蔵大臣、海老原総務政務次官、七条大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第14号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社会、無会

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成12年11月30日(木)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第19号外70件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第18号)

【要旨】

本法律案は、平成12年度一般会計補正予算(第1号)の編成に当たり、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成11年度の剰余金については適用しない。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第6号)

【要旨】

本法律案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 個人のする政治活動に関する寄附についての寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の期限を平成16年12月31日まで延長する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 その他所要の規定を置く。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約56億円である。

酒税法の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会情勢にかんがみ、未成年者の飲酒防止に資するため、未成年者飲酒禁止法の規定に違反して罰金の刑に処せられた酒類販売業者について、その免許を取り消すことができるようにする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 酒類の販売業免許の取消事由に、酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合を追加する。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
18	平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案	衆	12. 11.10	12. 11.22	12. 11.27 可決	12. 11.27 可決	12. 11.17 大蔵	12. 11.21 可決	12. 11.21 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 萩山 教厳君 (12. 10. 24)	12. 10. 24	12. 10. 24	12. 10. 30	12. 10. 31 可決	12. 11. 1 可決			12. 10. 24 可決
14	酒税法の一部を改正する法律案	大蔵委員長 萩山 教厳君 (12. 11. 10)	11. 10	11. 10	11. 22	11. 27 可決	11. 27 可決			11. 10 可決

【 文 教 ・ 科 学 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類64件のうち、2種類3件を採択した。

〔法律案の審査〕

参議院先議として提出された**著作権等管理事業法案**は、著作権に関する仲介業務についての許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権の管理事業について登録制度を実施するとともに、使用料規程に関する協議及び裁定の制度を設けること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、著作権等管理事業者と利用者との使用料規程に関する協議と行政の関わり方、指定著作権等管理事業者に関する協議・裁定制度の円滑な運用、本法律案と独占禁止法との調整問題等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、10項目の附帯決議が付された。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案は、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るため、クローン技術及び特定融合・集合技術により作成される胚の、人又は動物の胎内への移植を禁止するとともに、クローン技術等により作成された胚の適正な取扱いを確保するための措置を定めようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、附則第2条に規定されている検討を行うに当たり、最近のクローン技術等の急速な進展、これらを取り巻く状況の変化等にかんがみ、その検討時期を早めること、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討結果を踏まえること等の修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見を聴取するとともに、倫理を踏まえた科学技術研究の在り方、生殖補助医療に関する適切な規制の必要性、クローン技術規制の実効性等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、7項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月31日、大島文部大臣及び大島科学技術庁長官から、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

11月2日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、教育の今日的問題への取組、北海道の教育現場における諸問題、教育改革国民会議の提言、心の教育、スポーツ振興投票券、障害者スポーツの所管、スポーツ振興策等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 教育の今日的問題への取組に関する件、北海道の教育現場における諸問題に関する件、教育改革国民会議の提言に関する件、心の教育に関する件、スポーツ振興投票券に関する件、障害者スポーツの所管に関する件、スポーツ振興策に関する件等について大島国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 著作権等管理事業法案（閣法第13号）について大島文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権等管理事業法案（閣法第13号）について大島文部大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第13号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月17日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について大島科学技術庁長官から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員平野博文君から説明を聴いた。

○平成12年11月24日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について参考人京都大学大学院法学研究科教授・ユネスコ国際生命倫理委員会委員長位田隆一君、三菱化学生命科学研究所主任研究員櫛島次郎君及び京都大学名誉教授・科学技術会議議員井村裕夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について大島科学技術庁長官、渡海科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）に

ついて修正案提出者衆議院議員平野博文君、大島科学技術庁長官、福島厚生政務次官、渡海科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会

反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 請願第898号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第129号外60件を審査した。
- 教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があるクローン技術等を規制し、社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 禁止行為

何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。

2 指針及びその遵守義務

- (1) 文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚(以下「特定胚」という。)の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い(以下「特定胚の取扱い」という。)の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならないものとする。
- (2) 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。
- (3) 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。
- (4) 特定胚の取扱いは、指針に従って行わなければならないものとする。

3 特定胚に関する届出

- (1) 特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入しようとする者は、一定の事項を文部科学大臣に届け出なければならないものとする。
- (2) (1)の届出をした者は、偶然の事由により別の特定胚が生じたときは、当該特定胚を直ちに廃棄する場合を除き、速やかに、一定の事項を文部科学大臣に届け出な

ればならないものとする。

- (3) (1)又は(2)の届出をした者は、特定胚を譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄したときは、遅滞なく、一定の事項を文部科学大臣に届け出なければならないものとする。

4 特定胚の取扱いに関する命令等

- (1) 文部科学大臣は、3の(1)の届出に係る特定胚の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、当該特定胚の取扱いの方法に関する計画の変更又は廃止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (2) 文部科学大臣は、3の届出をした者の特定胚の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、特定胚の取扱いの中止又はその方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

5 罰則

- (1) 1に違反した者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。
- (2) その他所要の罰則規定を設けるものとする。

6 附則

- (1) この法律のうち、
- ① 1に関する部分については、公布の日から起算して6月を経過した日
 - ② 2から4に関する部分については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (2) その他所要の経過措置等を整備するものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、「政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、特定胚の取扱いに係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」としていたのを「政府は、この法律の施行後3年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とする修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に際し、次の事項に関して特に配慮すべきである。

- 1 法第4条第1項の規定に基づき、本法施行後早急に指針を策定することとし、その指針には以下の要件が盛り込まれること。
- ア 法第3条に掲げる胚以外の特定胚についても、人又は動物の胎内に移植された場合に人の尊厳の保持等に与える影響が人クローン個体若しくは交雑個体に準ずるものとなるおそれがあるかぎり、人又は動物の胎内への移植を行わないこと。
 - イ 特定胚を取り扱うことができる場合としては、事前に十分な動物実験その他の実験手段を用いた研究が実施されており、かつ、特定胚を用いる必要性・妥当性が認めら

れる研究に限ること。

ウ 特定胚の材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の提供者の同意は、研究目的と利用方法等についての十分な説明を受けた上での理解に基づく自由な意思決定によるものでなければならないこと。特に卵子提供については、女性の身体的・心理的負担に配慮し、提供者に不安を生じさせないように十分に措置を講ずること。

エ 特定胚及びその材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の授受は無償で行うこと。

- 2 指針の策定、変更に当たっては、国民の意見を十分聴取すること。
- 3 ヒト受精胚は人の生命の萌芽であって、その取扱いについては、人の尊厳を冒すことのないよう特に誠実かつ慎重に行わなければならないこと。
- 4 ヒト胚性幹細胞については、ヒト受精胚から樹立されるものであることにかんがみ、その樹立に用いるヒト受精胚は余剰胚に限定するとともに、その樹立及び使用も必要性・妥当性が認められるものに限ること。
- 5 クローン技術が、比較的容易に実施し得る可能性があり、かつ、今後、急速な進展が予測されることから、本法施行後も、より実効性のある規制の在り方について引き続き検討を行うこと。
- 6 生命科学分野における研究は、医療等においては高い有用性が認められるものの、人間の尊厳の保持及び社会秩序の維持等に重大な影響を与える危険性も併せ持つことにかんがみ、その研究が、倫理的に、また、慎重に行われるよう十分な措置を講ずること。
- 7 本法及び指針で規制される内容、並びにクローン技術等の周辺技術である生殖医療、ヒト胚性幹細胞等による再生医療にかかるガイドライン等で規制される内容が、全体的に十分理解されるよう努めること。

右決議する。

著作権等管理事業法案（閣法第13号）（先議）

【要旨】

本法律案は、一定の範囲の著作物に係る著作権に関する仲介業務についての許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権を管理する事業についての登録制度の実施等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的とすること。

2 登録

著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならないこととすること。

3 業務

- (1) 著作権等管理事業者は、管理委託契約約款を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならないこととし、管理委託契約約款に

よらなければ、管理委託契約を締結してはならないこととする。

- (2) 著作権等管理事業者は、委託者に対し、管理委託契約約款の内容を説明しなければならないこととする。
- (3) 著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならないこととし、使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならないこととする。
- (4) 著作権等管理事業者は、文化庁長官が使用料規程の届出を受理した日から起算して30日を経過する日までの間は、使用料規程を実施してはならないこととし、文化庁長官は、使用料規程を実施してはならない期間を延長し、又は短縮することができることとする。
- (5) 著作権等管理事業者は、管理委託契約約款及び使用料規程を公示しなければならないこととする。
- (6) 著作権等管理事業者は、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならないこととする。
- (7) 著作権等管理事業者は、取り扱っている著作物等に関する情報等を利用者に提供するように努めなければならないこととする。
- (8) 著作権等管理事業者は、著作権等管理事業に係る財務諸表等を作成し、事業所に備えて置かなければならないこととし、委託者は、財務諸表等の閲覧又は謄写を請求することができることとする。

4 監督

報告徴収及び立入検査、業務改善命令、登録の取消し等文化庁長官の著作権等管理事業者に対する監督に関し規定すること。

5 使用料規程に関する協議及び裁定

- (1) 指定著作権等管理事業者は、利用者代表から、届出をした使用料規程に関する協議を求められたときは、これに応じなければならないこととし、利用者代表が協議を求めたにもかかわらず指定著作権等管理事業者が協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であって、利用者代表から申立てがあったときは、文化庁長官は、指定著作権等管理事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができることとする。
- (2) 協議の開始又は再開の命令があった場合において、協議が成立しないときは、指定著作権等管理事業者又は利用者代表は、使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができることとする。

6 信託業法の適用除外

信託業法第1条及び第2条の規定は、管理委託契約に基づき著作権等のみの信託の引受けを業として行う者については、適用しないこととし、また、信託会社等は、信託業法第4条の規定にかかわらず、管理委託契約に基づき著作権等の信託の引受けをすることができることとする。

7 罰則

著作権等管理事業を行う者の罰則に関し規定すること。

8 附則

- (1) この法律の施行期日について定めること。
- (2) 著作権に関する仲介業務に関する法律は、廃止すること。
- (3) この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うこと。

【附帯決議】

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 文化の発展にとどまらず、IT時代のコンテンツ産業発展の基盤となる著作権制度の重要性にかんがみ、著作権思想の普及・啓発に一層努めるとともに、著作権等管理事業者の健全な育成が図られるようその環境の整備に努めること。
- 2 本法の立法主旨、条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、委託者、利用者及び著作権等管理事業者の関係者に十分周知徹底するよう努めること。
- 3 著作権等管理事業者の使用料規程の届出に際しては、著作権等管理事業者があらかじめ利用者又は利用者団体から意見聴取を行うよう努めなければならない旨の規定が尊重されるよう指導すること。
- 4 著作権等管理事業者と利用者又は利用者団体との使用料規程に関する協議については、委託者と利用者の利益の適切な均衡を図るため、公正な取引・競争環境の確保や関係者間の話し合いの促進など必要な諸条件の整備に努めるとともに、必要に応じて適切な指導を行うこと。
- 5 指定著作権等管理事業者に関する協議・裁定制度の運用に当たっては、当事者間で円滑な協議が行われ、実態の変化に即した円滑な利用秩序が形成されるよう配慮すること。
指定著作権等管理事業者以外の著作権等管理事業者についても円滑な利用の確保の観点から、使用料の設定等を含め、運用に当たって適切な対応を行うこと。
- 6 著作物のデジタル化・ネットワーク化に伴う著作物等の利用形態の広域化、多様化に対応して、著作権等の保護と著作物等の利用の円滑化を図るため、著作物等の利用技術の発展・普及に十分対応できるよう配慮し、検討するとともに、国際的連携を推進し、著作権制度の改善・充実に努めること。
- 7 著作権等管理事業者間の公正な競争の確保及び著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止を図るため、独占禁止法に基づき公正取引委員会を始めとする関係省庁が協力して適切な措置を講ずるよう指導すること。
- 8 著作権等管理事業の実施に際しては、著作権者等の保護という公益性を踏まえた運営がなされ、また、著作物等の経済的価値のみが優先され、文化的価値の高い著作物等が不利益な取扱いを受けることのないよう、著作権等管理事業の実施状況を的確に把握し、必要に応じて適切な指導を行う等、運用に当たって配慮すること。
- 9 多彩で豊かな文化的所産の創造と継承を図るため、総合的な文化振興方策を推進し、芸術創造活動等に対する支援の充実に努めること。
- 10 障害者が著作物を享受する機会等が十分に確保されるよう制度の見直しを含め、積極的に取り組むこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案	衆	12. 10. 6	12. 11. 17	12. 11. 30 可決 附帯	12. 11. 30 可決	12. 11. 7 科学技術	12. 11. 15 修正 附帯	12. 11. 16 修正
			○12. 11. 17 参本会議趣旨説明			○12. 11. 7 衆本会議趣旨説明			
13	著作権等管理事業法案	参	10. 13	10. 31	11. 7 可決 附帯	11. 8 可決	11. 14 文教	11. 17 可決 附帯	11. 21 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

【 国民福祉委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願36種類864件のうち、4種類32件を採択した。

〔法律案の審査〕

健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費における自己負担限度額及び健康保険の保険料率の上限について見直しを行い、老人に係る一部負担金について、薬剤の一部負担金を廃止するとともに、定額の上限を設けた上で、定率一割負担制を導入する等の措置を講じようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別の見直しを行い、医業等に関して広告できる事項を追加するとともに、医師については2年以上、歯科医師については1年以上の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上の2法律案の審査を一括して行い、老人に係る一部負担金について定率制を導入することの是非、入院医療の提供体制の在り方、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化することに伴う問題点、高齢者医療制度等についての医療保険制度の抜本改革の進捗状況と政府の決意等の諸問題について質疑が行うとともに、参考人からの意見聴取を行った。討論の後、順次採決の結果、2法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、2法律案に対し、15項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

11月7日、津島厚生大臣から第150回国会における委員会の開会に当たり、挨拶（所信に関する発言を含む）を聴取した。

11月9日、社会保障等に関する調査を行い、社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告書に対する評価と今後の政府の対応、障害者福祉施策の充実、クロイツフェルト・ヤコブ病及び代用心膜使用症例、ホームヘルパーの待遇改善、国民年金第三号被保険者の届出制度、ポリオの予防接種等の問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年11月7日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障等に関する調査を行うことを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）**
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について津島厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告書に対する評価と今後の政府の対応に関する件、障害者福祉施策の充実に関する件、クロイツフェルト・ヤコブ病及び代用心膜使用症例に関する件、ホームヘルパーの待遇改善に関する件、国民年金第三号被保険者の届出制度に関する件、ポリオの予防接種に関する件等について津島厚生大臣、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
以上両案について津島厚生大臣、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
以上両案について津島厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
以上両案について津島厚生大臣、福島厚生政務次官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成12年11月21日（火）（第5回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
以上両案について参考人日本医師会副会長糸氏英吉君、健康保険組合連合会常務理事対馬忠明君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長花井圭子君、立命館大学産業社会学部客員教授篠崎次男君、社団法人全日本病院協会（四病院団体協議会所属）副会長・医療法人恵和会理事長西澤寛俊君、医事評論家水野肇君、九州大学大学院医療システム学分野教授信友浩一君、有料老人ホーム「グリーン東京」社長滝上宗次郎君及び特定医療法人健康会理事長・地域医療研究会代表世話人三上勝利君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月28日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）
以上両案について津島厚生大臣、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）

医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

以上両案について森内閣総理大臣、津島厚生大臣、伊藤通商産業政務次官、福島厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第1号）賛成会派 自保、公明、無会、二連

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第2号）賛成会派 自保、公明、無会、二連

反対会派 民主、共産、社民

なお、両案について附帯決議を行った。

○請願第204号外31件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外831件を審査した。

○社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し等を行うとともに、老人に係る一部負担金における定率制の導入及び薬剤一部負担金の廃止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 健康保険法の一部改正

1 高額療養費の見直し

高額療養費の支給に関し必要な事項を政令で定めるに当たり考慮すべき事項として、療養に要した費用の額を加える。

2 保険料率の上限の見直し

一般保険料率と介護保険料率を合算した率に適用されている保険料率の上限について、介護保険料率を対象外とする。

3 その他

傷病手当金の見直し、育児休業期間中の事業主負担分の保険料の免除、標準報酬の下限の改定及び健康保険組合の財政の健全化を図るための所要の改正等の措置を講ずる。

第2 老人保健法の一部改正

1 一部負担の見直し

(1) 老人が保険医療機関等で医療を受ける際の一部負担金の額を、当該医療に要した費用の100分の10に相当する額とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等に支払った一部負担金の合計額が政令で定める額を超えた後は、一部負担金を

支払うことを要しない。

(2) 定額負担制を選択した診療所における外来給付を受ける際の一部負担金の額は、1日につき800円とし、同一の月につき同一の診療所において4回の支払を限度とする。

(3) 薬剤一部負担金を廃止する。

2 高額医療費の支給

同一世帯に属する複数の老人が入院した場合について、高額医療費を支給する。

第3 船員保険法の一部改正

船員保険法についても健康保険法に準じた所要の改正を行う。

第4 国民健康保険法の一部改正

高額療養費について健康保険法と同様の改正を行うほか、被保険者等が日本国外にあるときについても療養の給付等の対象に加える。また、病院又は診療所への入院によって他の市町村に転入した者について、転入前の市町村の国民健康保険の被保険者とする。

第5 施行期日その他附則事項

1 施行期日

この法律は、一部の事項を除いて、平成13年1月1日から施行する。

2 薬剤一部負担金の廃止

健康保険法等の薬剤一部負担金については、平成14年度までに、薬剤一部負担金を廃止するために必要な財源措置について検討を行った上で、廃止するものとする。

3 医療保険制度等の抜本改革

医療保険制度等については、平成12年度に講ぜられる措置に引き続き、この法律の施行後における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済状況の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

4 介護保険料率の設定に関する特例

介護納付金について納付猶予を受けている保険者は、介護保険料の負担の平準化を図るため必要な介護保険料率を定めることができる。

5 関係法律の改正等

(1) 国家公務員共済組合法その他共済組合各法について、健康保険法の改正に準じた改正を行う。

(2) 老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律を廃止する。

【健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 抜本改革の重要な柱である老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成14年度に必ず実施すること。その際、制度の効率化に努めるとともに、年金制度、介護保険制度など関連する制度との整合性や連携等を図りつつ、

患者や国民の負担等を考慮して、低所得者対策を充実するなどの検討を総合的に進めること。また、生涯を通じた健康づくり、特に女性の生涯にわたる健康に関する政策の推進と老人医学・予防医学の研究を進め、健康寿命の延伸をめざすこと。

- 2 老人の上限付き定率1割負担制導入に当たっては、制度の運用及び定着状況等を把握し、平成14年度の抜本改革の際に再検討すること。さらに、支払いが困難な低所得者層の実態を把握し、十分な対策を講ずること。
- 3 高額療養費制度への上乗せ定率「1パーセント」負担制については、今後の家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を見て、平成14年度の抜本改革の際に再検討すること。
- 4 診療報酬体系、薬価基準制度及び医療提供体制については、引き続き検討を進め、平成14年度までに所要の措置を講ずること。特に、老人医療及び慢性期医療については、包括・定額化を更に進めること。
- 5 医薬分業の推進のため、今後も所要の措置をとること。
- 6 医療保険制度運営の安定化と保険者機能の強化を図るため、保険集団の規模を適正化すること。また、レセプト点検の強化と体制整備、被保険者への情報提供の充実、健康づくりなどを進めるとともに、被保険者の立場に立った機能強化の在り方について検討すること。
- 7 医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るための対策を強化すること。また、医療費の不正請求や指導監査に係る情報については、情報公開法に基づき国民に開示すること。
- 8 新たな病床区分に当たっては、その具体的な目的や効果を明確にするとともに、看護婦等の配置基準及び構造設備基準については、今回の措置の実施状況を踏まえ、今後更なる改善を検討し、医療の質の確保・向上に努めること。同時に、平均在院日数の短縮を実現するなど、社会的入院の解消に努めること。
- 9 精神病院の職員配置基準及び構造設備基準を可能な限り一般病床並みに引き上げるとともに、国際人権規約及び国連原則等の規定に従い、当事者の意見を聴いて処遇を改善すること。その際、診療報酬においても必要な措置を講ずること。
- 10 精神保健福祉施策を充実するために、障害保健福祉圏域や二次医療圏を視野に入れて医療計画を策定するとともに、新たな障害者プランの策定に取り組むなどの必要な措置を講ずること。その際、社会的入院に関する実態把握に努めつつ、適正な精神病床数への是正に取り組むとともに、各医療機関の情報公開や政策決定プロセスにおける当事者の参画の下、ノーマライゼーションの理念に基づき、今後の精神保健福祉施策を推進すること。
- 11 地域における小児医療の重要性にかんがみ、小児科専門医の確保に努めるとともに、小児救急医療の充実に向けた取組を強化すること。
- 12 カルテの開示については、環境整備の状況を見て法制化を検討するとともに、十分な医療情報の開示を行い、インフォームドコンセントの実が上がるように努めること。なお、カルテについては、遺族の申請による開示も検討すること。
- 13 医療の質を確保し、患者の立場を尊重するために、各医療機関の情報公開を更に進めていくとともに、医療機関等の第三者評価の内容等及び苦情解決機関の設置等について

充実を図ること。

- 14 医師及び歯科医師の臨床研修については、インフォームドコンセントなどの取組や人権教育を通じて医療倫理の確立を図るとともに、精神障害や感染症への理解を進め、更にプライマリーケアやへき地医療への理解を深めることなど全人的、総合的な制度へと充実すること。その際、臨床研修を効果的に進めるために指導體制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努めること。
- 15 医療制度の抜本改革を論議し、その推進を図る際に、国民がこの論議に参加できるよう、看護婦等の医療従事者の労働実態、病院経営に要する経費及び特定療養費等に係る患者負担の実態などの医療・保健の実態を示すデータ、高齢者とりわけ高齢女性を始めとする国民の所得、生活実態等負担能力を判断するために必要なデータなどについて、情報の収集及び公開を進めること。

右決議する。

医療法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関して広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 医療法の一部改正

1 病床の種別の見直し

精神病床、感染症病床及び結核病床以外の「その他の病床」を、長期療養のための「療養病床」と「一般病床」に区分し、それぞれの機能に相応しい基準を定める。

2 病院等の施設の基準

(1) 病院が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設、暖房施設及び汚物処理施設については規制を廃止し、消毒施設及び洗濯施設については規制を緩和する。

(2) 療養病床を有する診療所が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設及び暖房施設については、規制を廃止する。

3 適正な入院医療の確保

(1) 都道府県知事は、病院等の人員の配置が基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(2) 都道府県知事等は、病院等の業務が法令等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院等の開設者等に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

4 医療における情報の提供の推進

医業等に関して広告できる事項として、「診療録その他の診療に関する諸記録に係

る情報を提供することができる旨」及び「助産録に係る情報を提供することができる旨」を追加する。

第2 医師法及び歯科医師法の一部改正

1 医師の臨床研修の必修化

- (1) 診療に従事しようとする医師は、2年以上、臨床研修を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付する。
- (3) 医業をなす病院又は診療所の管理者は、(2)の登録を受けた医師とする。

2 歯科医師の臨床研修の必修化

- (1) 診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、臨床研修を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付する。
- (3) 歯科医業をなす病院又は診療所の管理者は、(2)の登録を受けた歯科医師とする。

第3 施行期日及び経過措置

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、医師の臨床研修の必修化については平成16年4月1日から、歯科医師の臨床研修の必修化については平成18年4月1日から施行する。
- 2 現行の「その他の病床」を有する病院等の開設者は、この法律の施行の日から2年6月以内に「療養病床」又は「一般病床」の種別ごとの病床数等の事項を届け出なければならないこととし、人員配置基準等について経過措置を定める。
- 3 平成16年4月1日において現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日において現に歯科医師免許を受けている者は、それぞれ医籍又は歯科医籍に登録を受けた者とみなす。

【附帯決議】

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	12. 9. 22	12. 11. 6	12. 11. 30 可決 附帯	12. 11. 30 可決	12. 10. 3 厚生	12. 11. 1 可決	12. 11. 2 可決
			○12. 11. 6 参本会議趣旨説明						○12. 10. 3 衆本会議趣旨説明
2	医療法等の一部を改正する法律案	衆	9. 22	11. 6	11. 30 可決 附帯	11. 30 可決	10. 3 厚生	11. 1 可決	11. 2 可決
			○12. 11. 6 参本会議趣旨説明						○12. 10. 3 衆本会議趣旨説明

(注) 附帯 附帯決議

【 労働・社会政策委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件（本院先議）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願7種類105件のうち、1種類41件を採択した。

〔法律案の審査〕

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、「過労死」等の労災認定件数が増加傾向にあり、その発生を予防し労働者の健康を確保することが重要な課題となっていること及び、建設業における災害率が低下していること等に対応するため、労働者災害補償制度において、業務上の事由による労働者の脳・心臓疾患の発生の予防に資するための二次健康診断等の給付制度を創設するとともに、建設工事などの有期事業に関し、事業場ごとの災害率により労働保険料を増減させるいわゆるメリット制について、その増減幅の上限を100分の30から100分の35に拡大しようとするものである。

委員会においては、メンタルヘルス対策拡充の必要性、労災保険特別加入制度の改善策、労働時間短縮等過労死予防に向けた施策の拡充の必要性、労災病院の再編についての取組方針、二次健康診断等給付の受給要件緩和の必要性、いわゆる労災かくしの現状と防止策、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の経理内容等に係る諸問題等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

なお、4項目にわたる附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月31日、労働問題及び社会政策に関する調査を行い、現下の雇用失業情勢及び雇用対策、少子・高齢化社会における労働力確保策、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の経理内容等に係る諸問題、繊維産業労働者の雇用安定のための対策、介護労働力確保の現状と今後の見通し、外国人技能実習制度の改善の必要性、小・中学校における職業教育の必要性等の問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 現下の雇用失業情勢及び雇用対策に関する件、少子・高齢化社会における労働力確保等に関する件、財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の経理内容等に関する件、繊維産業労働者の雇用安定に関する件、介護労働力の確保等に関する件、外国人技能実習制度の改善等に関する件、小・中学校における職業教育の必要性に関する件等について吉川労働大臣、釜本労働政務次官、中谷自治政務次官、上田法務政務次

官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）について吉川労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）について吉川労働大臣、釜本労働政務次官、上田法務政務次官、宮本金融再生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第5号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第3回）

- 請願第426号外40件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第20号外63件を審査した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年、「過労死」等の労災認定件数が増加傾向にあり、その発生を予防し労働者の健康を確保することが重要な課題となっていること及び、建設業における災害率が低下していること等に対応するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 労働者災害補償保険法の改正

労働安全衛生法に基づき事業主が行う健康診断において、労働者に業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関連する高血圧、高血糖等の異常の所見があると診断されたときに、その労働者に対し、医師による二次健康診断及びその結果に基づく医師等による保健指導を労災保険の保険給付として行うこととする。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

建設工事など事業の期間が予定されている事業である有期事業に関し、事業主の災害防止努力を促進することに資するため、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるいわゆるメリット制について、その増減幅の上限を100分の30から100分の35に拡大することとする。

3 施行期日

本法律は、平成13年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 中小企業における健康診断の実施状況が十分でないことにかんがみ、特に中小事業主に対し健康診断の必要性について周知徹底を図るとともに、指導・監督に努めること。
- 2 二次健康診断等給付制度の運用にあたっては、その対象となる労働者が確実に受給できるよう適切な措置を講ずること。
- 3 職務の高度化・複雑化に伴い、精神的ストレスや悩みを抱えている労働者が増えていることにかんがみ、事業主に対しメンタルヘルス対策を講ずるよう指導するとともに、その支援対策等についても早急に検討すること。
- 4 建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあたっては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないように、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運用に万全を尽くすこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	参	12. 9. 29	12. 10. 30	12. 11. 2 可決 附帯	12. 11. 6 可決	12. 11. 7 労働	12. 11. 15 可決 附帯	12. 11. 16 可決

(注) 附帯 附帯決議

【 農 林 水 産 委 員 会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類21件は、いずれも保留とした。

なお、平成13年度畜産物価格の決定に当たり、**畜産物価格等に関する決議**を行っている。

〔法律案の審査〕

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、本院先議として提出された。

本年、我が国で92年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認され、そのまん延防止措置の実施過程で、畜産経営の大規模化に伴う家畜のと殺処分等についての課題が明らかとなり、また、海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化する必要性が生じている。本法律案は、このような状況に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築しようとするものであり、患畜となるおそれがある家畜の移動禁止期間及び口蹄疫等の発生時における通行制限・遮断期間を延長するほか、患畜等のと殺処分及び焼却・埋却を家畜防疫員自ら行えるようにするとともに、指定検疫物等の対象に穀物のわら及び飼料用の乾草を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、畜産をめぐる環境の変化に対応した家畜防疫体制の在り方、口蹄疫の感染源・感染経路の解明と粗飼料の輸入検疫状況、家畜伝染病の防疫措置に関する国民への周知及び民間協力の確保、海外悪性伝染病に関する情報収集と発生防止のための国際協力、畜産経営の大規模化に伴うまん延防止措置の在り方と経営支援対策、国産稲わらの飼料向け利用の促進等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

次に、**農地法の一部を改正する法律案**は、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るため、定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨を定めている株式会社を、農業生産法人として新たに認めるほか、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の措置を講ずるとともに、農地の権利移動の許可に必要な下限面積について、都道府県知事が独自の面積を定める際の農林水産大臣の承認を廃止する等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案は、先の第147回国会（常会）に提出されたが、衆・参両議院の農林水産委員会には付託されず、衆議院の解散によって審査未了となり、今期国会に、同一内容の法律案として再度提出されたものである。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農地法上の耕作者主義と株式会社導入との関係、家族農業経営と調和した法人化の推進、農地の投機的取得の防止等のための農業委員会の機能充実、地方公共団体の農業生産法人への参画と地域農業の活性化、望ましい農業構造の実現に向けた農地流動化策、農地制度の厳正な運用による優良農地の確保等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、6

項目の附帯決議が行われた。

〔決議〕

本委員会は、11月9日、加工原料乳生産者補給金の単価は、現行補給金を基本に適正に決定し、また、次年度以降の単価の算定に当たっては、酪農の生産実態に即し、かつ、生産者の努力が報われるよう十分配慮した方式とすることなど、10項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

9月29日、平成13年産米の政府買入価格に関する件を議題とし、三浦農林水産政務次官から説明を聴取した後、質疑を行った。この中で、最近の米需給の状況、国産米の在庫見通しに誤差が生じた理由、今回の余剰米対策、ミニマムアクセス米の輸入が国内の米需給に及ぼす影響、米の適正備蓄水準の在り方、稲作の経営安定策、生産調整面積の都道府県別配分の在り方、緊急拡大分としての需給調整水田の考え方、米の消費拡大策、ホールクロップサイレージ生産の推進策、飼料米としての処理経費、北朝鮮への米支援の基本方針と今後の見通し、JAS法による表示の適正化等が取り上げられた。

11月2日、農林水産に関する調査を議題とし、農産物価格の下落と経営安定対策、北朝鮮に対するコメ支援、WTO農業交渉の進ちょく状況、輸入遺伝子組換え食品・スターリンクの混入問題、林業に対する直接支払制度の検討状況、野菜輸入とセーフガード発動に向けた取組等について質疑が行われた。

11月9日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行った。この中で、畜産物価格決定に当たっての基本的考え方、加工原料乳生産者補給金単価の算定方式、畜産物の生産努力目標の実現への課題、畜産環境問題解決のための農家支援策、WTO農業交渉に臨む基本方針、酪農経営の負債対策、スターリンク混入問題、雪印乳業食中毒事故とその後の改善状況、牛乳の表示の在り方等が取り上げられた。

11月30日、WTO農業交渉に関する件を議題とし、三浦農林水産政務次官から説明を聴取した後、質疑を行った。この中で、交渉に臨む基本姿勢、多面的機能の重要性と諸外国の理解を得るための努力、ミニマムアクセス米の扱い、WTOにおける食糧援助への取組、野菜等に係るセーフガードの発動問題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年9月29日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年産米の政府買入価格に関する件について三浦農林水産政務次官から説明を聴いた後、同政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月2日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農産物価格の下落と経営安定対策に関する件、北朝鮮に対するコメ支援に関する件、

WT O 農業交渉の進ちよく状況に関する件、遺伝子組換え食品の輸入と混入問題に関する件、林業に対する直接支払制度の検討状況に関する件、野菜輸入とセーフガード発動に向けた取組に関する件等について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第9号）について谷農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第9号）について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第9号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月9日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成12年11月17日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について谷農林水産大臣から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員鉢呂吉雄君から説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年11月21日（火）（第6回）

- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について参考人全国農業会議所専務理事中村裕君、北海道農民連盟書記長北準一君、兵庫県氷上郡柏原町農業委員会会長小松忠重君及び横浜国立大学大学院国際社会科学研究所長田代洋一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月27日（月）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月28日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第3号) 賛成会派 自保、民主、公明
反対会派 共産、社民
欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日(木)(第9回)

- 請願第205号外20件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTO農業交渉に関する件について三浦農林水産政務次官から説明を聴いた後、谷農林水産大臣、三浦農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第9号)(先議)

【要旨】

本年、宮崎県と北海道で我が国では92年ぶりとなる口蹄疫の発生が確認され、そのまん延防止措置の実施過程において、口蹄疫発生農家における家畜のと殺処分等についての課題が明らかとなり、また、今回の口蹄疫の発生原因は口蹄疫汚染国からのわらである可能性が高く、周辺諸国で口蹄疫の発生が続発していることから、わら等を介した海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化する必要がある。

本法律案は、このような状況に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築しようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 国内の防疫体制の整備

- (1) 家畜防疫員が家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときに行う患畜となるおそれがある家畜の移動禁止について、その期間を「10日以内」から「21日以内」に延長する。
- (2) 都道府県知事又は市町村長が一定の家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときに、通行を制限し、又は遮断することができる期間を「48時間以内」から「72時間以内」に延長する。
- (3) 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、一定の家畜伝染病の患畜等について、自らと殺することができるものとするとともに、これらの死体について、自ら焼却し、又は埋却することができるものとする。
- (4) 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、汚染物品が所在した倉庫、船舶、車両等の所有者に対し、当該施設の消毒を命じることができるものとする。

2 輸入検疫の強化等

- (1) 家畜伝染病等の侵入防止措置を強化するため、輸入の届出及び輸入検査の義務付け等を行うことができる指定検疫物等の対象に、穀物のわら及び飼料用の乾草を追加する。

- (2) 農林水産大臣又は都道府県知事が家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときに行う報告徴収の対象に、飼料の製造、輸入又は販売の事業を行う者を追加する。

【附帯決議】

本年、我が国で発生した口蹄疫について、病原体の伝染力が弱いものであったこと、及び関係者による迅速かつ的確なまん延防止措置の実施により、一部地域の発生にとどめることができた。しかし、依然として、東アジア地域では口蹄疫が続発し、我が国への侵入の危険性がある。

このような状況にかんがみ、国際化に対応し、海外悪性伝染病の侵入及びそのまん延を防止するため、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度の構築が求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 家畜の伝染性疾病の発生予防措置及び家畜伝染病のまん延防止措置を効果的かつ効率的に実施するため、防疫措置の基本的な方向性、国、地方公共団体、関係団体、畜産農家、民間獣医師等の役割分担等を示した指針、計画を策定・公表するとともに、広く国民の積極的な協力を求めるため、その周知と理解の促進に努めること。
- 2 最近における家畜の伝染性疾病の発生状況の変化等に対応するため、海外悪性伝染病の専門家の養成・確保、研修等を通じた家畜防疫員及び獣医師の一層の資質の向上、家畜衛生試験場及び動物検疫所並びに家畜保健衛生所の診断技術・検査手法の開発等機能の充実に取り組むこと。

また、口蹄疫をはじめとする海外悪性伝染病に関する情報収集及びその発生防止のための国際協力を積極的に推進すること。

- 3 畜産経営の大規模化に伴い、焼却・埋却場所の確保の方法等について早急に検討を進めるとともに、悪性伝染病が発生した場合における畜産経営への影響を最小限に抑えるための適切な経営支援対策について検討を行うこと。
- 4 今般の口蹄疫の発生原因は口蹄疫汚染国からのわらである可能性が高いことから、わら等を介した海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化するとともに、畜産物の安全性確保、資源の循環的利用の観点から、国産稲わらの飼料向け利用を促進すること。

右決議する。

農地法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、農業経営の法人化を推進し、その活性化を図るため、農業生産法人の要件を見直し、経営形態の選択肢の拡大や経営の多角化等を進めるとともに、地域の実情に応じた農地の権利移動が行われるために必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農業生産法人の法人形態について、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めのある株式会社を追加することとする。

また、法人の事業の範囲を拡大し、主たる事業が農業であればよいこととするとともに、法人の構成員となることができる者に地方公共団体を追加する、役員の農作業従事者の程度を緩和する等の措置を講ずることとする。

- 2 農業生産法人の要件適合性を担保するための措置として、農業生産法人に対し、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告することを義務付けるとともに、農業委員会は、農業生産法人がその要件を欠くおそれがあると認める場合には、農業生産法人に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる、勧告を受けた法人が所有する農地の所有権の譲渡しをする旨の申出をした場合には、そのあっせんに努める等の措置を講ずることとする。
- 3 農地の権利移動許可の下限面積要件について、都道府県知事が独自の面積を定める際の農林水産大臣の承認を廃止し、一定の基準に従って、都道府県知事が定めることができるようにすることとする。
- 4 小作料の定額金納を義務付ける規定を廃止し、自由な形式での小作料の支払を可能とすることとする。
- 5 2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する都道府県の事務を自治事務とすることとする。
- 6 偽りその他不正の手段により権利移動、転用等の許可を受けた者に対する罰則を設けるほか、罰金額の引上げを行うこととする。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況等を勘案し、国内の農業生産の増大を図る観点から、農業経営の法人化の一層の推進等の農業の多様な担い手の確保のための方策及び農地の転用制限の在り方等の優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の条文を附則に追加する修正が行われている。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、我が国農業の持続的な発展及び食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 農業経営の法人化の推進に当たっては、我が国農業が家族農業経営を中心に展開されている状況にかんがみ、家族農業経営の活性化、集落営農等の活動に必要な施策を強化するとともに、地域農業の関係者による協議の場を設けるなど地域農業との調和を図りつつ、適切な支援措置を講ずること。
- 2 株式会社形態の導入等農業生産法人の要件見直しに伴う農地の投機的取得等の懸念を払拭するため、農業委員会による審査、勧告、担い手や農地保有合理化法人へのあっせん等並びに国による買収を厳正に実施すること。
また、農業委員会がその任務を的確かつ円滑に遂行できるよう、農業委員の資質の向上、専門的職員の養成確保等その機能の充実を図るとともに、農業委員会系統組織並びに国及び地方公共団体の支援体制を整備すること。
- 3 国内農業生産の増大と多面的機能の十全な発揮を図るため、公共転用等が安易に行われることのないよう、農業振興地域制度や農地転用許可制度の厳正な運用に努め、農地の確保に万全を期すること。
- 4 農地は公共性の高い財であるとの認識の下に、農地の利用や必要な農地の確保等に関連する諸制度について、総合的かつ一体的な実施を図る視点に立って検討を行うこと。
- 5 耕作放棄地の発生防止及びその解消を図る観点から、地域の実態に応じた農地の有効

利用を促進するため、都道府県知事が独自に定める農地等の権利移動の下限面積を弾力的に設定するよう指導するとともに、市民農園の整備による農地の市民的利用などの活用策を講ずること。

- 6 小作料の定額金納制の廃止に当たっては、地域の実情に即して適正な小作料が設定されるよう、的確な指導を行うこと。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	農地法の一部を改正する法律案	衆	12. 9. 22	12. 11. 17	12. 11. 28 可決 附帯	12. 11. 29 可決	12. 11. 1 農林水産	12. 11. 8 修正 附帯	12. 11. 9 修正
			○12. 11. 17 参本会議趣旨説明						
9	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案	参	10. 6	10. 30	11. 7 可決 附帯	11. 8 可決	11. 14 農林水産	11. 15 可決 附帯	11. 16 可決

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

政府は、食料・農業・農村基本計画等で設定された目標の実現に向けて、我が国の畜産・酪農の健全で持続的な発展、畜産物及び牛乳・乳製品の国内生産の拡大と自給率の向上及び安定的な供給の確保を図るため、平成13年度畜産物価格等の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 加工原料乳生産者補給金の単価は、現行補給金を基本に適正に決定すること。また、次年度以降の単価の算定に当たっては、酪農の生産実態に即し、かつ、生産者の努力が報われるよう十分配慮した方式とすること。
さらに、加工原料乳限度数量については、牛乳・乳製品の自給率向上を旨とし、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。
- 加工原料乳生産者経営安定対策における補てん基準価格、補てん率及び抛出金水準については、生産者の所得の変動を緩和しつつ、生産者の過重な負担とならないよう適切に決定するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。
- 新制度下における生乳の需給と価格の安定を確保するため、用途別計画生産の推進、指定生乳生産者団体の広域化及びその機能の強化を支援するとともに、公正かつ適正な取引価格の決定に資するよう、生産者と乳業者間の透明性の高い取引を推進するための

条件整備を図ること。

また、乳製品需給を改善するため、総合的なバターの過剰在庫解消策を緊急に講ずるとともに、ハイファット・クリームチーズの関税分類の見直しについて国際的な同意が得られるよう引き続き努めること。

- 4 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、再生産の確保を図ることを旨として、生産の実態に十分配慮し、畜産農家の経営の安定に資するよう適正に決定すること。

また、肉用牛肥育農家及び養豚農家が意欲と展望を持って生産に取り組めるよう経営安定対策を確立すること。

- 5 飼料自給率の向上等を計画的に図るため、自給飼料基盤の強化等各般の施策を講ずるとともに、国産稲わらの自給体制の構築、その円滑な流通及び利用促進のための対策を充実・強化すること。

また、配合飼料価格安定制度についてその適切な運用を図るとともに、組換え体利用飼料について監視体制の整備を図ること。

- 6 地域と経営の実態に応じた家畜排せつ物処理施設の計画的整備が進められるよう一層農家の負担軽減を図るとともに、たい肥センターの機能強化、耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進や生ごみ等地域資源との一体的な処理を図るなど有機性資源の循環的利用を推進すること。

- 7 ゆとりある畜産業の実現とその安定的発展に資するため、経営継承対策、負債対策等畜産経営に対する支援措置を講ずるとともに、ヘルパー及びコントラクターの積極的活用等を推進すること。

- 8 畜産物の生産・加工・流通過程における衛生・品質管理対策を強力に推進するとともに、食肉処理施設及び乳業施設については、地域の実態等を勘案しつつその再編整備を促進すること。

- 9 学校給食への活用等国産畜産物の消費拡大対策を強化するとともに、生クリームやナチュラルチーズ等を含め国内畜産物の生産振興を図るほか、消費者の適切な商品選択に資する観点から表示の適正化を推進すること。

- 10 WTO農業交渉における我が国の提案においては、食料安全保障や農業の多面的機能の重要性等について積極的な主張を行い、適切な国境措置と国内支持政策の確保に努めること。

右決議する。

【 経済・産業委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、衆議院議員提出1件の合計4件であり、内閣提出はいずれも可決し、衆議院議員提出は修正議決した。

また、本委員会付託の請願5種類67件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案は、以下のような経緯のもとに提出された。

近年、在宅就業や個人でのビジネス機会の増大を背景に、いわゆる内職・モニター商法に係る消費者被害が増加している。また、インターネットの普及に伴い、インターネット通販におけるトラブルや電子メール等を利用したマルチ商法の広告などの問題が生ずるとともに、いわゆるカードレス取引などの現行法が想定していない事例が現れてきた。以上のような諸問題について、政府内では産業構造審議会消費経済部会、割賦販売審議会クレジット産業部会においてそれぞれ検討が進められ、前者は本年9月25日に提言を、後者は9月22日に報告書をそれぞれ取りまとめ、公表したところであり、以上のような検討結果を受け、本法律案は提出された。その主な内容は、内職・モニター商法に対応する業務提供誘引販売取引については、書面交付の義務付け、クーリングオフ制度の導入、割賦購入あっせん業者に対する抗弁を認める等の措置を講ずるとともに、連鎖販売取引については、広告規制の強化等を行い、取引の公正及び消費者利益の保護を図ろうとするものである。委員会においては、内職・モニター商法やマルチ商法に対する規制のあり方、ネット取引に関する消費者トラブルへの対応、消費生活センターの充実強化等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案は、以下のような経緯のもとに提出された。

経済のIT化が進展する中で、電子商取引が今後急速に拡大していくと見込まれている。しかし、現状においてはセキュリティなど電子商取引の普及を阻害する様々な課題があると言われており、書面の交付、書面による手続を義務付けている規制も電子商取引の阻害要因の1つになっているとの指摘がある。産業構造審議会消費経済部会、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議等において、民間における電子商取引を促進するための検討が進められ、書面の交付あるいは書面による手続等を義務付けている50本の法律を一括して改正、従来の方法に加え、インターネット等を利用した電磁的方法も認めようとするものである。委員会においては、電子商取引における消費者保護対策、デジタル・デバイドの防止対策等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党より法律施行後3年以内に施行状況に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨を附則に追加する修正案が提出され、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案は、以下のような経緯のもとに提出された。

いわゆる「貸し渋り」対策として、政府は各種の施策を講じてきたが、なかでも平成10年10月から実施された「中小企業金融安定化特別保証制度」は、その導入後に中小企業の倒産件数が激減するなど一定の役割を果たした。同制度は、そのニーズの高さから平成11年秋に実施期間の延長と保証枠の拡大がなされ、現在の中小企業をめぐる金融情勢は最悪期に比べれば大幅な改善を示している。しかし、倒産件数が再び制度導入以前の水準にまで増加するなど、完全に厳しい状況から脱したとも言えず、このような状況において、来年3月末に特別保証制度の期限が到来することも踏まえ、本法律案は提出された。その主な内容は、中小企業信用保険法について、無担保保険の限度額の引き上げ、倒産関連中小企業者の範囲拡大等を行うことにより、中小企業に対する円滑な資金供給を確保しようとするものである。委員会においては、貸し渋り対応特別保証制度の政策効果、信用保証協会の審査基準の適正化、代位弁済に係る中小企業者からの債権回収のあり方等について質疑が行われ、日本共産党より、特定中小企業者に対する貸し渋り対応特別保証制度の存続等を内容とする修正案が提出された。日本共産党による修正案賛成、原案反対の討論の後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案は、衆議院議員提出の法律案であり、以下のような経緯のもとに提出された。

昨年9月の櫛（シ）・シー・オーウラン加工施設東海事業所の臨界事故以降、原子力発電所の立地を巡る環境が厳しくなっている。しかし、エネルギーの安定供給のためには、原子力による発電が電気の安定供給に欠くことができないものであることから、原子力発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の総合的、広域的な整備に必要な特別措置を講じ、これらの地域の振興を図るために本法律案は提出された。その主な内容は、原子力発電施設等立地地域における振興計画に基づいて、地域住民の安全確保のため、緊急に必要な施設の整備に係る補助率をかさ上げする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、原子力安全・防災体制の整備、電源立地交付金制度の在り方、原子力エネルギーの位置づけ等について質疑が行われた。質疑終局後、自由党より、法律の目的について「原子力による発電の推進等に資するため」の文言を削るとともに、地域の防災に配慮しつつ特別措置を講じることとする等の修正案が提出され、日本共産党及び社会民主党・護憲連合より、原案に対する反対討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。

〔決議〕

本委員会は、11月30日、地球温暖化対策の推進及びエネルギーの長期的な安定供給の確保等を図るため、政府に対し、自然エネルギーの促進に関する法制面の整備について早急に検討を行うこと、自然エネルギー利用の意義等について啓発活動に努めること、自然エネルギーの実用化技術等の研究開発を積極的に推進すること等3項目にわたる**自然エネルギーの導入促進に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

11月7日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行い、原子力事故後の医療

対策に関する件、中小企業対策に関する件、流通業の不公正取引に関する件、IT革命に関する件、流通政策に関する件、石油開発政策に関する件等について質疑が行われ、(株)ジェー・シー・オーウラン加工施設の臨界事故により外傷後ストレス障害(P.T.S.D)の被害を受けた周辺住民に対する対応、中小企業向け融資の改善状況、中央卸売市場仲卸業者に対する量販店の優越的地位の濫用、IT革命が国民生活に及ぼす影響、貸し渋り対応特別保証に対する評価、中心市街地活性化法の成果、イラン・アザデガン油田開発の今後の交渉見通し等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年11月7日(火)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力事故後の医療対策に関する件、中小企業対策に関する件、流通業の不公正取引に関する件、IT革命に関する件、流通政策に関する件、石油開発政策に関する件等について平沼通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、渡海科学技術政務次官、坂本通商産業政務次官、石破農林水産政務次官、伊藤通商産業政務次官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について平沼通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月9日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について参考人国民生活センター理事長糠谷真平君から意見を聴き、平沼通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、坂本通商産業政務次官、伊藤通商産業政務次官、小野経済企画政務次官、政府参考人及び参考人国民生活センター理事長糠谷真平君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第8号)賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月14日(火)(第3回)

- 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について平沼通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月16日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について平沼通商産業大臣、伊藤通商産業政務次官、海老原総務政務次官、実川運輸政務次官、七条大蔵政務次官、宮本金融再生政務次官、

荒井自治政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし

○平成12年11月22日(水)(第5回)

- 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について平沼通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案(閣法第14号)(衆議院送付)について交通・情報通信委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成12年11月27日(月)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について平沼通商産業大臣、坂本通商産業政務次官、伊藤通商産業政務次官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事花野昭男君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第19号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月27日(月)

交通・情報通信委員会、経済・産業委員会連合審査会(第1回)
(交通・情報通信委員会を参照)

○平成12年11月30日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案(衆第15号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員細田博之君から趣旨説明を聴き、同君、同斉藤鉄夫君、同高木毅君、同石井啓一君、同松下忠洋君、同西川太一郎君、平沼通商産業大臣、坂本通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。
(衆第15号) 賛成会派 自保、公明、無会、自由
反対会派 民主、共産、社民
- 自然エネルギーの導入促進に関する決議を行った。
- 請願第12号外66件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、いわゆる内職・モニター商法やマルチ商法などの悪質商法に係る消費者トラブルが急増し、全国の消費生活センター等に苦情相談が多数寄せられている最近の状況にかんがみ、取引の公正及び消費者の利益の保護を一層図ることを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 訪問販売等に関する法律の一部改正

- (1) 対象となる商取引が訪問販売以外にも多岐にわたるため、内容との整合性を図る観点から、題名を「特定商取引に関する法律」に改める。
- (2) インターネット通販におけるパソコンの誤操作によるトラブルの発生防止などを図るため、通信販売において、主務大臣が事業者に対して必要な措置をとるべきことを指示することができる場合として、顧客の意に反して売買契約等の申込みをさせようとする行為をした場合を追加する。
- (3) 連鎖販売取引（マルチ商法）に係る脱法行為を防止するため、連鎖販売取引を行う際の条件となる商品の購入や役務の対価支払等（特定負担）について、政令で定める該当基準（購入額等の総額が2万円以上であること）を削除する。
- (4) 連鎖販売取引について、広告規制を強化するとともに、誇大広告等の禁止規定を設ける。
- (5) 内職・モニター商法に対応する業務提供誘引販売取引を新たに法律の対象として加え、定義、不実告知及び威迫・困惑行為の禁止、広告の表示事項、書面の交付、主務大臣の指示、販売取引停止命令、契約の解除（クーリング・オフ）等の規定について定める。

2 割賦販売法の一部改正

- (1) いわゆるカードレス取引に対応するため、割賦販売等に係る証票等の定義に、「番号、記号その他の符号」を追加する。
- (2) 業務提供誘引販売個人契約について、割賦販売等に係る書面交付、契約の解除等の制限の規定を適用する。
- (3) 業務提供誘引販売個人契約について、割賦購入あっせん業者等に対する抗弁を認める。

3 附則

- (1) この法律は、平成13年6月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置について定める。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 業務提供誘引販売取引に関する規定の適用に当たっては、消費者を幅広く保護するとの観点から、保護の対象となる者の範囲について、近時の在宅就業等の実態に即した柔軟な判断を行うこと。
- 2 業務提供誘引販売取引に関する規制の新設並びに連鎖販売取引の定義の改正及び広告

規制の対象者が下位加盟者に拡大されること等について、事業者及び消費者の双方に対して法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

3 通信販売において顧客の意思に反して売買契約等の申込みをさせようとする行為に対しては、今改正に係る主務大臣による指示を機動的に発動するとともに、インターネットサーフディ等の各種施策の充実強化により、消費者を混乱させやすい画面表示等について、一層の改善が図られるよう努めること。

4 電子商取引が普及拡大し、その対象が多様化していることにかんがみ、取引の実態把握に努め、指定商品等の追加について、適時適切な検討を行うこと。

また、電子商取引に関するガイドラインの策定やオンライン・トラスト・マーク制度などの消費者トラブルの防止に関する産業界の自主的な取組を支援すること。

5 消費生活センター、消費者団体、NPO等の活用により消費者教育、啓発活動の充実を図ること。その際、被害者の多い若年層への教育に特に配慮すること。

また、消費生活センターの存続維持について適切な配慮を払うとともに、相談員の待遇改善と資質向上に向けて一層の支援に努め、苦情・紛争処理機能の充実強化を図ること。

右決議する。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、近年のインターネットの急速な普及、情報通信技術の発達にかんがみ、電子商取引の促進を図るため、民間の商取引において法律により書面の交付等を義務付けている50の関係法律について、新たに電磁的方法を認めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 民間の商取引において書面の交付等を義務付けている関係法律の改正

(1) 民間における商取引において法律により義務付けられている書面、報告書の交付、文書による報告に代え、交付する相手方の承諾を得られれば、電磁的方法（電子メール、ホームページ、ファックス等）により、書面に記載している事項等を提供できることとし、その場合は法律で義務付けている書面の交付等をしたものとみなす。

(2) 交付した書面を保存することが義務付けられている法律において、電磁的方法で交付した場合に、電磁的方法により保存することを認める。

2 組合等において書面による手続を義務付けている関係法律の改正

(1) 組合等において、書面による議決権の行使、書面による構成員の同意取付けを義務付けているものについて、定款の定めるところにより、電磁的方法により議決権の行使等ができるようにする。

(2) 電磁的方法による議決権の行使等を認めるようにすることに伴い、到達時を組合等が使用するコンピュータ等に備えられたファイルに記録がされた時とみなすように規定を整備する。

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、最近の中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通について一層の円滑化を図ることを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業信用保険法の一部改正

(1) 「倒産関連中小企業者」の定義の拡充及び整理

イ 「倒産関連中小企業者」を「特定中小企業者」に改める。

ロ 特定中小企業者に適用される保険の範囲について、事業活動の制限を行っていない事業者と直接の取引関係にないが、取引が連鎖しており、当該企業への依存度が大きい影響を受ける中小企業者等に拡大する。

ハ 金融機関による金融取引の調整に起因して経営の安定に支障を生じる中小企業者（いわゆる貸し渋りを受けている中小企業者）に係る規定を削除する。

(2) 無担保保険の保険限度額の引上げ

中小企業者が無担保で保証を受ける場合に適用される無担保保険の保険限度額を5,000万円から8,000万円に引き上げる。

(3) 信用保証協会の求償権回収業務の債権回収会社への委託

信用保証協会が代位弁済後の回収業務を債権回収会社（サービサー）に委託することに伴い、中小企業総合事業団から信用保証協会に支払われる保険金及び保険金支払い後の回収金額に応じて信用保証協会が中小企業総合事業団に支払う回収納付金の算定における債権回収会社への委託費用の控除について定める。

2 中小企業総合事業団法の一部改正

中小企業総合事業団の中小企業信用保険業務に係る資金繰りのため、短期借入金の借入れに関する規定を整備する。

3 附則

(1) この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、中小企業総合事業団の短期借入金に係る主務大臣の認可に関する規定については、公布の日から、また、1の(1)のロ及びハに関する規定については、平成13年4月1日から施行する。

(2) 無担保の一般保証と貸し渋り対応特別保証を併用する中小企業者に対する無担保保険価額の合計の限度額を1億円とするなど所要の経過措置について定める。

(3) 政府は、中小企業をめぐる金融の状況等を踏まえ、平成17年3月31日までに、無担保保険の保険限度額（8,000万円）について、また、平成15年3月31日までに、破綻金融機関の融資先対策に関する経営安定関連保証の特例措置について、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 中小企業信用保証制度を悪用した不正行為を厳に排除するため、信用保証協会の審査

体制の整備や審査基準の明確化を含めた制度運営の一層の透明化に努めること。

また、代位弁済の増加に対応するため、信用保証協会の債権回収体制を強化するとともに、債務者の状況を踏まえた適切な回収に努めること。

- 2 無担保保険の限度額については、運用実績を踏まえ、見直しの期限前にも必要に応じて見直しを行うこと。
- 3 地方自治体から信用保証協会への天下りは、信用保証協会の専門性・公平性を損なうおそれがあることにかんがみ、その抑制に努めるよう指導すること。
- 4 信用保証協会の保証に係る既存債務については、返済期限の延長等の返済条件緩和を行うなど個々の中小企業の実情に応じた弾力的運用に努めるほか、信用保証協会を中心とした信用リスク評価システムの構築等により担保に頼らない中小企業金融が促進されるよう引き続き支援していくこと。
- 5 中小企業総合事業団の信用保険部門の財政の悪化は、中小企業信用補完制度の存立を危うくするものであることにかんがみ、将来に向けた財政基盤の抜本的な強化策について速やかに検討すること。
右決議する。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案（衆第15号）

【要旨】

本法律案は、原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「原子力発電施設等」とは、原子力発電施設及び原子力発電と密接な関連を有する施設等をいう。

2 原子力発電施設等立地地域の指定

内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、原子力立地会議の審議を経て、原子力発電施設等の周辺地域であって、次の要件に該当するものを原子力発電施設等立地地域として指定することができる。

- (1) 隣接区域の市町村が自然的経済的社会的条件から一体としての振興の必要性が認められること。
- (2) 原子力発電施設等の発生電力量の合計が一定規模以上であること。

3 振興計画の決定

- (1) 都道府県知事は、原子力発電施設等立地地域の指定があったときは、関係市町村長等の意見を聴いた上で、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）の案を作成し、内閣総理大臣に提出する。
- (2) 内閣総理大臣は、原子力立地会議の審議を経て振興計画を決定する。

4 振興計画の内容及び事業の実施

振興計画は、原子力発電施設等立地地域の生活環境、産業基盤等の総合的な整備等に関し必要な原子力発電施設等立地地域の振興の基本的方針、基幹的な道路、鉄道、港湾

等の交通・通信施設の整備、農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発、生活環境の整備等の事項について定めるとともに、振興計画に基づく事業は、国、地方公共団体等が実施する。

5 国の負担割合の特例

振興計画に基づく事業のうち、道路、港湾、漁港、消防用施設及び義務教育施設に関して、原子力発電施設等立地地域の住民生活の安全確保に資することから、緊急に整備することが必要な施設に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、その事業に関する法令の規定にかかわらず、道路、重要港湾、漁港及び義務教育施設については、現行の国の負担割合である原則10分の5を10分の5.5に引き上げるとともに、地方港湾については同じく10分の4を10分の4.5に、また消防用施設については、同じく3分の1を10分の5.5に引き上げる。

6 原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債

振興計画に基づく事業について、地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入する。

7 財政上、金融上及び税制上の措置

国は、振興計画を達成するために必要があると認めるときは、振興計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

8 原子力立地会議の設置及び所掌事務

原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項を調査審議する等のため、内閣総理大臣を議長とし総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣の8人からなる原子力立地会議を内閣府に置く。

9 施行期日及びこの法律の失効

この法律は、平成13年4月1日から施行し、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案委員会修正

【要旨】

- 1 法律の目的について、「原子力による発電の推進等に資するため」の文言を削るとともに、地域の防災に配慮しつつ特別措置を講ずることとする。
- 2 振興計画に定める事項のうち、観光の開発に関する事項及び文化の振興に関する事項を削るとともに、同計画の内容について地域の防災に配慮したものでなければならない旨を加える。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案	衆	12. 10. 6	12. 11. 6	12. 11. 9 可決 附帯	12. 11. 10 可決	12. 10. 30 商工	12. 11. 1 可決 附帯	12. 11. 2 可決
15	書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案	衆	10. 20	11. 13	11. 16 可決	11. 17 可決	11. 7 商工	11. 8 可決	11. 9 可決
19	中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案	衆	11. 10	11. 22	11. 27 可決 附帯	11. 27 可決	11. 17 商工	11. 21 可決 附帯	11. 21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案	細田 博之君 外14名 (12. 11. 15)	12. 11. 15	12. 11. 28	12. 11. 29	12. 11. 30 修正	12. 11. 30 修正	12. 11. 21 商工	12. 11. 28 可決	12. 11. 28 可決
					11. 30回付			12. 1同意		

(注) 修正 修正議決

(5) 委員会決議

—— 自然エネルギーの導入促進に関する決議 ——

地球温暖化対策の推進及びエネルギーの長期的な安定供給の確保等を図るため、政府は、自然エネルギーの開発・導入に関し、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 自然エネルギーの開発・導入を一層促進するため、必要な財政上、金融上及び税制上の措置等、各般の支援策の拡充に更に努力するとともに、エネルギー分野における自由化との整合性を図りつつ、自然エネルギーの促進に関する法制面の整備について早急に検討を行うこと。
- 2 自然エネルギー利用の意義等について国民的な理解を深め、余剰電力購入制度及びグリーン電力制度等の電気事業者による自主的取組が実効的に機能するよう啓発活動に努めること。
- 3 自然エネルギーに係る実用化技術等の研究開発を積極的に推進し、関連分野における国際競争力の向上に最大限努力するとともに、自然エネルギーの普及に向けたアジア・太平洋地域等への技術移転等の国際協力の強化についてより積極的に取り組むこと。
右決議する。

【 交通・情報通信委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件及び日本放送協会（NHK）の平成10年度決算であり、いずれも可決・是認した。

また、本委員会付託の請願1種類13件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案は、近年、情報通信技術（IT）の活用により世界的規模で急激かつ大幅に社会経済構造が変化していることを背景に、本年7月に設置された「IT戦略本部」（本部長は内閣総理大臣、構成員はその他の全閣僚。）及び「IT戦略会議」（構成員は民間有識者。）の合同会議等における検討及び議論を踏まえた上で、我が国においてもIT化の推進に向け、迅速かつ重点的に実施すべき諸施策の基本的な枠組みを定めようとするものである。本法律案では、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念及び施策の策定に係る基本方針が定められており、また、その基本方針に従い重点計画を作成することを求めている。同時に、重点計画の作成及びその実行の推進等を行うため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置することを定めている。なお、本法律案は、衆議院において、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念に、社会経済構造の変化に伴う新たな課題への適確かつ積極的な対応を加える旨の修正が行われている。

委員会においては、森内閣総理大臣ほか関係大臣等に対し質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取し、経済・産業委員会と連合審査を行った。委員会における主な質疑の内容は、電子政府の構築に向けた取組、電気通信事業における競争促進政策の在り方、IT化の推進が雇用に与える影響とその対策、IT化の推進における官民の役割分担、デジタル・デバイドの解消策、国民的視点に立ったIT政策の必要性等である。

質疑を終了し、日本共産党を代表して宮本委員より、本法の目的に、我が国の民主主義と文化の発展及び国民生活の向上並びに公共の福祉の増進に資することを加えること等を内容とする修正案が提出された。次いで、討論に入り、日本共産党宮本委員より、原案に反対、修正案に賛成の意見が述べられた。討論を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、10項目からなる附帯決議を行った。

日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、NHKの平成10年度決算書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、第147回国会の平成12年2月18日に内閣から提出されたものである。

委員会においては、BSデジタル放送普及の課題と対策、青少年の健全育成と放送の在り方、字幕放送の充実に向けた取組、NHKのインターネットによる情報配信等について質疑を行い、全会一致をもって是認すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

10月31日、運輸行政の諸施策について森田運輸大臣から、郵政行政の諸施策について平林郵政大臣からそれぞれ説明を聴取し、11月7日、地上放送デジタル化に係る民放地方局

への財政支援策、地上放送デジタル化のメリットとデメリット、加入者回線網の開放に向けた取組、IT国家戦略の早期策定の必要性、特定郵便局長の任用制度の在り方、JR3社の早期完全民営化、JR東日本の労使問題、整備新幹線の整備促進、自動車メーカーによるクレーム隠し問題、日比谷線脱線事故の原因と事故再発防止策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。
- 運輸行政の諸施策に関する件について森田運輸大臣から、郵政行政の諸施策に関する件について平林郵政大臣からそれぞれ説明を聴いた。

○平成12年11月7日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地上放送デジタル化に係る民放地方局への財政支援策に関する件、地上放送デジタル化のメリットとデメリットに関する件、加入者回線網の開放に向けた取組に関する件、IT国家戦略の早期策定の必要性に関する件、特定郵便局長の任用制度の在り方に関する件、JR3社の早期完全民営化に関する件、JR東日本の労使問題に関する件、整備新幹線の整備促進に関する件、自動車メーカーによるクレーム隠し問題に関する件、日比谷線脱線事故の原因と事故再発防止策に関する件等について平林郵政大臣、森田運輸大臣、佐田郵政政務次官、常田郵政政務次官、泉運輸政務次官、実川運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月10日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について堺屋国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について堺屋国務大臣、平林郵政大臣、釜本労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年11月21日（火）（第5回）

- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について参考人日本電気株式会社代表取締役社長西垣浩司君、岐阜県知事梶原拓君、東京工科大学メディア学部教授清原慶子君及び弁護士・近畿大学産業法律情報研究所講師岡村久道君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月22日（水）（第6回）

- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について
経済・産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した。
-

○平成12年11月27日（月）

交通・情報通信委員会、経済・産業委員会連合審査会（第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について
堺屋国務大臣、平林郵政大臣、平沼通商産業大臣、荒木外務政務次官、伊藤通商産業
政務次官、村田大蔵政務次官、佐田郵政政務次官、海老原総務政務次官、松村文部政
務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
 - 本連合審査会は今回をもって終了した。
-

○平成12年11月28日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）（衆議院送付）について
森内閣総理大臣、堺屋国務大臣、平林郵政大臣、上野内閣官房副長官、海老原総務政
務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第14号）賛成会派 自保、民主、公明、無会
反対会派 共産、社民
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説
明書について平林郵政大臣、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君及び会計検査院当
局から説明を聴き、平林郵政大臣、佐田郵政政務次官、政府参考人、参考人日本放送
協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事松尾武君、同協会専務理事・技師長中村宏君
及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、是認すべきものと議決した。
（NHK平成10年度決算）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会
反対会派 なし
- 請願第249号外12件を審査した。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定
した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにその推進に必要な体制を整備するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本理念

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現、経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上、民間主導の原則と適切な官民の役割分担、並びに情報通信技術の利用機会等の格差の是正を基本理念として行われなければならない。

2 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、教育及び学習の振興並びに人材の育成、電子商取引等の促進、行政の情報化、公共分野における情報通信技術の活用、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、研究開発の推進、並びに国際的な協調及び貢献を基本方針としなければならない。

3 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（以下「重点計画」という。）を作成し、及びその実施を推進するため、内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

本部長は内閣総理大臣をもって充て、副本部長は国務大臣を、本部員は本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣並びに高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

4 重点計画の具体的な目標及び達成の期間等

重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定める。本部は、適時に、重点計画の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 その他

この法律は、平成13年1月6日から施行する。

政府は、この法律の施行後3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、1の基本理念に、社会経済構造の変化に伴う新た

な課題への対応を加える修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 すべての国民が、地理的、身体的、経済的な条件その他の要因に制約されることなく、インターネット等を通じて自由かつ安全に多様な情報や知識を受発信することにより、多様な生き方や価値観を尊重しあうことができる社会の実現に努めること。その際、インターネット等の情報伝達手段としての特性にも十分配慮すること。
- 2 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し地方公共団体が講じる施策について、その実施を阻害する要因を解消し及びその実施を促進するため、必要な支援措置を講じること。
- 3 高度情報通信ネットワーク社会に関する統計等の資料の作成・公表に当たっては、世界最高水準の高度情報通信ネットワーク社会を構成する諸要素に係る指標についても資料を作成し、インターネット等により随時公表すること。
- 4 所得等によってデジタル・デバイドを発生させることのないよう、広く国民がIT革命の果実を享受できるようにするために、高速インターネットサービス市場への新規参入の促進等の競争促進策により、通信料金の国際的に遜色のない水準への一層の低廉化を図ること。
- 5 電子商取引等の促進を図るために必要な措置を講じるに当たっては、消費者の保護に十分配慮すること。
- 6 インターネット等を活用することにより、すべての国民が、行政に対する適確な理解の下に主体的に意見を表明する等の活動が可能となり、もって公正な行政の実現に資するよう、行政の情報化を一層推進すること。
- 7 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保するため、ネットワークの脆弱性の解消、不正アクセスの防止、個人情報の保護等の情報セキュリティ対策を一層強化すること。
- 8 ベンチャー企業などの新規参入を促進し、事業者の自由な経営判断を確保するため、IT分野の規制改革を進めるに当たっては、国際的潮流に劣後することのないよう大幅に見直すとともに、「透明性のあるルール型行政」の確立を図ること。
- 9 IT分野における公正有効な競争を確保するため、引き続き必要な措置を講じること。
- 10 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定及びその実施に当たっては、縦割りや硬直的な対応ではなく、政府として統一的、一体的な取組を進めること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案	衆	12.10.17	12.11.10	12.11.28 可決 附帯	12.11.29 可決	12.10.24 内閣	12.11.9 修正 附帯	12.11.9 修正
				○12.11.10 参本会議趣旨説明			○12.10.24 衆本会議趣旨説明		

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	12.2.18 (147回)	12.9.21	12.11.30 議決	12.11.30 議決	12.9.21 逡信	12.11.16 議決	12.11.17 議決
○第147・148・149回国会 未了							

【 国土・環境委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院議員提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願11種類217件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案は、元建設大臣が公共工事の発注をめぐり受託収賄罪容疑で逮捕され、また、入札談合に対する疑惑や丸投げなどに対する批判が依然としてある状況の中で、我が国においては、公共工事の入札・契約手続の適正化を図るための基本法が存在しないことから立法化が図られたものであり、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備する等所要の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項並びに適正化指針に定める事項について修正がなされた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案は、平成12年8月、与党3党（自民・公明・保守）マンション問題勉強会において、議員立法で提出することで合意したものであり、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることにかんがみ、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士の資格を定め、マンション管理業者の登録制度を実施する等マンションの管理の適正化を推進するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院議員山本有二君から趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、福山理事（民主）から施行後3年を経過した場合において、施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの検討条項を附則に加える修正案（自保、民主、公明、二連の共同提出）が提出され、多数をもって修正議決した。

〔国政調査等〕

11月9日、質疑を行い、公共事業見直しの進捗状況、都市基盤整備公団のノウハウ活用の余地、建設産業再編に対する建設省の考え、COP6における我が国の途上国支援方針、川辺川ダムに関する環境アセスメントの実施、廃棄物不法投棄防止のための政府の取組状況、気候変動に対応した国土保全、公営住宅家賃の減免における課題、低周波音による被害対策、首都機能移転に対する取組姿勢、公共工事コスト縮減の達成状況等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年11月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年11月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市基盤整備公団の業務に関する件、建設産業の再編促進に関する件、気候変動枠組条約第6回締約国会議に関する件、公共事業の見直し等に関する件、廃棄物の不法投棄対策に関する件、公営住宅の家賃減免制度に関する件、低周波音対策に関する件、首都機能移転に関する件、公共工事のコスト縮減に関する件等について扇國務大臣、川口環境庁長官、中原総理府政務次官、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団総裁牧野徹君に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第3回）

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇建設大臣から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について衆議院建設委員長井上義久君から説明を聴いた。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター教授・センター長金本良嗣君、長野県更埴市長・長野県市長会会長宮坂博敏君及び建設政策研究所副理事長栗山嘉明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇建設大臣、田村建設政務次官、河合環境政務次官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第10号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院議員山本有二君から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院議員山名靖英君、同山本有二君、同原田義昭君及び政府参考人に対し質疑を行い、修正議決した。

(衆第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、二連

反対会派 社民、自由

○請願第11号外216件を審査した。

○国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公共工事の入札及び契約の適正化について、その基本となるべき事項として、公共工事の入札及び契約は、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底及び適正な施工の確保を基本として、その適正化が図られなければならないことを規定する。
- 2 公共工事の発注者は、年度ごとの公共工事の発注の見通しを公表するとともに、指名業者の名称その他の公共工事の入札及び契約に関する情報を公表しなければならないこととする。
- 3 公共工事の発注者は、その発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法に違反する入札談合や建設業法等に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会や建設業者の監督権限を有する国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととする。
- 4 公共工事については、一括下請負を全面的に禁止するとともに、公共工事の受注者は、発注者に対して施工体制台帳の写しを提出しなければならないこととする。また、公共工事の発注者は、工事現場の施工体制の点検等の措置を講じなければならないこととする。
- 5 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする。この指針においては、情報の公表に関すること、学識経験者等の意見を適切に反映する方策に関すること、苦情を適切に処理する方策に関すること、入札及び契約の方法の改善に関すること、公共工事の施工状況の評価に関すること、その他入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を定めることとする。また、公共工事の発注者が指針に従って講じた措置の状況について報告を求め、必要に応じ所要の要請を行うことができるものとする。
- 6 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

なお、衆議院において、1の「不正行為」を「談合その他の不正行為」にする等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、適正化指針の策定等その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 国民の負担による公共工事の受注者の選定に関し、国民の疑惑を招かぬよう努め、談合、贈収賄等の不正行為の根絶に向けて、厳重な監督処分、指名停止の運用基準の見直し等を行うこと。
- 2 一般競争入札における審査体制の整備、指名競争入札における指名基準の公表等公共工事の入札及び契約制度について更なる改善を推進すること。
- 3 入札予定価格の公表の在り方については、今後の検討課題とし、少なくとも事後公表を行うよう努め、地方公共団体においては事前公表を行える旨を明確にすること。
- 4 発注者は、入札参加者に対し、対象工事に係る入札金額と併せてその明細を提出させるよう努めること。
- 5 公共工事の入札及び契約に関して監視や苦情処理等を行う第三者機関については、実効を伴った効果的な活動がなされるよう努めること。
- 6 不良業者を排除する一方で、技術と経営に優れた企業の育成に努め、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること。
- 7 施工体制台帳の活用等により、元請企業等と下請企業の契約関係の適正化・透明化に努めること。
- 8 いわゆるダンピング受注は、手抜き工事、下請へのしわ寄せ等につながりやすく、また、建設業の健全な発達を阻害するので的確に排除し、公共工事の品質の確保を図ること。
- 9 公共工事の入札及び契約全般について事務の簡素化・効率化及び競争性・透明性の一層の確保等を図る観点から、IT化を促進するよう努めること。
- 10 公共工事の入札及び契約制度の改善を進めるに当たっては、公共工事の大宗を占める地方公共団体における改善の徹底を図るとともに、規模の小さい市町村等に関しては、その実情を勘案して、執行体制の確保を図るための必要な助言を行うなど、適切な支援措置を講ずること。

右決議する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案（衆第17号）

【要旨】

本法律案は、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることにかんがみ、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士の資格を定める等次のような措置を講じようとするものである。

- 1 国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（マンション管理適正化指針）を定め、公表する。
- 2 マンション管理士の資格の創設
 - (1) 「マンション管理士」の資格制度を創設する。

- (2) マンション管理士は、国土交通大臣の登録を受けて、管理組合の運営その他のマンションの管理に関し、相談に応じ、助言・指導等を業務として行う。
- 3 マンション管理業に対する登録制度の創設等
- (1) マンション管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- (2) マンション管理業者は、事務所ごとに一定数の専任の管理業務主任者を置かなければならない。
- (3) マンション管理業者を構成員とする社団法人を申請に基づき指定し、指定を受けた法人は、管理業に関する苦情処理、管理業に従事する者に対する研修等を行う。
- 4 マンション管理適正化推進センター
- 全国に一を限って、マンション管理適正化推進センターを指定する。指定を受けた法人は、管理組合に対する情報提供、技術的支援、講習、苦情の処理のための指導・助言などの業務を行う。
- 5 宅地建物取引業者は、自らが売主となって新築マンションを分譲した場合には、設計に関する図書を管理組合等へ交付しなければならない。
- 6 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案委員会修正

【要旨】

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの検討条項を附則に加える。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案	衆	12.10.13	12.11.13	12.11.16 可決 附帯	12.11.17 可決	12.10.31 建設	12.11.8 修正 附帯	12.11.9 修正

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
17	マンションの管理の適正化の推進に関する法律案	山本 有二君 外7名 (12.11.17)	12.11.20	12.11.28	12.11.29	12.11.30 修正	12.11.30 修正	12.11.21 建設	12.11.22 可決	12.11.28 可決
					11.30回付			12.1同意		

(注) 修正 修正議決

【 国家基本政策委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き、森内閣総理大臣と討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、10月25日及び11月1日の2回開かれ、いずれも鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君と森内閣総理大臣との間で討議が行われた。

なお、会期中、国家基本政策委員会両院合同幹事会において、合同審査会の運営に関し、配分時間の厳守、テーマを設定しての討議、TV再放送の実施、合同審査会の毎週開催、40分の時間枠の拡大等について議論が行われたが、与野党間で意見の一致を見るに至らなかった。

10月25日の合同審査会（第1回）では、野呂田芳成衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、総理の「第三国経由」発言が北朝鮮による拉致疑惑事件打開に与えた影響、3年前の訪朝団副団長が行った発言の性格、訪朝団副団長の発言について虚偽の説明を行った官房長官の責任、北朝鮮による拉致疑惑事件解決に向けての今後の見通し、英首相に対する総理発言が国益に与えた影響、北朝鮮をめぐる国際情勢に適切に対処することの必要性、3年前の訪朝団が北朝鮮に提示した行方不明者の数、拉致疑惑について物証等により結論が出た事件の数、拉致疑惑の中身を踏まえた上で北朝鮮との交渉に臨むことの必要性、拉致疑惑事件の解決方策について政府部内での意思統一の必要性、訪朝団副団長の発言を社民党を加えた団の見解とすることの不当性等について討議が行われた。

11月1日の合同審査会（第2回）では、本岡昭次参議院国家基本政策委員長が会長を務め、前官房長官が虚偽の国会答弁を行ったことについての認識、覚せい剤事件捜査をめぐる前官房長官の道義的責任、前官房長官による捜査情報漏えいの可能性、捜査情報漏えい疑惑に関し総理として調査を指示することの必要性、北朝鮮への米50万トン支援密約の有無、北朝鮮との交渉において総理の発言等が国益に与えた影響、前官房長官と右翼団体日本青年社とのかかわり、前官房長官に係る疑惑が報道された時点での適切な対応の必要性、KSDによる半強制的な勧誘実態についての調査指示の有無、自民党が任意団体経由でKSDから受け取った政治献金返還の必要性等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年9月27日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
 - 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。
-

○平成12年10月25日（水）（合同審査会 第1回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が森内閣総理大臣と討議を行った。

○平成12年11月1日（水）（合同審査会 第2回）

- 国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が森内閣総理大臣と討議を行った。

【 予 算 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第150回国会において、本委員会は平成12年度補正予算3案の審査を行った。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

平成12年度補正予算3案は、平成12年10月19日に決定された日本新生のための新発展政策の実施等のために編成されたものである。一般会計の歳入・歳出の追加4兆7,832億円を加えた補正後の規模は、89兆7,702億円となった。

補正予算3案は、11月10日国会に提出され、11月14日宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴取、衆議院からの送付を待って11月22日質疑を行った後、討論、採決を行い、同日成立した。

(補正予算の概要については、「Ⅲの2 (3)財政演説」を参照されたい)。

主な論点は以下のとおりである。まず、「宮澤大蔵大臣は、当初予算審議の頃には、今年度は補正予算は必要ない、と述べていたが、何故今回補正予算を編成したのか」との質疑があり、これに対し宮澤大蔵大臣から「年度当初に、今年度は大型の補正予算は必要ないと言ったが、各種の経済指標を見ると景気は企業部門では引き続き回復の動きが順調であるが、雇用面及び家計の消費面において力強さに欠けており、また今後の公共事業等の公的な需要の落ち込みを防ぐとともに、IT関係の準備を21世紀のためにすることが必要だと考えて補正予算を編成した。補正予算の規模については、財政のことも考えて、国債の発行を半分程度にとどめたところである」旨の答弁が行われた。

また、「先の森内閣不信任案が否決されて、自民党分裂の危機を乗り越った森総理の現在の心境はどうか」との質疑に対し、森内閣総理大臣より「今回、与党3党で内閣不信任案を否決したが、これは現在国会で補正予算をはじめ、少年法改正法案、IT基本法案など国民生活にとって重要な法案が審議されており、かつ来年1月に中央省庁の再編が実施されるなど大事な時期であり、今日、国家国民のためには1日も政治の空白を作ってはならないので、適切な判断をいただいたと感謝している。私としては、批判を謙虚に受け止め、今後も果敢に政治を進めていきたい」旨の答弁が行われた。

このほか、KSD問題、APEC首脳会議の成果、日本人拉致と北朝鮮問題、株式譲渡益課税問題、IT革命の影響、三宅島避難者に対する救済策、福祉分野に対する雇用創出等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

森内閣の所信に対する本会議での各党代表質問を受けて、9月29日、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑では、愛知県水害対策、参議院選挙制度、景気の現状、あっせん利得法案への対応、IT革命への対応、少年犯罪と教育の在り方、永住外国人への参政権付与問題、在沖縄米軍基地問題等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年9月29日（金）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について森内閣総理大臣、扇国务大臣、保岡法務大臣、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、西田自治大臣、谷農林水産大臣、中川内閣官房長官、平沼通商産業大臣、大島国务大臣、河野外務大臣、津島厚生大臣、続総務庁長官、虎島防衛庁長官、相沢金融再生委員会委員長、石破農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第2回）

- 平成12年度一般会計補正予算（第1号）（予）
平成12年度特別会計補正予算（特第1号）（予）
平成12年度政府関係機関補正予算（機第1号）（予）
以上3案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月22日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計補正予算（第1号）（衆議院送付）
平成12年度特別会計補正予算（特第1号）（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について森内閣総理大臣、河野外務大臣、保岡法務大臣、吉川労働大臣、福田内閣官房長官、西田国务大臣、宮澤大蔵大臣、虎島防衛庁長官、平沼通商産業大臣、堺屋国务大臣、扇国务大臣、相沢金融再生委員会委員長、津島厚生大臣、谷農林水産大臣、大島文部大臣、続総務庁長官、荒井自治政務次官、七条大蔵政務次官、三浦農林水産政務次官、福島厚生政務次官、河合環境政務次官、釜本労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成12年度補正予算）賛成会派 自保、公明、二連
反対会派 民主、共産、社民、無会

○平成12年12月1日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・ 予算 (3 件)

番 号	件 名	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
			委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	平成12年度一般会計補正予算 (第1号)	12. 11.10	12. 11.10 (予備)	12. 11.22 可決	12. 11.22 可決	12. 11.10 予算	12. 11.21 可決	12. 11.21 可決
		○12.11.10 衆・参財政演説						
2	平成12年度特別会計補正予算 (特第1号)	11.10	11.10 (予備)	11.22 可決	11.22 可決	11.10 予算	11.21 可決	11.21 可決
3	平成12年度政府関係機関補正予算 (機第1号)	11.10	11.10 (予備)	11.22 可決	11.22 可決	11.10 予算	11.21 可決	11.21 可決

【 決算委員会 】

(1) 審議概観

〔平成10年度決算外2件の審査〕

平成10年度決算及び国有財産関係2件は、第147回国会の召集日である平成12年1月20日に提出された。このうち、10年度決算については、12年5月29日の本会議において、大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係2件についても、同日、委員会に付託された（10年度決算外2件の概要については『審議概要（第147回国会）』76ページ及び324ページ参照）。

平成10年度決算外2件の委員会付託を受け、第149回国会閉会後に全般的質疑2回、省庁別審査4回を行った。

第149回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①10年度の財政運営と決算の特徴、②消費税の滞納解消策、③公共事業の再評価システム、④年金積立金の自主運用、⑤スポーツ振興に対する補助金及び助成金にかかる検査院の指摘、⑥国立学校特別会計の決算、⑦JCO臨海事故を教訓とした原子力事故対策、⑧関西国際空港2期事業の見直し、⑨UR農業合意関連対策の中間評価と政策評価等である。

(2) 委員会経過

○平成12年8月29日（火）（第149回国会閉会後第1回）

○平成10年度決算外2件について宮澤大蔵大臣、扇建設大臣、谷農林水産大臣、津島厚生大臣、大島文部大臣、保岡法務大臣、相沢金融再生委員会委員長、平沼通商産業大臣、吉川労働大臣、川口環境庁長官、中川内閣官房長官、統総務庁長官、堺屋経済企画庁長官、虎島防衛庁長官、七条大蔵政務次官、荒木外務政務次官、三浦農林水産政務次官、宮本金融再生政務次官、金子会計検査院長、政府参考人及び参考人日本道路公団理事辻靖三君に対し質疑を行った。

○平成12年8月30日（水）（第149回国会閉会後第2回）

○平成10年度決算外2件について津島厚生大臣、森田運輸大臣、宮澤大蔵大臣、平林郵政大臣、西田自治大臣、統総務庁長官、中川内閣官房長官、虎島防衛庁長官、川口環境庁長官、平沼通商産業大臣、保岡法務大臣、上野内閣官房副長官、田村建設政務次官、鈴木防衛政務次官、小野経済企画政務次官、伊藤通商産業政務次官、荒井自治政務次官、荒木外務政務次官、仲村防衛政務次官、金子会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成12年9月5日（火）（第149回国会閉会後第3回）

○平成10年度決算外2件中、厚生省、労働省及び環境衛生金融公庫関係について津島厚生大臣、吉川労働大臣、釜本労働政務次官、福島厚生政務次官、荒木外務政務次官、上田法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年9月6日（水）（第149回国会閉会後第4回）

○平成10年度決算外2件中、文部省、郵政省及び科学技術庁関係について大島国務大臣、

平林郵政大臣、鈴木文部政務次官、渡海科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年9月19日（火）（第149回国会閉会後第5回）

- 平成10年度決算外2件中、農林水産省、運輸省、北海道開発庁、農林漁業金融公庫及び北海道東北開発公庫関係について森田運輸大臣、谷農林水産大臣、実川運輸政務次官、三浦農林水産政務次官、宮本金融再生政務次官、七条大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年9月20日（水）（第149回国会閉会後第6回）

- 平成10年度決算外2件中、法務省、自治省、警察庁、裁判所及び公営企業金融公庫関係について保岡法務大臣、西田国務大臣、上田法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成12年11月6日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成12年11月30日（木）（第2回）

- 平成10年度決算外2件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他（3件）

備考欄記載事項は本院についてのも

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書	12.1.20 (147回)	12.5.29	継続審査		12.9.21 決算行監	継続審査	
	○第147回国会 12.5.29大蔵大臣報告 継続 ○第148・149回国会 継続						
平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20 (147回)	5.29	継続審査		9.21 決算行監	継続審査	
	○第147・148・149回国会 継続						
平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20 (147回)	5.29	継続審査		9.21 決算行監	継続審査	
	○第147・148・149回国会 継続						

【 行政監視委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において、本委員会は、政府開発援助等について調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

11月20日、政府開発援助に関する決議の実施状況に関する会計検査の結果報告に関する件について金子会計検査院長から説明を聴取した後、政府開発援助に関する件等について質疑を行った。質疑においては、国会法第105条による国会からの検査要請に対する会計検査院の認識と対応、重債務貧困国からの債務救済無償資金の使途報告書未提出に対する外務省の対応、ODAの評価目的と各国の評価制度から見た我が国の評価の在り方、重債務貧困国の債務救済の在り方、「環境配慮のための貿易保険ガイドライン」における評価基準の適切性と審査体制強化の必要性、外務省による援助体制の一元化の必要性、国際協力としての世界のポリオ根絶に向けた我が国の対応、ベルギー産豚肉のダイオキシン汚染及び遺伝子組換えトウモロコシ「スターリンク」混入に対する厚生省の対処、KSD問題に対する労働省の監督責任等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年11月20日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府開発援助に関する決議の実施状況に関する会計検査の結果報告に関する件について金子会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府開発援助に関する件等について七条大蔵政務次官、海老原総務政務次官、金子会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人国際協力銀行総裁保田博君に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【 議院運営委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出2件であり、1件を可決、1件を修正議決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査等〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて国会議員の秘書の勤勉手当の額を改定しようとするものである。

本法律案は、10月31日に衆議院から提出、11月10日、本委員会に付託され、同14日に多数をもって可決された。

国会法の一部を改正する法律案は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、衆議院の常任委員会を再編しようとするものである。

本法律案は、11月21日に衆議院から提出、同27日、本委員会に付託された。

委員会においては、同29日に参議院の常任委員会の再編を内容とする修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決された。また同日、国会法改正による常任委員会の再編に伴いその委員数及び所管等を規定する参議院規則の一部を改正する規則案について、委員会の審査を省略し、本会議に上程することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成12年9月21日（木）（第1回）

一、法務委員長、外交・防衛委員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、農林水産委員長、経済・産業委員長、国土・環境委員長、予算委員長、決算委員長及び行政監視委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び選挙制度に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会4人、公明党3人、日本共産党2人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各1人 計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各1人 計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・保守党21人、民主党・新緑風会11人、公明党及び日本共産党各4人、社会民主党・護憲連合及び自由党各2人、二院クラブ・自由連合1人 計45人

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守党16人、民主党・新緑風会 8人、公明党及び日本共産党各 3人、社会民主党・護憲連合 2人、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合各 1人 計35人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、両小委員及び図書館運営小委員長を選任した。

なお、庶務関係小委員長の選任については、委員長に一任することに決定した。

自由民主党・保守党 7人、民主党・新緑風会 3人、公明党及び日本共産党各 2人、社会民主党・護憲連合 1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 9月26日及び27日

ロ、時間 自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党20分、日本共産党30分、社会民主党・護憲連合20分

ハ、人数 自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各 2人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・保守党 3 公明党 4 日本共産党 5 社会民主党・護憲連合 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党・保守党

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、理事の補欠選任を行った。

一、会期を72日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年9月26日（火）（第2回）

一、庶務関係小委員長を選任した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年9月27日（水）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年10月6日（金）（第4回）

○公職選挙法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成12年10月19日（木）（第5回）

一、事務総長から議長の辞任願に関する報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月1日（水）（第6回）

一、議員故岡利定君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、次の件について上野内閣官房副長官、上田法務政務次官、佐田郵政政務次官及び釜本労働政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、公安審査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ニ、中央労働委員会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月6日（月）（第7回）

一、健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月8日（水）（第8回）

一、少年法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月10日（金）（第9回）

一、選挙制度に関する特別委員会の設置の目的を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため」と改め、その名称を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」と改めることに決定した。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順序 大会派順

- 一、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月13日（月）（第10回）

- 一、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月14日（火）（第11回）

- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第10号）賛成会派 自保、民主、公明、社民
反対会派 共産

- 一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

- 一、本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 11月14日

ロ、時間 民主党・新緑風会20分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人数 各派1人

二、順序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月17日（金）（第12回）

- 一、農地法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

- 一、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月22日（水）（第13回）

- 一、第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議案（鴻池祥肇君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月27日（月）（第14回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月29日（水）（第15回）

- 一、社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 一、国会法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長藤井孝男君から趣旨説明を聴いた後、修正議決した。
 - （衆第21号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民
 - 反対会派 なし
- 一、参議院規則の一部を改正する規則案（西田吉宏君外8名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 一、マンションの管理の適正化の推進に関する法律案及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月30日（木）（第16回）

- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、参議院職員倫理規程の制定に関する件について決定した。
- 一、国立国会図書館職員倫理規程の制定を承認することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年12月1日（金）（第17回）

- 一、次の件について渡海科学技術政務次官、河合環境政務次官、福島厚生政務次官、泉運輸政務次官、佐田郵政政務次官及び荒井自治政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件
 - ロ、原子力委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
 - ハ、宇宙開発委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
 - ニ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
 - ホ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ヘ、運輸審議会委員の任命同意に関する件
 - ト、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

- チ、地方財政審議会委員の任命同意に関する件
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 図書館運営小委員会 】

○平成12年11月30日（木）（第1回）

- 国立国会図書館職員倫理規程の制定に関する件について協議決定した。

(3) 成立議案の要旨

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）

【 要旨 】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて国会議員の秘書の勤勉手当の支給割合を引き下げようとするものであって、その内容は次のとおりである。

- 1 基準日が12月1日である場合の勤勉手当の支給割合を引き下げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行する。

国会法の一部を改正する法律案（衆第21号）

【 要旨 】

本法律案は、中央省庁再編に伴い、現行の衆議院の21の常任委員会を17委員会に再編しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 衆議院の常任委員会について、次の17委員会に再編する。
 - (1) 内閣委員会
 - (2) 総務委員会
 - (3) 法務委員会
 - (4) 外務委員会
 - (5) 財務金融委員会
 - (6) 文部科学委員会
 - (7) 厚生労働委員会
 - (8) 農林水産委員会
 - (9) 経済産業委員会
 - (10) 国土交通委員会
 - (11) 環境委員会
 - (12) 安全保障委員会
 - (13) 国家基本政策委員会

- (14) 予算委員会
- (15) 決算行政監視委員会
- (16) 議院運営委員会
- (17) 懲罰委員会

2 この法律は、平成13年1月6日以後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

国会法の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

参議院の常任委員会について、現行の18委員会を次の17委員会に再編しようとするものである。

- (1) 内閣委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 法務委員会
- (4) 外交防衛委員会
- (5) 財政金融委員会
- (6) 文教科科学委員会
- (7) 厚生労働委員会
- (8) 農林水産委員会
- (9) 経済産業委員会
- (10) 国土交通委員会
- (11) 環境委員会
- (12) 国家基本政策委員会
- (13) 予算委員会
- (14) 決算委員会
- (15) 行政監視委員会
- (16) 議院運営委員会
- (17) 懲罰委員会

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
10	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 藤井 孝男君 (12. 10. 31)	12. 10. 31	12. 10. 31	12. 11. 10	12. 11. 14 可決	12. 11. 14 可決			12. 10. 31 可決
21	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長 藤井 孝男君 (12. 11. 21)	11. 21	11. 21	11. 27	11. 29 修正	11. 29 修正			11. 21 可決
					11. 29 回付			11. 30 同意		

【 災害対策特別委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願4種類7件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

第149回国会閉会後の8月28日、有珠山噴火による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、北海道に委員派遣を行った。

同閉会後の9月18日、派遣委員から報告を聴取し、また、政府参考人から有珠山の火山活動及び伊豆諸島における火山・地震活動並びに平成12年秋雨前線と台風14号に伴う大雨による被害について報告を聴取した後、三宅島の火山活動に伴う避難住民対策、災害多発地域のライフラインの複線化、防災気象情報の連係、東海地方の豪雨による東海道新幹線の長時間停車問題、三宅島に対する被災者生活再建支援の在り方の検討状況、地域防災計画の見直し、平時からの防災情報提供の必要性、最近の降雨現象の著しい変化についての気象庁の認識等について質疑を行った。

10月11日、扇国土庁長官及び政府参考人から平成12年鳥取県西部地震について報告を聴取した後、国土庁長官及び同政務次官の鳥取県西部地震現地調査についての所感、学校の被害及び生徒の避難誘導状況、農水産業の被害状況と今後の対策の見通し、被災者生活再建支援法の適用要件の緩和、被災建築物応急危険度判定調査の今後の施策への反映、島根原子力発電所等への地震の影響等について質疑を行った。

同月17日、平成12年鳥取県西部地震による被害の実情調査のため、鳥取県及び島根県に委員派遣を行った。

11月15日、派遣委員から報告を聴取し、また、政府参考人から伊豆諸島における火山・地震活動について報告を聴取した後、鳥取県西部地震での被災者の住宅再建支援、高齢化に対応した災害対策、文教施設の耐震性確保、防災教育の充実、東海地方豪雨災害後の中小企業関係激甚災害指定基準改正の趣旨、三宅島の火山活動に伴う避難住民の生活支援、震度・マグニチュードの測定方法、活断層調査の進捗状況、都市型水害対策研究会の緊急提言への対応等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年9月18日（月）（第149回国会閉会後第1回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 派遣委員から報告を聴いた。
 - 有珠山の火山活動及び伊豆諸島における火山・地震活動並びに平成12年秋雨前線と台風第14号に伴う大雨による災害について政府参考人から報告を聴いた後、有珠山の火山災害対策に関する件、三宅島の火山活動に伴う避難住民対策等に関する件、ライフラインの複線化に関する件、東海地方における大雨による被害に関する件、新川の決壊に関する件、被災者支援対策に関する件、防災情報の伝達に関する件等について扇国土庁長官、蓮実国土政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
-

○平成12年9月21日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年10月11日（水）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年鳥取県西部地震について扇国土庁長官及び政府参考人から報告を聴いた後、同長官、蓮実国土政務次官、荒木外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 平成12年鳥取県西部地震による被害の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成12年11月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 伊豆諸島における火山・地震活動について政府参考人から報告を聴いた後、鳥取県西部地震による被害の復旧対策に関する件、文教施設の耐震補修と防災教育に関する件、東海地方における豪雨による被害の復旧対策に関する件、三宅島の火山活動に伴う避難住民対策に関する件、活断層の調査に関する件、都市型水害対策に関する件等について扇国土庁長官、蓮実国土政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成12年11月30日（木）（第4回）

- 請願第556号外6件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

〔国政調査等〕

11月8日、第149回国会閉会後の8月23日から同月25日に実施した沖縄の振興開発及び海上保安業務等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。次に、福田沖縄開発庁長官から就任のあいさつを受けた。

11月15日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、沖縄の水資源開発、沖縄のモノレール整備、ポスト三次沖縄振興計画への取組、沖縄観光の振興、北方領土返還交渉とビザなし交流、沖縄の自然保護、北方領土隣接地域振興等基金の運用などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年9月21日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年11月8日（水）（第2回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年11月15日（水）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄の水資源開発に関する件、沖縄のモノレール整備に関する件、ポスト三次沖縄振興計画への取組に関する件、沖縄観光の振興に関する件、北方領土返還交渉とビザなし交流に関する件、沖縄の自然保護に関する件、北方領土隣接地域振興等基金の運用に関する件等について福田沖縄開発庁長官、統総務庁長官、河野外務大臣、白保沖縄開発政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第4回）

○請願第1228号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【 国会等の移転に関する特別委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

11月6日、国会等の移転に関して質疑を行い、扇国土庁長官の外国特派員協会における発言問題、首都機能移転とIT戦略推進の関係、平成2年の国会決議以後における社会経済情勢の変化についての認識、首都機能移転に関する政府の見解、国民の合意形成の必要性と方策等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年9月21日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年11月6日（月）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国会等の移転に関する件について扇国土庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月30日（木）（第3回）

○理事の補欠選任を行った。

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

8月15日に国会に提出された金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について、11月15日、相沢金融再生委員長から説明を聴取し、引き続き同報告に対する質疑を行った。

報告の内容は、①特別公的管理が行われていた長銀及び日債銀に係る措置、②金融整理管財人による処分が命ぜられた金融機関に対する措置、③預金保険法に基づく破綻金融機関の処理、④破綻金融機関の処理に係る資金の使用状況などである。

質疑では、金融機関の健全性や不良債権の状況に関する議論が集中した。これに対し、金融機関による積極的な不良債権の処理や大手銀行の合併・統合により、金融機能の健全化及び金融再編が進んでいるとの認識が政府より示された。

その他、事業会社による銀行業参入や、長銀の譲渡契約に係る問題点についても多くの関心が寄せられた。

また、財務状況の悪化が続く生命保険会社への対応策について、金融再生委員長は、資産の運用利率が予定利率を下回ることにより発生する逆ざやが経営悪化の主因であるとして、生命保険契約の予定利率の変更を可能とするよう法律改正を検討したい旨の発言があった。

(2) 委員会経過

○平成12年9月21日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年11月15日（水）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について相沢金融再生委員会委員長から説明を聴いた後、同委員長、宮澤大蔵大臣、宮本金融再生政務次官、小野経済企画政務次官、政府参考人、参考人預金保険機構理事長松田昇君、東京証券取引所理事長土田正顕君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成12年12月1日（金）（第3回）

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【 選挙制度に関する特別委員会 】

【 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 】

(12.11.10 選挙制度に関する特別委員会を目的及び名称変更)

(1) 審議概観

第150回国会において本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件及び衆議院議員提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願1種類30件は、いずれも保留とした。

なお、「選挙制度に関する特別委員会」は、平成12年11月10日の本会議において、設置目的を「選挙制度に関する調査のため」から「政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため」に、名称を「選挙制度に関する特別委員会」を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」にそれぞれ変更された。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案は、日本国憲法の定める二院制の下における参議院に期待されている役割にかんがみ、参議院の独自性・自主性をより発揮し、国民の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院の運営に資するため、比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数について是正を含む削減を行おうとするものである。

委員会においては、二院制下における参議院の在り方、参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制に改める意義、新制度における投票方法、立候補の届出方法及び当選人決定の仕組み、名簿登載者に認められる選挙運動、連座制の適用、参議院議員の定数を削減する必要性等の質疑が行われ、また参考人からの意見聴取を行った。質疑終局後、本法律案は多数をもって可決された。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案は、公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するために、国会議員、地方公共団体の議員又は長が、国・地方公共団体が締結する契約又は特定の者に対する行政処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して、公務員に、その職務上の行為をさせるように、あつせんをすることの報酬として、財産上の利益を收受すること、及び、公設秘書が、国会議員の権限に基づく影響力を行使して、同様の行為を行うこと等を処罰しようとするものである。

委員会においては、本法律案の立法目的、犯罪主体から「私設秘書」を除いた理由、あつせん行為を行う者が、「その権限に基づく影響力を行使して」あつせんをすることの意味、あつせんの対象行為を「契約」及び「行政処分」に限定した理由、本法律案の「あつせん利得罪」と刑法の「あつせん収賄罪」との相違点等の質疑が行われ、また参考人からの意見聴取を行った。民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合から、犯罪主体に「私設秘書」を加え、「その権限に基づく影響力を行使して」の文言を削除し、対象行為を「契約」及び「行政処分」に限定しないこと等を内容とする修正案が提出され、本法律案及び修正案に対する質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって可決された。

金融経済

選挙制度

倫理選挙

(2) 委員会経過

○平成12年10月2日(月)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年10月6日(金)(第2回)

- 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第7号)について発議者参議院議員片山虎之助君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年10月10日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第7号)について発議者参議院議員片山虎之助君、同須藤良太郎君、同魚住裕一郎君、同保坂三蔵君、同月原茂皓君及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年10月11日(水)(第4回)

- 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第7号)について発議者参議院議員片山虎之助君、同須藤良太郎君、同魚住裕一郎君、同月原茂皓君、同保坂三蔵君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年10月12日(木)(第5回)

- 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第7号)について参考人中央大学法学部教授清水睦君、駒澤大学法学部教授前田英昭君、京都大学大学院法学研究科教授大石真君及び日本大学法学部教授田中宗孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 同法律案について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた。

○平成12年10月13日(金)(第6回)

- 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第7号)について発議者参議院議員片山虎之助君、同魚住裕一郎君、同月原茂皓君、同保坂三蔵君、同須藤良太郎君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(参第7号)賛成会派 自保、公明

反対会派 二連

欠席会派 民主、共産、社民、無会、自由

○平成12年11月13日(月)(第7回)

- 理事を選任した。
- 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員亀井善之君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月15日(水)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員尾身幸次君、同小池百合子君、同谷津義男君、同大野功統君、同山本有二君、同久保哲司君、同漆原良夫君、同亀井善之君、上野内閣官房副長官、海老原総務政務次官、上田法務政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月17日（金）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本有二君、同尾身幸次君、同亀井善之君、同久保哲司君及び同小池百合子君に対し質疑を行った。

○平成12年11月20日（月）（第10回）

- 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本有二君、同大野功統君、同漆原良夫君、同久保哲司君及び同尾身幸次君に対し質疑を行い、参考人中央大学総合政策学部教授渥美東洋君及び日本大学法学部教授岩井奉信君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）及び同案に対する修正案について発議者衆議院議員亀井善之君、同久保哲司君、同小池百合子君、同山本有二君、修正案提出者参議院議員山下八洲夫君及び同池田幹幸君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第1号）賛成会派 自保、公明、無会、二連
反対会派 民主、共産、社民、自由

○平成12年11月30日（木）（第11回）

- 請願第163号外29件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 参議院議員の定数を削減する改正

- 1 参議院議員の定数を252人から242人に10人減ずることとし、比例代表選出議員を96人、選挙区選出議員を146人とする。
- 2 選挙区選出議員については、岡山県、熊本県及び鹿児島県の各選挙区の議員定数をそれぞれ4人から2人に削減する。

第2 参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制とする改正

1 投票の記載事項

選挙人は、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者1人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、参議院名簿登載者の氏名に代えて、参議院名簿届出政党等の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

2 名簿による立候補の届出

政党その他の政治団体は、その名称及び略称並びにその所属する者等の氏名を記載した参議院名簿を選挙長に届け出ることにより、その参議院名簿に記載されている参議院名簿登載者を当該選挙における候補者としてことができ、当該参議院名簿には当

選人となるべき順位を記載しないこととする。

3 当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人

- ① 各参議院名簿届出政党等の得票数に基づき、ドント方式により、それぞれの参議院名簿届出政党等の当選人の数を定めることとし、この得票数には当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むこととする。
- ② 各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿において、参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定める。
- ③ 各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿登載者のうち、当選人となるべき順位に従い、当該参議院名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の参議院名簿登載者を当選人とする。

4 参議院名簿登載者に認められる選挙運動

- ① 参議院名簿登載者1人について、選挙事務所1箇所を設置することができる。
- ② 参議院名簿登載者1人について、自動車2台又は船舶2隻及び拡声機2そろいを使用することができることとし、自動車については原則として無料で使用することができる。
- ③ 参議院名簿登載者1人について、通常葉書（無料）15万枚、中央選挙管理会に届け出た2種類のビラ25万枚を頒布ことができ、通常葉書及びビラは原則として無料で作成することができる。
- ④ 参議院名簿登載者の選挙運動のためにポスター7万枚等を掲示できることとし、一定の立札及び看板の類並びにポスターは原則として無料で作成することができる。
- ⑤ 参議院名簿登載者は個人演説会を開催することができることとし、一定の公共施設を使用する個人演説会を開催する場合における施設の使用については、参議院名簿登載者1人につき、同一施設ごとに1回を限り無料とする。
- ⑥ 演説者がその場所にとどまり、標旗を掲げて行う場合には、選挙運動のため街頭演説をすることができることとし、標旗は参議院名簿登載者1人について、3を交付する。
- ⑦ 参議院名簿登載者は、無料で通じて6枚の特殊乗車券又は特殊航空券の交付を受けることができる。

5 参議院名簿届出政党等に認められる選挙運動について、選挙事務所の設置、新聞広告への掲載、政見放送の実施及び選挙公報への掲載は従前の通り行う。

6 参議院比例代表選出議員の選挙について、総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪、組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪及び公務員等の選挙犯罪による連座制を適用する。

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 参議院議員の定数を削減することに関する改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示される通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制とすることに関する改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示される通常選挙から適用する。

- 3 参議院議員が3年ごとに半数を改選することとされていることに伴う所要の経過措置を設ける。

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案(衆第1号)

【要旨】

本法律案は、公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するために、公職にある者等のあっせん行為による利得等を処罰しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公職者あっせん利得

- (1) 公職にある者(国会議員又は地方公共団体の議員若しくは長)が、国若しくは地方公共団体が締結する契約又は特定の者に対する行政処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して、公務員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を収受したときは、3年以下の懲役に処する。
- (2) 公職にある者が、国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人が締結する契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して、当該法人の役員又は職員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を収受したときも、3年以下の懲役に処する。

2 議員秘書あっせん利得

- (1) 国会議員の公設秘書が、国若しくは地方公共団体が締結する契約又は特定の者に対する行政処分に関し、請託を受けて、当該国会議員の権限に基づく影響力を行使して、公務員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を収受したときは、2年以下の懲役に処する。
- (2) 国会議員の公設秘書が、国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人が締結する契約に関し、請託を受けて、当該国会議員の権限に基づく影響力を行使して、当該法人の役員又は職員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を収受したときも、2年以下の懲役に処する。

3 没収及び追徴

公職者あっせん利得及び議員秘書あっせん利得の場合において、犯人が収受した利益は、没収する。犯人が収受した利益の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 利益供与

公職者あっせん利得又は議員秘書あっせん利得の場合において、財産上の利益を供与した者は、1年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

5 国外犯

公職者あっせん利得及び議員秘書あっせん利得の罪は、刑法第4条(公務員の国外犯)の例に従い、日本国外において、これを犯した者にも適用する。

6 適用上の注意

この法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不当に妨げることはないように、留意しなければならない。

7 公職選挙法の一部改正

- (1) 公職者あつせん利得の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその免除を受けた者で、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者については、選挙権及び被選挙権を有しない。
- (2) 公職者あつせん利得の罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり又は執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
7	公職選挙法の一部を改正する法律案	片山 虎之助君 外4名 (12.10.3)	12. 10. 4	12. 10.19	12. 10. 6	12. 10.13 可決	12. 10.19 可決	12. 10.20 倫理選挙	12. 10.25 可決	12. 10.26 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
1	公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案	亀井 善之君 外17名 (12.9.22)	12. 9.25	12. 11.10	12. 11.13	12. 11.20 可決	12. 11.22 可決	12. 10. 5 倫理選挙	12. 11. 9 可決	12. 11.10 可決
					○12.11.13 参本会議趣旨説明			○12.10.5 衆本会議趣旨説明		

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
21	確定拠出年金法案	衆	12.11.14				12.11.28厚生	継続審査	
○12.11.28 衆本会議趣旨説明									

・本院議員提出法律案（14件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	政治資金規正法の一部を改正する法律案	富樫 練三君 外4名 (12.10.2)	12.10.4		未了					
2	政党助成法を廃止する法律案	富樫 練三君 外4名 (12.10.2)	10.4		未了					
3	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案	富樫 練三君 外4名 (12.10.2)	10.4		未了					
4	解雇等の規制に関する法律案	八田 ひろ子君 外2名 (12.10.2)	10.4		未了					
5	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	八田 ひろ子君 外2名 (12.10.2)	10.4		未了					
6	長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	八田 ひろ子君 外2名 (12.10.2)	10.4		未了					
8	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	吉川 春子君 外2名 (12.10.23)	10.25		未了					
10	戦時における性的強制に係る問題の解決の促進に関する法律案	吉川 春子君 外2名 (12.10.30)	11.1		未了					
11	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	清水 澄子君 外1名 (12.10.30)	11.1		未了					

未付託

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
12	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外10名 (12. 10. 31)	11. 2							
14	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案	南野 知恵子君 外3名 (12. 11. 21)	11. 24							
15	成年年齢の引下げ等に関する法律案	角田 義一君 外2名 (12. 11. 22)	11. 27							
16	犯罪被害者基本法案	江田 五月君 外2名 (12. 11. 22)	11. 27							
17	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案	江田 五月君 外10名 (12. 11. 28)	11. 30							

・衆議院議員提出法律案（17件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案	菅 直人君 外12名 (12. 9. 27)	12. 9. 28					12. 10. 5 倫理 選挙	12. 11. 9 否決	12. 11. 10 否決
4	警察法の一部を改正する法律案	桑原 豊君 外4名 (12. 10. 18)	10. 18					10. 19 地方 行政	11. 2 否決	11. 2 否決
5	公職選挙法の一部を改正する法律案	岡田 克也君 外2名 (12. 10. 23)	10. 24							未了
7	成年年齢の引下げ等に関する法律案	枝野 幸男君 外3名 (12. 10. 26)	10. 27							未了
8	ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案	近藤 昭一君 外3名 (12. 10. 26)	10. 27					11. 7 科学 技術	未了	
9	人権に関する教育及び啓発の推進に関する法律案	石毛 鏝子君 外2名 (12. 10. 30)	10. 31							未了

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
11	住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案	河村 たかし君 外5名 (12. 11. 1)	11. 2					未了		
16	特殊法人等改革基本法案	太田 誠一君 外4名 (12. 11. 15)	11. 16					11. 21 内閣	継続審査	
18	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	鳩山 由紀夫君 外5名 (12. 11. 20)	11. 21							継続審査 (議院運営)
19	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12. 11. 20)	11. 21							継続審査 (災害対策)
20	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	前原 誠司君 外2名 (12. 11. 20)	11. 21							継続審査 (災害対策)
23	犯罪被害者基本法案	細川 律夫君 外3名 (12. 11. 28)	11. 29					未了		
24	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止する法律案	日野 市朗君 外3名 (12. 11. 28)	11. 29					未了		
25	衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	玄葉 光一郎君 外2名 (12. 11. 30)	11. 30					未了		
148 回 1	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴 鐵三君 外1名 (12. 7. 5)						9. 21 倫理 選挙	継続審査	
148 回 2	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	北橋 健治君 外6名 (12. 7. 5)						9. 21 倫理 選挙	継続審査	
148 回 3	国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案	松本 龍君 外7名 (12. 7. 5)						9. 21 倫理 選挙	9. 27 撤回申出 10. 23 撤回 (委員 会許可)	

・予備費等承諾を求めるの件（7件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9. 26				12. 9. 26 決算行監	継続審査	
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9. 26				9. 26 決算行監	継続審査	
平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	12. 9. 26				9. 26 決算行監	継続審査	
平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9. 26						継続審査 (決算行監)
平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9. 26						継続審査 (決算行監)
平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	12. 9. 26						継続審査 (決算行監)
平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	12. 9. 26						継続審査 (決算行監)

3 調査会審議経過

【 国際問題に関する調査会 】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年8月31日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本—我が国の果たすべき役割—」と決定した。第1年目においては、「アジアの安全保障」、「朝鮮半島情勢」、「国連の今日的役割」、「コソボ問題」及び「我が国外交の在り方」等について調査を進めた。第2年目においては、「国連の今日的役割」について多角的観点から重点的に調査を行うとともに、「東アジアの安全保障」についても引き続き調査を行った。

第3年目は、理事会等における協議の結果、「国連の今日的役割」、「東アジアの安全保障」、「我が国外交の在り方」について、更に論議を深める調査を多角的に行い、我が国国民及び国際社会に向けた情報発信と提言の取りまとめを行うこととした。

第150回国会においては、「国連の今日的役割」について2回の調査を行った。

平成12年11月6日に、「国連をめぐる最近の動向と我が国の対応」について、河野外務大臣から報告を聴取し、質疑を行った。

次に、11月15日に、「経済・社会・文化分野における国連活動と専門機関の関係」について、大芝亮参考人（一橋大学大学院法学研究科・法学部教授）、秋月弘子参考人（亜細亜大学国際関係学部助教授）及び岡島貞一郎参考人（同志社女子大学現代社会学部教授）から意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成12年11月6日の調査においては、河野外務大臣から「国連をめぐる最近の動向と我が国の対応」について報告を聴取した後、委員から、安保理改革と我が国の常任理事国入り、人間の安全保障、国家主権を尊重した上での民族・部族対立の解決策、ユネスコ改革における我が国のリーダーシップ、南北格差の拡大阻止、国連分担金とユニセフに対する任意拠出金、核兵器廃絶への我が国の取組、国連の行財政改革に関する我が国の主張、我が国の国連活動に関するグローバルビジョン等について質疑を行った。

11月15日の調査においては、大芝亮参考人から「経済・社会・文化分野における国連活動と専門機関」について、秋月弘子参考人から「国連システムにおける経済・社会協力の調整」について、岡島貞一郎参考人から「ユネスコの現状と課題」について意見を聴取した後、委員から、グローバルガバナンスにおける国連の役割、経済社会理事会の調整機能強化、米国のユネスコ復帰を促す方途、ユネスコへの我が国の貢献、「経済安全保障理事会」の設置、国連援助機関の統合とその問題点、松浦ユネスコ事務局長に対する我が国の支援、NGOと国連専門機関との連携関係、「世界環境機構」の設立、多国間・二国間協力におけるユネスコのリーダーシップ、IMFの在り方、セーフティネットとしての国連の役割、国連及びユネスコと我が国の国益等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成12年10月31日（火）（第1回）

- 調査会長の補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成12年11月6日（月）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について河野外務大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月15日（水）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人一橋大学大学院法学研究科・法学部教授大芝亮君、亜細亜大学国際関係学部助教授秋月弘子君及び同志社女子大学現代社会学部教授岡島貞一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年12月1日（金）（第4回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【 国民生活・経済に関する調査会 】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成10年8月31日（第143回国会）に設置され、調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」として調査を開始したが、初年度目の調査の結果、調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」に改め、平成11年8月4日（第145回国会）に初年度目の中間報告書を、また、平成12年5月26日（第147回国会）に、少子化問題について特に重要であり早急な取組が求められる点についての提言を含む2年度目の中間報告書を、それぞれ議長に提出した。

今期調査会の最終年度に当たる3年度目についても、少子化問題を中心に調査を行うこととし、今国会においては、11月8日に、「地方自治体における少子化対策」について岩手県保健福祉部長関山昌人君及び横浜市福祉局児童福祉部長合田加奈子君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。また、11月15日には、「未婚化、晩婚化が進む中での若者の結婚に対する意識」について、愛知淑徳大学文化創造学部教授小倉千加子君及び財団法人日本青年館結婚相談所所長板本洋子君の両参考人から、意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成12年11月8日に意見を聴取した関山参考人からは、岩手県の少子化対策に関連し、岩手県における少子化の現状、少子化に関する意識調査による少子化の主な要因、少子化対策の総合的な計画となる「いわて子どもプラン（仮称）」、国に対する要望等について説明がなされた。次に合田参考人からは、横浜市の少子化対策に関連して保育施設の整備関係を中心に、横浜版エンゼルプランである「子育てが楽しいまち 横浜プラン」の施策体系、「横浜保育室」と認可保育所の比較、国に対する要望等について説明がなされた。両参考人に対して、出生率の地域差と子育て環境との関係、「いわて子どもプラン」策定への若年層の参加、児童虐待問題、認可外保育施設増加の原因、横浜保育室成功の要因、国による財政援助、労働環境の改善等について質疑があった。

また、11月15日に意見を聴取した小倉参考人からは、少子化の原因は晩婚化にあるにもかかわらず多くの少子化対策は既婚女性を対象に行われているためにおおむね功を奏さないこと、20代から30代の女性を対象に実施した面接調査によると、女性は仕事のために結婚を遅らせているのではなく専業主婦願望がありながら、適当な相手が見つからないために晩婚化が進んでいること、男女が結婚相手に求める条件、階層別結婚意識の特徴等について意見が述べられた。次に板本参考人からは、主として、男性が結婚を望んでも実現できない要因、相談者は男性が多く親の不安が大きい等結婚相談所にみる特徴、結婚に対する考え方と結婚に向けた行動の消極性等晩婚化と男性の結婚事情、また、農村の結婚対策の行き詰まり等について意見が述べられた。両参考人に対し、男女別姓による婚外子問題の解決の可能性、未婚の母・婚外子に対する差別の撤廃、これからの女性の生き方・女性の幸せ、若者の結婚観に与えるマスメディア及び教育の影響、独身男性に結婚を躊躇させる社会状況、未婚化・晩婚化からの回復の可能性等について質疑があった。

(2) 調査会経過

○平成12年11月8日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、地方自治体における少子化対策について参考人岩手県保健福祉部長関山昌人君及び横浜市福祉局児童福祉部長合田加奈子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月15日（水）（第2回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、未婚化、晩婚化が進む中での若者の結婚に対する意識について参考人愛知淑徳大学文化創造学部教授小倉千加子君及び財団法人日本青年館結婚相談所所長板本洋子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年12月1日（金）（第3回）

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【 共生社会に関する調査会 】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年8月31日に設置され、当面の調査テーマを「男女等共生社会の構築に向けて」と決定し、調査を進めている。調査の1年目は「女性に対する暴力」を、2年目は「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、それぞれ議長に中間報告を提出している。

調査の最終年に当たる3年目は「女性の自立のための環境整備」を具体的テーマとして取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、女性の自立のための環境整備のうち、生涯にわたる女性の健康支援について調査を行い、平成12年11月1日、社団法人日本家族計画連盟事務局次長芦野由利子君、津田塾大学学芸学部国際関係学科教授金城清子君及び千葉大学看護学部母子看護学講座教授森恵美君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

次いで11月8日、中原総理府政務次官、松村文部政務次官、福島厚生政務次官及び政府参考人から説明を聴取した後、それぞれ質疑を行った。

また、11月15日、これまでの参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取を踏まえ、委員間の自由討議を行った。

〔調査の概要〕

平成12年11月1日の調査会では、参考人から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、性に関すること、産む産まないに関することを人口政策や道徳ではなく健康や権利という視点からとらえようとする考えである、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが国際社会において人権として認められている中で、我が国の法制度にはこれに反する部分が数多くあり法改正の必要がある等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①好まざる妊娠を防ぐための努力として教育以外に必要な方策、②学校における望ましい性教育の在り方、③リプロダクティブ・ヘルス/ライツを妊娠・出産・母性保護の範囲でとらえている、人の意識や行政の対応を変えていくための方策、④不妊治療における医療保険適用、医療費控除の在り方、⑤人工妊娠中絶を減少させるため、女性の自己決定権及び男性の協力を担保するための行政の優先課題、⑥リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から見た少子化対策と男女共同参画基本計画の問題点、⑦リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する国際的合意が国内政策に反映しにくく、女性の運動として根付いていないことへの対策等について質疑が行われた。

次いで、11月8日の調査会では、①10代の人工妊娠中絶を減らし、性病を撲滅するため、中学・高校の学校教育現場における性教育を大幅に充実させる必要性、②学校の性教育における自己決定権の重要性に対する視点の欠如、③文部省が配布している家庭教育手帳・家庭教育ノートの利用状況、④労働法制や施策を旧来型の母性保護施策から、働くすべての女性の生涯にわたる健康支援策へと変えていくことの必要性、⑤生涯にわたる女性の健康支援に関して、男女共同参画2000年プランに沿った施策の実施状況、⑥リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に、女性の再就職、妊娠、出産によって昇進、給与等で不利益

を被らないということが含まれていることへの理解等について質疑が行われた。

また、11月15日の調査会では、委員から、①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ確立のため、男性中心の社会システムや社会意識を変えていく必要がある、②女性の自己決定権を阻害する堕胎罪は早急に廃止するべきである、③リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った不妊相談事業を更に展開し、妊娠・出産を希望する者が安全で有効なサービスを過度な経済的・精神的負担なしに受けられるような環境を整備するべきである、④社会教育、学校教育において女性の自己決定権を保障し、それを基本に両性の平等な関係を築く取組の推進が必要である、⑤生涯にわたる女性の健康をきちんと保障する総合的なシステムを確立する必要がある、⑥女性の健康と権利を保障する社会をつかっていくためには、女性の自己決定権を保障し、女性自らが正しい判断をするための正確な情報が必要である等の意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成12年11月1日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（生涯にわたる女性の健康支援）について参考人社団法人日本家族計画連盟事務局次長芦野由利子君、津田塾大学学芸学部国際関係学科教授金城清子君及び千葉大学看護学部母子看護学講座教授森恵美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年11月8日（水）（第2回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（生涯にわたる女性の健康支援）について中原総理府政務次官、松村文部政務次官、福島厚生政務次官及び政府参考人から説明を聴いた後、福島厚生政務次官、松村文部政務次官、中原総理府政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月15日（水）（第3回）

- 男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の自立のための環境整備に関する件（生涯にわたる女性の健康支援）について意見の交換を行った。

○平成12年12月1日（金）（第4回）

- 共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

4 憲法調査会審議経過

【 憲 法 調 査 会 】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年1月20日（木）に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申し合わせによって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した論議を行うことを基本方針とし、第150回国会も引き続き、国民の各界各層から意見を聴取して論点を絞るとともに、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

今国会においては平成12年11月15日（水）に日本国憲法について、言論界から評論家・秀明大学教授の西部邁氏及び評論家佐高信氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。続いて11月27日（月）に文明論・歴史論等も含めた広い視野から21世紀に向けた「この国のかたち」をテーマに、碩学として元上智大学教授加藤周一氏及び政治評論家内田健三氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

（言論界及び碩学からの意見聴取）

西部参考人は、現憲法は米国から押し付けられたという認識は正しくない、国民が内発的に考えたのではなくGHQから有り難くちょうだいしたもので「押しいただき憲法」というべきものである、これは個人的自由と技術的合理という2つの価値観のみが基本になった国民の性格が明確にされていないアメリカニズム憲法である、歴史的英知こそが法の根本前提であり、天皇の地位の根拠である「日本国民の総意」とは日本の伝統精神と解釈すべき、また第9条を改正する際には国民の国防義務を規定すべき旨発言した。

佐高参考人は、「憲法押し付け論」について、憲法第99条の公務員の憲法尊重擁護義務は憲法の根幹であり権力者を縛る鎖なのである、押し付けと感じられるということは憲法が存在価値を発揮しているということであり、同条は憲法を破りそうな人のブラックリストであるとし、また現行憲法第9条については世界に誇るべき財産である、日本の企業は憲法や民主主義が一度として入ったことがない「憲法番外地」である旨発言した。

加藤参考人は、日本国憲法の平和主義、国民主権、人権尊重は明治憲法との一番大きな違いとして特徴づけられる、日本ほどの軍備放棄を含む徹底した平和主義は他国になく、戦後の世界の動きは戦争を制限する方向が徐々に強まっており、現憲法の平和主義は世界の戦争に対する態度を先取りしている、抑止理論によって平和を維持できるというのは幻想であり、それは戦争反対の言論こそを抑止した旨発言した。

内田参考人は、憲法を不磨の大典と考えるのは思い込みが強すぎる、現在、改憲論が始めているのはごく当然であり、論憲は大いに結構だ、最近の世論調査をみても9条問題

だけが独走するのではなく、意識が豊かになり多様化している、岸内閣の下にできた内閣憲法調査会、中曽根内閣の下の土光臨調、臨時教育審議会等の改革路線を参考にし、戦後50年の歴史をよく点検をした上で、この段階での改革は何であるのか、将来への展望を持った議論をすべき旨発言した。

(2) 調査会経過

○平成12年11月15日（水）（第1回）

- 幹事の補欠選任を行った。
- 会長は会長代理に江田五月君を指名した。
- 日本国憲法について参考人評論家西部邁君及び評論家佐高信君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月27日（月）（第2回）

- 日本国憲法について参考人元上智大学教授加藤周一君及び評論家内田健三君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

1 議案審議概況

【概観】

今国会に提出された閣法は21件（うち本院先議6件）であり、うち20件が成立し、確定拠出年金法案は衆議院において継続審査となった。

参法は、提出された17件のうち、公職選挙法改正案が成立したが、他の16件は本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出25件のうち、あっせん利得処罰法案、少年法等改正案、国会法改正案等11件が成立したが、他は継続審査又は審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた3件のうち、永住外国人地方参政権法案2件は継続審査、地位利用収賄処罰法案は撤回された。

予算は、平成12年度一般会計補正予算外2件が提出され、成立した。

条約は、日米地位特別協定が提出され、承認された。

予備費は、平成10年度予備費等3件及び平成11年度予備費等4件が提出されたが、いずれも衆議院で継続審査となった。

決算は、継続審査となっていた平成10年度NHK決算が両院で議決され、平成10年度決算は引き続き継続審査となった。

決議案は、提出された2件のうち、議長不信任決議案は否決、オリンピック大阪招致決議案は可決された。

このほか、国会法改正に伴う参議院規則改正案が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成12年度一般会計補正予算外2件は、平成12年11月10日に提出され、同日の衆・参両院本会議における財政演説、11月14日の質疑の後、衆・参予算委員会の審査を経て、11月22日の参議院本会議で可決された。

今回の補正予算は、本年10月、政府において決定された日本新生のための新発展政策を実施するため、社会資本整備費、情報通信技術関連特別対策費等の追加を行うもので、今年度一般会計予算の補正後の総額は、当初予算に対し4兆7,832億円増加し、89兆7,702億円となる。

〔法律案の審議〕

— 閣法 —

【成立した主な閣法】

健康保険法等改正案（11月30日成立）

医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、健康保険法について、高額療養費の見直し及び保険料率の上限の見直しを行うとともに、老人保健法について、老人に係る一部負担金における定率制（1割負担）の導入及び薬剤一部負担金の廃止等の措置を講ずる。

警察法改正案（11月29日成立）

警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会が、警察庁及び都道府県警察の行う監察について、個別具体的な指示をすることを可能とし、必要な場合、公安委員に、指示の履行状況を点検させることを可能とする等の措置を講ずることにより、公安委員会の警察に対する管理機能を強化する。

ヒトクローン技術規制法案（11月30日成立）

社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期するため、人クローン胚等の人及び動物への移植を禁止するとともに、特定胚の取扱いに関する指針の策定等について定める。〔衆議院修正〕検討条項において、法施行5年後を3年に短縮し、総合科学技術会議等における検討を付加する。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（11月29日成立）

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、その基本理念及び基本方針を示し、これに必要な体制の整備及び重点計画の作成等について定める。〔衆議院修正〕基本理念に社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応を加える。

船舶検査活動法案（11月30日成立）

周辺事態安全確保法に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続等について定める。

【衆議院で継続審査となった閣法】

確定拠出年金法案

個人又は事業主が拠出した資金を、個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期において、その運用結果に基づいた給付（掛金の額及び運用により給付金額が変動する）を受ける年金制度を創設する。

— 参 法 —

【成立した参法】

公職選挙法改正案（10月26日成立）

参議院の比例代表選出議員選挙に、名簿登載者に順位をつけず、個人名での投票を原則とした、非拘束名簿式比例代表制を導入するとともに、参議院議員の定数を、比例代表選出議員4人、選挙区選出議員6人（岡山県、熊本県及び鹿児島県の各選挙区それぞれ2人）の計10人を減じて242人とする。

— 衆 法 —

【成立した主な衆法】

あっせん利得処罰法案（11月22日成立）

公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するため、国会議員、地方公共団体の議員若しくは長及び国会議員の秘書（公設に限る）が、請託を受けて、その権限（秘書の場合は当該議員の権限）に基づく影響力を行使し、公務員又は特定の法人の役職員に職務上の作為又は不作為をあっせんした報酬として、財産上の利益

を収受する行為を罰する。

少年法等改正案（11月28日成立）

最近の少年犯罪の動向等にかんがみ、少年事件の処分等の在り方を見直し、少年審判における事実認定手続の適正化を図り、被害者に対する配慮を実現するため、刑事処分可能年齢を14歳に引き下げる、16歳以上の少年の故意による被害者死亡事件を原則検察官送致とする、少年審判に合議制を導入する、重大犯罪の事実認定手続に検察官の関与を可能とする、被害者側の意見聴取を可能とする等の措置を講ずる。〔参議院修正〕法施行5年後の検討条項を追加した。

国会法改正案（11月30日成立）

中央省庁の再編に伴い、衆議院の常任委員会を現行の21から17に再編する。〔参議院修正〕参議院においても、現行18の常任委員会を17に再編する。なお、参議院においては、1種委員会について、委員会再編に伴う各委員会の委員数の見直し及び各委員会の所管事項の事項別から省庁別への変更を行う参議院規則の改正も、併せて行われた。

【継続審査となった衆法】

特殊法人等改革基本法案

特殊法人の改革に関し、基本理念を示し、特殊法人等整理合理化計画の策定、特殊法人等改革推進本部の設置等について定める。

国立国会図書館法改正案

国立国会図書館に、第2次世界大戦に係る諸事項を調査する恒久平和調査局を置く。

被災者支援法改正案

支給対象の拡大、支給額の引上げ及び受給条件の緩和、支給者の市町村への変更、費用の全額国庫負担等の措置を講ずる。

災害弔慰金法改正案

災害弔慰金の支給対象の拡大、災害障害見舞金の支給対象となる障害の程度の緩和及び最高額の引上げ、災害援護資金の貸付対象となる被害の追加、利率の引下げ及び償還期間の延長等の措置を講ずる。

〔条約の審議〕

【承認された条約】

日米地位特別協定（11月17日承認）

日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、本協定の効力存続期間中（2006年3月31日までの5年間）、労務費、公共料金、日本国政府の要請に基づく訓練の変更に要する経費の全部又は一部を負担する。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	21	20	0	0	0	1	0	0	
参法	新規	17	1	0	0	16	0	0	0	
衆法	新規	25	11	0	0	0	4	2	8	
	衆継	3	0	0	0	0	2	0	0	撤回 1
予算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	7	0	0	0	0	7	0	0	
決算 その他	継続	4	1	3	0	0				
決議案		2	1	0	1	0				
規則		1	1	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎ 内閣提出法律案 (21件)

● 両院通過 (20件)

- 1 健康保険法等の一部を改正する法律案
- 2 医療法等の一部を改正する法律案
- 3 農地法の一部を改正する法律案 (修)
- 4 警察法の一部を改正する法律案
- 5 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 7 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案 (修)
- 8 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案
- 9 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 10 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案 (修)
- 11 民事再生法等の一部を改正する法律案
- 12 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案

- 13 著作権等管理事業法案
- 14 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案（修）
- 15 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案
- 16 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案
- 17 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案
- 18 平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
- 19 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案
- 20 地方交付税法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（1件）

- 21 確定拠出年金法案

◎本院議員提出法律案（17件）

●両院通過（1件）

- 7 公職選挙法の一部を改正する法律案

●本院未了（16件）

- 1 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 2 政党助成法を廃止する法律案
- 3 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案
- 4 解雇等の規制に関する法律案
- 5 解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 6 長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 8 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案
- 9 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案
- 10 戦時における性的強制に係る問題の解決の促進に関する法律案
- 11 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案
- 12 民法の一部を改正する法律案
- 13 警察法の一部を改正する法律案
- 14 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
- 15 成年年齢の引下げ等に関する法律案
- 16 犯罪被害者基本法案
- 17 刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案

◎衆議院議員提出法律案（28件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

●両院通過（11件）

- 1 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案
- 3 少年法等の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
- 6 租税特別措置法の一部を改正する法律案

- 10 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 12 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案
- 13 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案
- 14 酒税法の一部を改正する法律案
- 15 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案《修》(衆議院同意)
- 17 マンションの管理の適正化の推進に関する法律案《修》(衆議院同意)
- 21 国会法の一部を改正する法律案《修》(衆議院同意)
- 22 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続(6件)(うち衆議院において前国会から継続2件)

- 16 特殊法人等改革基本法案
- 18 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 19 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 20 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第148回国会提出)

- 1 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
- 2 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

●衆議院否決(2件)

- 2 公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあっせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案
- 4 警察法の一部を改正する法律案

●衆議院未了(8件)

- 5 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 7 成年年齢の引下げ等に関する法律案
- 8 ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案
- 9 人権に関する教育及び啓発の推進に関する法律案
- 11 住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案
- 23 犯罪被害者基本法案
- 24 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止する法律案
- 25 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案

●撤回(1件)(衆議院において前国会から継続)

(第148回国会提出)

- 3 国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案

◎予算(3件)

●両院通過(3件)

- 1 平成12年度一般会計補正予算(第1号)
- 2 平成12年度特別会計補正予算(特第1号)

3 平成12年度政府関係機関補正予算（機第1号）

◎条約（1件）

●両院通過（1件）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（7件）

●衆議院継続（7件）

- 平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
- 平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（4件）

●是認すると議決（1件）

（第147回国会提出）

- 日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●継続（3件）

（第147回国会提出）

- 平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書
- 平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（2件）

●可決（1件）

- 2 第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議案

●否決（1件）

- 1 議長不信任決議案

◎規則案（1件）

●可決（1件）

- 参議院規則の一部を改正する規則案

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,784件（108種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」193件、「介護保険の改善及び医療保険の改悪計画反対に関する請願」131件、「不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民主的転換に関する請願」73件などであった。

各委員会への付託件数は、総務107件、法務189件、外交防衛28件、財政金融71件、文教科科学64件、国民福祉864件、労働社会105件、農林水産21件、経済産業67件、交通通信13件、国土環境217件、災害対策7件、沖縄・北方1件、倫理選挙30件であった。

請願者の総数は845万0,847人に上っている。

請願書の提出期限については、11月17日の議院運営委員会理事会において会期終了7日前の同月24日までと決定された。

11月30日、各委員会において請願の審査が行われ、5委員会において135件（10種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで12月1日の本会議において「法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願」外134件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、7.6%であり、また、種類別の採択率（採択数／付託数）は、9.3%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
総 務	107	0	0	107	0	
法 務	189	58	0	131	58	
外 交 防 衛	28	0	0	28	0	
財 政 金 融	71	0	0	71	0	
文 教 科 学	64	3	0	61	3	
国 民 福 祉	864	32	0	832	32	
労 働 社 会	105	41	0	64	41	
農 林 水 産	21	0	0	21	0	
経 済 産 業	67	0	0	67	0	
交 通 通 信	13	0	0	13	0	
国 土 環 境	217	0	0	217	0	
災 害 対 策	7	0	0	7	0	
沖 縄 ・ 北 方	1	1	0	0	1	
倫 理 選 挙	30	0	0	30	0	
計	1,784	135	0	1,649	135	提出総数 1,784件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 法務委員会 58件
法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願（第251号外29件）
裁判所の人的及び物的充実にに関する請願（第566号外27件）
- 文教・科学委員会 3件
私立学校の保護者負担軽減及び私学助成の充実にに関する請願（第898号）
義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持等に関する請願（第1246号外1件）
- 国民福祉委員会 32件
遺伝子組換え作物・食品の安全性の審査に関する請願（第204号外21件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第1239号外7件）
保育制度の改善及び充実にに関する請願（第1306号）
保育制度における緊急課題への対応及び改善に関する請願（第1541号）
- 労働・社会政策委員会 41件
雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願（第426号外40件）
- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 1件
北方領土返還促進に関する請願（第1228号）

質問主意書一覧

【第150回国会（臨時会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
1	米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問主意書	照屋 寛徳君	12. 9. 28	12. 10. 2	12. 10. 17	12. 10. 6 内閣から通知書受領(12. 10. 18まで答弁延期)
2	中川秀直官房長官が日本青年社に対し礼状を送付した件に関する質問主意書	小川 敏夫君	10. 4	10. 11	10. 17	
3	戦後処理問題としての戦時遭難船舶犠牲者に関する質問主意書	照屋 寛徳君	10. 5	10. 11	10. 31	10. 17 内閣から通知書受領(11. 1まで答弁延期)
4	米軍夜間連続離着陸訓練及び相模総合補給廠における衛生演習に関する質問主意書	齋藤 勁君	10. 6	10. 11	10. 31	10. 17 内閣から通知書受領(11. 1まで答弁延期)
5	地球温暖化とメタンハイドレードに関する質問主意書	加藤 修一君	11. 6	11. 8	12. 8	11. 14 内閣から通知書受領(12. 11まで答弁延期)
6	政府の核・生物・化学兵器（NBC兵器）対処に関する質問主意書	井上 美代君 外3名	11. 9	11. 13	12. 1	11. 17 内閣から通知書受領(12. 4まで答弁延期)
7	建築基準法に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 13	11. 15		11. 21 内閣から通知書受領(12. 18まで答弁延期)
8	国際自然保護連合のジュゴン保全勧告決議に関する質問主意書	照屋 寛徳君	11. 13	11. 15	11. 28	11. 21 内閣から通知書受領(11. 29まで答弁延期)
9	小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書	中村 敦夫君	11. 15	11. 20		11. 24 内閣から通知書受領(12. 20まで答弁延期)
10	原子力エネルギーの経済性の再検討に関する質問主意書	清水 澄子君	11. 16	11. 20		11. 24 内閣から通知書受領(12. 18まで答弁延期)
11	遺伝子組換え食品問題に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 20	11. 22		11. 28 内閣から通知書受領(12. 25まで答弁延期)
12	シックハウス症候群に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 20	11. 22		11. 28 内閣から通知書受領(12. 18まで答弁延期)
13	土地収用法等に関する質問主意書	福山 哲郎君	11. 27	11. 29		12. 5 内閣から通知書受領(12. 20まで答弁延期)
14	東海地震と浜岡原発の耐震性等に関する質問主意書	福島 瑞穂君	11. 28	11. 29		12. 5 内閣から通知書受領(12. 27まで答弁延期)
15	医療法における精神病床の人員配置基準に係る特例規定と社会権規約に関する質問主意書	朝日 俊弘君	11. 28	11. 29		12. 5 内閣から通知書受領(12. 25まで答弁延期)
16	朝鮮人労務者等の未払金供託に関する質問主意書	福島 瑞穂君	11. 29	12. 1		12. 5 内閣から通知書受領(12. 27まで答弁延期)
17	日本政府が認定した「北朝鮮による拉致の疑いのある事件」に関する質問主意書	清水 澄子君	11. 29	12. 1		12. 5 内閣から通知書受領(13. 1. 17まで答弁延期)
18	医療保険制度に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 29	12. 1		12. 5 内閣から通知書受領(13. 1. 17まで答弁延期)
19	医療の質に関する質問主意書	櫻井 充君	11. 29	12. 1		12. 5 内閣から通知書受領(13. 1. 17まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
20	神奈川県内の米軍基地・施設における遊休部分の返還に関する質問主意書	小泉 親司君 外1名	11.30	12.1		12.5 内閣から通知書受領 (12.12.20まで答弁延期)
21	外国人研修・技能実習制度に関する質問主意書	大脇 雅子君	11.30	12.1		12.5 内閣から通知書受領 (13.1.17まで答弁延期)
22	代用心膜使用症例における遅発性皮下膿症及び縦隔炎の発生に関する質問主意書	櫻井 充君	11.30	12.1		12.5 内閣から通知書受領 (13.1.31まで答弁延期)
23	遺伝子組換え飼料スターリンク混入問題に関する質問主意書	櫻井 充君	11.30	12.1		12.5 内閣から通知書受領 (12.12.25まで答弁延期)

【第149回国会（臨時会）答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
1	吉野川第十堰改築事業をめぐる中山正暉前建設大臣と建設省徳島工事事務所長の言動に関する質問主意書	中村 敦夫君	12.7.28	12.8.2	12.9.22	12.8.8 内閣から通知書受領 (12.9.25まで答弁延期)
3	「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書	竹村 泰子君	7.28	8.2	9.22	8.8 内閣から通知書受領 (9.25まで答弁延期)
5	政府の国際人権条約履行義務に基づく東京都知事発言への対応に関する質問主意書	竹村 泰子君	8.4	8.9	10.3	8.15 内閣から通知書受領 (10.4まで答弁延期)
7	薬物依存に関する質問主意書	櫻井 充君	8.4	8.9	9.8	8.15 内閣から通知書受領 (9.11まで答弁延期)
8	北富士演習場の管理権が米軍から自衛隊に転換した後に防衛施設庁が山梨県などに支払った約500億円の土地賃借料・使用料に関する質問主意書	田 英夫君	8.7	8.9	9.8	8.15 内閣から通知書受領 (9.11まで答弁延期)
9	道路法によって譲与された国有地の用途に関する質問主意書	浅尾 慶一郎君	8.7	8.9	9.1	8.15 内閣から通知書受領 (9.4まで答弁延期)
10	東京電力MOX燃料の品質保証確認に関する質問主意書	福島 瑞徳君	8.9	8.9	9.19	8.15 内閣から通知書受領 (9.20まで答弁延期)
11	住宅用火災警報器の制度化に関する質問主意書	小川 勝也君	8.9	8.9	9.19	8.15 内閣から通知書受領 (9.20まで答弁延期)
12	フロン問題についての政府の対応に関する質問主意書	加藤 修一君	8.9	8.9	9.12	8.15 内閣から通知書受領 (9.13まで答弁延期)
13	JRによる不当労働行為に対する救済命令の実効性確保に関する質問主意書	大脇 雅子君	8.9	8.9	9.12	8.15 内閣から通知書受領 (9.13まで答弁延期)
14	ブルーインパルスT4型機の墜落に関する質問主意書	櫻井 充君	8.9	8.9	9.12	8.15 内閣から通知書受領 (9.13まで答弁延期)
15	日本経済に関する質問主意書	櫻井 充君	8.9	8.9	9.8	8.15 内閣から通知書受領 (9.13まで答弁延期)

※ なお、第150回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第151回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

1 国会会期一覧

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第136回 (常会)	8. 1. 22(月)	8. 1. 22(月)	8. 6. 19(水)	150	—	150
第137回 (臨時会)	8. 9. 27(金)	—	8. 9. 27(金) 衆議院解散	—	—	1
第138回 (特別会)	8. 11. 7(木)	8. 11. 11(月)	8. 11. 12(火)	6	—	6
第139回 (臨時会)	8. 11. 29(金)	8. 11. 29(金)	8. 12. 18(水)	20	—	20
第140回 (常会)	9. 1. 20(月)	9. 1. 20(月)	9. 6. 18(水)	150	—	150
第141回 (臨時会)	9. 9. 29(月)	9. 9. 29(月)	9. 12. 12(金)	75	—	75
第142回 (常会)	10. 1. 12(月)	10. 1. 12(月)	10. 6. 18(木)	150	8	158
第143回 (臨時会)	10. 7. 30(木)	10. 8. 7(金)	10. 10. 16(金)	70	9	79
第144回 (臨時会)	10. 11. 27(金)	10. 11. 27(金)	10. 12. 14(月)	18	—	18
第145回 (常会)	11. 1. 19(火)	11. 1. 19(火)	11. 8. 13(金)	150	57	207
第146回 (臨時会)	11. 10. 29(金)	11. 10. 29(金)	11. 12. 15(水)	48	—	48
第147回 (常会)	12. 1. 20(木)	12. 1. 20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135
第148回 (特別会)	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回 (臨時会)	12. 7. 28(金)	12. 7. 28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 (臨時会)	12. 9. 21(木)	12. 9. 21(木)	12. 12. 1(金)	72	—	72

直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 12. 12. 1 現在)

内閣総理大臣	森	喜朗 (衆・自民)
法務大臣	保岡	興治 (衆・自民)
外務大臣	河野	洋平 (衆・自民)
大蔵大臣	宮澤	喜一 (衆・自民)
文部大臣 (科学技術庁長官)	大島	理森 (衆・自民)
厚生大臣	津島	雄二 (衆・自民)
農林水産大臣	谷	洋一 (衆・自民)
通商産業大臣	平沼	赳夫 (衆・自民)
運輸大臣 (北海道開発庁長官)	森田	一 (衆・自民)
郵政大臣	平林	鴻三 (衆・自民)
労働大臣	吉川	芳男 (参・自保)
建設大臣 (国土庁長官)	扇	千景 (参・自保)
自治大臣 (国家公安委員会委員長)	西田	司 (衆・自民)
国務大臣 (内閣官房長官) (沖縄開発庁長官)	福田	康夫 (衆・自民) (12. 10. 27就任)
国務大臣 (金融再生委員会委員長)	相沢	英之 (衆・自民)
国務大臣 (総務庁長官)	続	訓弘 (参・公明)
国務大臣 (防衛庁長官)	虎島	和夫 (衆・自民)
国務大臣 (経済企画庁長官)	堺屋	太一
国務大臣 (環境庁長官)	川口	順子
内閣法制局長官	津野	修

(異動) 国務大臣 (内閣官房長官、沖縄開発庁長官) 中川秀直君は12. 10. 27辞任

4 本会議・委員会等傍聴者数

(会期終了日 12.12.1 現在)

回次	総計	内訳	
		本会議	委員会等
136 (常会)	2,928	1,068	1,860
137 (臨時会)	9	8	1
138 (特別会)	149	48	101
139 (臨時会)	424	267	157
140 (常会)	5,108	1,451	3,657
141 (臨時会)	1,668	410	1,258
142 (常会)	3,301	999	2,302
143 (臨時会)	1,621	665	956
144 (臨時会)	506	269	237
145 (常会)	6,108	1,837	4,271
146 (臨時会)	1,115	362	753
147 (常会)	4,497	1,340	3,157
148 (特別会)	45	32	13
149 (臨時会)	432	193	239
150 (臨時会)	2,015	902	1,113

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

(会期終了日 12.12.1 現在)

年 (平成)	総計	参観内訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別参観
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	187,657	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11	190,559	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12	177,970	30,382	143,957	1,996	1,582	53

* 特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

6 外国議会議長等招待一覽

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
連合王国上院議長 (12. 8. 18 招待状発送)	団長 (上院議長) アーヴィン・オブ・レアグ卿 同夫人 アーヴィン夫人 随員 (上院議長秘書) デボラ・マシューズ君	12. 9. 12 ～9. 18
オーストリア共和国 上院議長 (12. 9. 27 招待状発送)	団長 (上院議長) ヨハン・パイヤー君 団員 (上院副議長) アンナ・エリザベート・ ハーゼルバッハ君 同 (上院議員) ルードヴィッヒ・ビーリンガー君 同 (同) イルゼ・ギージンガー君 同 (同) モニカ・ミュルヴェルト君 随員 (上院事務次長) アリス・アルシュ＝ハラント君	12. 10. 21 ～10. 29
シンガポール共和国 国会議長 (12. 10. 31 招待状発送)	団長 (国会議長) タン・スークン君 同夫人 タン・スークン夫人 団員 (国会議員) ヤコブ・イブラヒム君 同 (同) ロウ・チアキアン君 同 (同) シン・ブンアン君 同 (同) テオ・ホーピン君 同 (同) S・イスワラン君 随員 (国会事務局長補) キャリー・チャン君	12. 11. 18 ～11. 24

7 参議院議員海外派遣一覽

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
フィンランド共和国、ノール ウェー王国及びアイスランド共 和国の各国国会訪問並びに各国 の政治経済事情等視察 (12. 7. 27 議長決定)	イギリス、 フィンランド、 ノールウェー、 アイスランド、 ドイツ	12. 8. 21 ～8. 30	西田 吉宏君 山崎 正昭君 今泉 昭君 山下 栄一君 大淵 絹子君	12. 9. 21 議院 運営委員会に 報告書提出
教育及び青少年問題に関する実 情調査並びに各国の政治経済事 情等視察 (12. 7. 31 議長決定)	アメリカ、 カナダ	12. 9. 10 ～9. 20	北岡 秀二君 金田 勝年君 小川 勝也君 佐藤 泰介君 笹野 貞子君	12. 12. 1 議院 運営委員会に 報告書提出
欧州諸国における農業及び食料 問題に関する実情調査並びに各 国の政治経済事情等視察 (12. 8. 4 議長決定)	ベルギー、 フランス、 スイス	12. 9. 10 ～9. 17	若林 正俊君 景山 俊太郎君 国井 正幸君 松谷 蒼一郎君 小林 元君 和田 洋子君	12. 12. 1 議院 運営委員会に 報告書提出

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
アジア諸国における安全保障及び経済協力に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (12.8.8 議長決定)	中国、 フィリピン、 タイ	12.8.23 ～9.1	片山 虎之助君 亀谷 博昭君 長谷川 道郎君 山崎 力君 寺崎 昭久君 松崎 俊久君 風間 昶君	12.12.1 議院 運営委員会に 報告書提出
スペイン上院議長の招待による 同国公式訪問及び各国の政治経 済事情等視察 (12.8.8 議長決定)	デンマーク、 スペイン、 モロッコ、 フランス	12.9.1 ～9.11	(副議長) 菅野 久光君 野沢 太三君 北澤 俊美君 木庭 健太郎君	_____
ハンガリー共和国国民議会議長 及びポーランド共和国上院議長 の招待による両国公式訪問 (12.8.14 議長決定)	ハンガリー、 ポーランド	12.8.20 ～8.31	(議長) 斎藤 十朗君 阿部 正俊君 奥石 東君 吉川 春子君	_____
社会保障及び雇用に関する実情 調査並びに各国の政治経済事情 等視察 (12.8.14 議長決定)	オーストラリア、 ニュー・ジーラ ンド	12.9.5 ～9.14	加藤 紀文君 鶴保 庸介君 朝日 俊弘君 直嶋 正行君 堀 利和君	12.12.1 議院 運営委員会に 報告書提出
第21回東南アジア諸国連合議員 機構 (A I P O) 総会出席及び 各国の政治経済事情等視察 (12.8.14 議長決定)	シンガポール、 マレーシア	12.9.9 ～9.16	野間 赴君 緒方 靖夫君	12.12.1 議院 運営委員会に 報告書提出
ブルガリア共和国国民議会議長 の招待による同国公式訪問及び 各国の政治経済事情等視察 (12.8.15 議長決定)	ドイツ、 ギリシャ、 ブルガリア、 ハンガリー	12.9.1 ～9.11	岡野 裕君 入澤 肇君 山下 八洲夫君 日笠 勝之君 谷本 巍君	12.12.1 議院 運営委員会に 報告書提出
欧州評議会議員会議・第9回経 済協力開発機構 (O E C D) 活 動拡大討議出席及び各国の政治 経済事情等視察 (12.9.11 議長決定)	フランス、 ベルギー	12.9.24 ～10.1	池田 幹幸君	12.12.1 議院 運営委員会に 報告書提出
第104回列国議会同盟 (I P U) 会議出席及びインドネシア共和 国の政治経済事情等視察 (12.9.20 議長決定)	インドネシア	12.10.13 ～10.22	久世 公堯君 佐々木 知子君 大沢 辰美君	12.12.1 議院 運営委員会に 報告書提出

8 国会関係日誌 (12. 8. 10~12. 12. 1)

【第149回国会(臨時会)閉会后】

8. 10(木) ○平成12年上半期国際収支速報(大蔵省)
○ジェトロ貿易白書
- 11(金) ○日銀、ゼロ金利政策解除を決定
- 15(火) ○人事院勧告
○「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」
○南北朝鮮離散家族相互訪問
- 19(土) ○森総理、バングラデシュ、パキスタン、インド、ネパール訪問(～26日)
- 20(日) ○斎藤議長一行、ハンガリー、ポーランド公式訪問(～31日)
- 21(月) ○日朝国交正常化交渉(～24日)
- 22(火) ○2000年国連軍縮秋田会議(～25日)
- 24(木) ○衆内閣委(人事院勧告)
- 25(金) ○警察改革要綱(国家公安委員会、警察庁)
- 28(月) ○参災害対策特委 委員派遣(北海道・有珠山)
○国連食糧農業機関(FAO) アジア・太平洋地域総会(横浜市)
○大正生命保険に業務停止命令
- 29(火) ○参決算委
- 30(水) ○参決算委
○IPU世界議長会議(国連本部、～9月1日)
○G8下院議長会議(ニューヨーク)
- 31(木) ○国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP) 環境相会議(北九州市)
9. 1(金) ○預金保険機構、日本債券信用銀行を企業連合へ譲渡
○菅野副議長一行、スペイン公式訪問(～11日)
○「ものづくり基盤技術基本計画」
- 2(土) ○三宅島に島外避難指示
- 3(日) ○アジア・太平洋環境会議(北九州市、～5日)
- 4(月) ○日ロ首脳会談(東京、～5日)
○山本護司衆議院議員逮捕
- 5(火) ○太平洋地域陸軍管理セミナー(PAMS、東京、～10日)
- 6(水) ○国連ミレニアムサミット(～8日)
○98年参院選定数訴訟で「配分は合憲」の最高裁判決
- 7(木) ○森総理、国連演説
- 8(金) ○政治資金収支報告書
○山本護司衆議院議員の辞職許可
○ムーディーズ、日本国債の格付けを引下げ
- 10(日) ○OPEC総会、原油増産を決定(ウィーン)
○香港立法会選挙
- 11(月) ○日米安全保障協議委員会
- 12(火) ○EU加盟14カ国、対オーストリア外交制裁解除を発表
○英国上院議長一行来日(議長招待)
○海上保安白書(海上保安庁)
- 13(水) ○G8外相会合(ニューヨーク)
○河野外相、国連演説
- 14(木) ○臨時会9月21日召集を閣議決定
○続総務庁長官、北方領土(択捉島)訪問
- 15(金) ○シドニー五輪(～10月1日)
- 18(月) ○参災害対策特委
- 19(火) ○参決算委
○基準地価(国土庁)
- 20(水) ○参決算委
○衆厚生委(医原性クロイツフェルト・ヤコブ病問題)
- ### 【第150回国会(臨時会)】
- 21(木) ○第150回国会(臨時会)召集
○開会式
○参本会議(議席の指定、常任委員長の選挙、5特別委員会の設置、会期決定、所信表明演説)
○衆本会議(議席の指定、会期決定、常任委員長の選挙、6特別委員会の設置、所信表明演説)
- 22(金) ○警察白書
- 23(土) ○日韓首脳会談(熱海)
○G7蔵相・中央銀行総裁会議(プラハ)
- 25(月) ○衆本会議(代表質問 鳩山由紀夫君、谷津義男君、岡田克也君、北側一雄君)
- 26(火) ○参本会議(代表質問 北澤俊美君、鴻池祥肇君)
○衆本会議(代表質問 佐藤公治君、穀田恵二君、土井たか子君、井上喜一君)
○IMF・世界銀行年次総会(プラハ、～28日)
○男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的考え方」
- 27(水) ○参本会議(代表質問 白浜一良君、阿部幸代君、田英夫君、千葉景子君、

- 月原茂皓君)
- 28(木) ○衆予算委 (基本的質疑)
○衆憲法調査会
○「平成12年度第1四半期における予算使用の状況」
○デンマーク、国民投票でユーロ参加を否決
- 29(金) ○参予算委 (総括質疑)
○みずほホールディングス設立
○「平成12年度第1四半期国庫の状況」
○公正取引委員会年次報告(独禁白書)
○「平成11年度郵便事業の損益計算等に関する報告」
10. 2(月) ○「国立国会図書館の経営及び財政状態の報告」
○「証券取引等監視委員会の活動状況」
○KDDI発足
- 3(火) ○衆本会議
- 4(水) ○国際エネルギー機関 (IEA) 臨時理事会 (パリ)
- 5(木) ○衆本会議
○ユーゴスラビア、コシュトニツァ氏が政権樹立を宣言
- 6(金) ○鳥取県西部地震
○「行政組織の新設改廃状況報告書」
- 9(月) ○富山県知事選、中沖豊氏6選
○千代田生命、更生特例法適用申請
- 10(火) ○ノーベル化学賞に白川英樹・筑波大名誉教授
○「国の貸借対照表」試案 (大蔵省)
- 12(木) ○米朝共同コミュニケ (ワシントン)
- 13(金) ○森総理と朱中国首相会談 (東京)
○ノーベル平和賞に金大中韓国大統領
- 15(日) ○長野県知事選、田中康夫氏
- 17(火) ○参災害対策特委 委員派遣(鳥取県西部地震)
- 18(水) ○第41委員会室設置 (旧41委員会室と42委員会室を統合)
- 19(木) ○参本会議 (議長辞任許可、議長選挙、議長不信任決議案否決、公選法改正案可決)
○経済対策「日本新生のための新発展政策」
- 20(金) ○アジア欧州会議 (ASEM) 首脳会合「朝鮮半島の平和のためのソウル宣言」
○協栄生命、更生特例法適用申請
- 21(土) ○オーストリア共和国上院議長一行来日 (議長招待)
- 22(日) ○参院滋賀補選、山下英利氏
○衆院東京21区補選、川田悦子氏
○新潟県知事選、平山征夫氏
○岡山県知事選、石井正弘氏
○日本・シンガポール首脳会談(東京)
- 23(月) ○オルブライト米務長官が朝鮮民主主義人民共和国訪問 (~25日)
- 24(火) ○衆本会議
○「21世紀に向けての社会保障」(社会保障構造の在り方について考える有識者会議)
- 25(水) ○基本政策委合同審査会 (5月10日以来の党首討論)
○日米韓外相会談 (ソウル、対北朝鮮政策について)
- 26(木) ○衆本会議 (藤井議院運営委員長解任決議案否決、公選法改正案成立)
- 27(金) ○議会開設110年記念式典委員決定、委員長に西田吉宏議院運営委員長
○中川秀直官房長官辞任、後任に福田康夫衆議院議員
○国民経済計算の算出方法改定 (22年ぶり)
- 30(月) ○「平成11年度予算使用の状況 (出納整理期間を含む。)」
○日朝国交正常化交渉 (北京、~31日)
- 31(火) ○衆本会議
○「経済・物価の将来展望とリスク評価」(日銀)
11. 1(水) ○参本会議 (新議員紹介、岡利定君逝去につき哀悼の件、人事案件、租特法改正案成立)
○基本政策委合同審査会
○ハタミ・イラン大統領国会演説
○河野外相、ロシア訪問 (~3日)
○日・イラン首脳会談
- 2(木) ○衆本会議
- 4(土) ○公明党全国大会
- 6(月) ○参本会議 (健保法改正案及び医療法改正案趣旨説明、労災保険法及び労

- 働保険料徴収法改正案可決)
- 7(火)○衆本会議
○米大統領選投票日
- 8(水)○参本会議 (少年法改正案趣旨説明、警察法改正案趣旨説明、家畜伝染病予防法改正案可決、著作権等管理事業法案可決、民事再生法改正案・外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案可決)
○裁判官弾劾裁判所裁判長に上杉光弘議員を互選
○日本赤軍最高幹部・重信房子容疑者逮捕
- 9(木)○衆本会議
- 10(金)○参本会議 (選挙特委名称変更、在日米軍駐留経費特別協定趣旨説明、IT基本法案趣旨説明、一般職の任期付職員採用及び給与特例法可決、訪販法及び割販法改正案成立、財政演説)
○衆本会議 (財政演説)
○平成12年度補正予算提出
○国民生活白書 (企画庁)
- 12(日)○A P E C 閣僚会議 (ブルネイ、～13日)
- 13(月)○参本会議 (あっせん利得処罰法案趣旨説明)
○地球温暖化防止ハーフ会議 (C O P 6、～25日)
- 14(火)○参本会議 (財政演説に対する質疑、一般職給与法改正案成立、国会議員秘書給与法改正案成立)
○衆本会議 (財政演説に対する質疑)
○裁判官訴追委員会
○教育白書 (文部省)
○G 7 蔵相・中央銀行総裁会議 (パリ)
- 15(水)○A P E C 首脳会議 (ブルネイ、～16日)
- 16(木)○衆本会議 (家畜伝染病予防法改正案成立、労災保険法及び労働保険料徴収法改正案成立)
○クリントン米大統領、ベトナム訪問
- 17(金)○参本会議 (農地法改正案趣旨説明、ヒト・クローン規制法案趣旨説明、日米特別協定承認、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案成立、公共工事適正化法案成立)
○衆本会議 (オリンピック大阪招致決議案可決、一般職の任期付職員の採用及び給与特例法案成立)
○公益法人白書 (総理府)
- 18(土)○シンガポール共和国国会議長一行来日 (議長招待)
- 19(日)○栃木県知事選、福田昭夫氏
- 20(月)○衆予算委
○衆本会議 (延会)
○司法制度改革審議会中間報告
- 21(火)○衆予算委 (補正予算可決)
○衆本会議 (森内閣不信任案否決、補正予算可決、民事再生法改正案・外国倒産処理手続承認援助法案成立、著作権等管理事業法案成立、衆院規則改正案可決)
○ペルー国会、フジモリ大統領の罷免決議
- 22(水)○参予算委 (補正予算可決)
○参本会議 (オリンピック大阪招致決議案可決、船舶検査活動法案趣旨説明、あっせん利得処罰法案成立、補正予算成立)
- 24(木)○第22回共産党大会、新委員長に志位和夫書記局長を選出
○A S E A N と日中韓の首脳会議 (シンガポール)
- 27(月)○参本会議 (少年法改正案修正議決、地方交付税法改正案成立、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法改正案成立、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法改正案成立、平成11年度決算剰余金処理特例法案成立、酒税法改正案成立)
- 28(火)○衆本会議 (松浪健四郎君懲罰事犯の件 (登院停止25日間) 議決、少年法改正案修正同意)
○運輸白書
- 29(水)○参本会議 (人権教育・啓発推進法案成立、警察法改正案成立、農地法改

正案成立、IT基本法案成立、国会法改正案修正議決、参議院規則改正案可決)

○議会開設110年記念式典(参議院議場)

30(木)○**参本会議**(市町村合併特例法改正案成立、ヒト・クローン規制法案成立、船舶検査活動法案成立、健保法改正案・医療法改正案成立、マンション管理適正化推進法案修正議決、NHK平成10年度決算是認、原発立地地域振興特措法案修正議決)

12. 1(金)○**参本会議**(国家公務員等任命同意、日程請願採択、閉会中審査決定、議長挨拶)

○衆本会議(マンション管理適正化推進法案修正同意、原発立地地域振興特措法案修正同意、請願審議、閉会中審査決定)

○議会開設110年記念議会政治展示会(憲政記念館、～7日)

○行政改革大綱を閣議決定

○「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告」

○「経済構造の変革と創造のための行動計画」の第3回フォローアップ

○尼崎公害訴訟、和解で合意